

令和元年度
自己点検評価書

東海学院大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準1 使命・目的等	8
基準2 学生	24
基準3 教育課程	67
基準4 教員・職員	85
基準5 経営・管理と財務	92
基準6 内部質保証	102
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	107
基準A 産学官連携・地域連携	107
基準B 公開講座	112
V. 特記事項	114
VI. 法令等の遵守状況一覧	116
VII. エビデンス集一覧	130
エビデンス集（データ編）一覧	130
エビデンス集（資料編）一覧	130

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 東海学院大学の使命・目的

東海学院大学の建学の精神は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」である。本学の歴史は、昭和 20(1945)年に神谷一三初代理事長と神谷みゑ子初代学長の両名によって設立された岐阜高等服飾女学校に始まる。昭和 36(1961)年に「女子の専門資格の取得及び経済的自立と国際感覚の涵養」を使命として初代理事長神谷一三と初代学長の神谷みゑ子両氏により学校法人神谷学園の設立が認可されると、昭和 38(1963)年に岐阜県下初の私立短期大学である、家政科を置く東海女子短期大学が開学した。この東海女子短期大学の建学の精神は「広く国際的な視野に立つ社会性、創造性と行動力豊かな女性の育成」であった。神谷みゑ子学長は、服飾学の研究のために渡欧の際、ヨーロッパの女性が社会で颯爽と活躍している現実を見て、日本人女性も自立心と国際感覚を持つべきことを痛感していた。また両氏は戦後の復興期にあって女性が自立という状態からほど遠い存在であることをみて、女性であっても専門技術を持てば男性と同じように経済力を持つことができるという信念を持っていた。このように両氏は 74 年前に本学の建学の精神を打ち立てたのである。

本学の前身は昭和 56(1981)年に設立された東海女子大学であり、平成 19(2007)年 4 月に男女共学化して東海学院大学と名称を変更し今日に到っている。昭和 56(1981)年、女子高等教育をさらに進めるため、東海女子短期大学開学時における建学の精神を踏襲して 4 年制大学の東海女子大学が開学した。そして平成 19(2007)年、この東海女子大学は半世紀にわたる高等教育の歴史と建学の精神を堅持しながら、男女共学の東海学院大学として、新たな歩みを始めた。これは日本社会が、男女共同参画社会に向かい出したことに加え、地域社会からの共学化への要望の高まりに応えたものであった。産学官の連携の進展とともに高校と大学の連携にも行政が積極的に関与しはじめ、県内の大学によるコンソーシアムが構築され、地域住民が参加する生涯学習の機会が増えた。こうした中、地域に開かれた大学として建学の精神を実現するためには、共学化の実施は必然な流れであった。この男女共学化によって本学は建学の精神を「女性の自立」「女性の国際感覚の育成」から「自立のための人間教育」「国際感覚を備えた教養人の育成」へと変更しながら、基本理念および使命・目的は短期大学開学以来一貫して受け継いでいる。

大学は高等教育機関として次代の発展を担う若者を育成する責務を持つが、近年では、社会のグローバル化や教育のユニバーサル化によって、社会からは即戦力となる者が求められ、学生からは個々の興味や希望する職業に即応する教育が期待されるようになった。本学はこうした状況に対応し「建学の精神および確固とした専門知識を身に付けた人材を育成すること」を教育の基本理念とし、これを遂行するための教育課程、教育環境の整備に努めている。

2. 東海学院大学の個性・特色

本学は半世紀に渡り建学の精神に基づき、「自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成する」という使命・目的のもと教育と人材育成に励んできた。こうして培った「文武両道精神に則った教育」「豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育」「国際感覚を養うための実践的教育」は、本学の個性・

特色である。

・文武両道精神に則った教育

本学の「文武両道精神に則った教育」とは、行動力豊かな人材を育成するための実践的教育である。本学は神谷一三初代理事長の哲学に根ざし開学以来スポーツの振興に非常に力を注いできた。伝統的に多くの学生が学業と部活動を両立させる、すなわち文武両道の精神を学び、数々の偉業を成し遂げてきた。ホッケー、バドミントン、軟式テニス、硬式テニス、ソフトボール、バレーボール、剣道、軟式野球などの競技においては県内または東海地方でトップレベルの活躍をし、地域のスポーツを牽引している。特にバドミントン、ホッケーでは日本代表及び世界レベルの選手を育て、オリンピック選手も輩出している。この文武両道の精神は学生の協調心や自立心を高め、「ひとつづくり教育」に大きな役割を果たしている。

・豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育

「豊かな創造性、行動力を育むための実践的教育」は「基礎ゼミナールⅠ」（東海学院大学短期大学部では「建学の精神」）において行われている。【資料Ⅰ-2-1】この科目は、入学式当日の学長を含む教員の講義の実践・応用として、人として大切な「創造性と行動力」を本学創立者の生き方から学び、自分の人生設計のきっかけを得る、現代の日本、多文化、多文明化している世界に目を向けて、「創造性と行動力」を考えられるようにする、思考力や分析力を深め、自らの意見を明確に表現できるようにする等の学修を目的として行われているが、同時に職業人育成につながることも目指している。

以上の実践的教育は、本学の伝統、校風から生まれ出たものであり、いずれも本学の教育において教養、感性、社会性、創造性、行動力等を高める特性をもつ。このように本学は、学生が親しみや楽しみを持ちながら本学の教育の根底にあり続ける建学の精神の修得が成就されるよう努めている。

・国際感覚を養うための実践的教育

「国際感覚を養うための実践的教育」としては、英国ケンブリッジ在の本学の所有する語学専門学校(Cambridge Academy of English、以下 CAE と称する)での語学学修のための留学斡旋があげられる。本学の国際教育交流センターでは、学生の海外留学のために、CAE を含む短期、長期の様々な留学プログラムが用意されており、学生の要望や相談に対応している。本学は、開学以来、米国ニューヨーク州立ファッション工科大学 (F.I.T.) やハワイ州立大学など多数の外国大学との姉妹校提携やスタッフの学術交流、留学生交換などの交流を深めてきた。平成 6(1994)年の附属図書館開館の記念式典には、英国元首相のマーガレット・サッチャー女史を招き、「M. サッチャー女史とのふれあい交流会」を開催するなど海外諸大学との交流の経験も長い。近年ではアジア圏との交流も重視しており、平成 20 (2008)年には、韓国春川大学との学術提携も行うなど、西欧諸国やアジア諸国を中心に学生のための留学相談、海外留学生の受け入れなどにも積極的に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 I-2-1】 シラバス「基礎ゼミナール I」

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

東海学院大学は、昭和 20(1945)年に設立された岐阜高等服飾女学校を発祥とし、昭和 38(1963)年に開設された東海女子短期大学、昭和 56(1981)年に開設された東海女子大学を継承して平成 19(2007)年の男女共学化によって誕生した。

東海学院大学の前身である東海女子大学は、はじめ文学部に英米文化学科と人間関係学科の 2 学科を置く構成でスタートした。英米文化学科の設置は、高度経済成長期以前から国際化教育を標榜し、英国に語学学校を擁し、幅広い視野でグローバルに行動する若人の育成を目的とした本学園の精神を具現したものである。人間関係学科は「教育学、心理学、社会学という従来の区分では複雑化する社会に生きる人間像を理解・分析することが難しくなってきたため、新たに複数の視点を設定して人間総体の理解に努める」ことを教育目的とした学科である。また平成 4(1992)年には、「美学、美術学、美術史、諸芸術、情報の科学的観点から美の本質や芸術の原理を教育研究する」美学美術史学科を設置した。平成 6(1994)年には短期大学と共用の附属図書館を開館し、平成 12(2000)年には総合福祉学科を設置した。平成 14(2002)年には、関連する研究教育を整理統合して、英米文化学科と美学美術史学科を基礎とする総合文化学科を設置した。

文学部人間関係学科は、建学の精神に則り、「人間に関わる諸科学の領域から諸問題を総合的、科学的に把握し、心理学、社会学、教育学の 3 分野に専攻において、それぞれの専門領域から人間の個人的及び社会的行動の発達と陶冶について研究教育していく」ことが目的であったが、それをさらに昇華させるためには、人間関係学科を学部とし専攻分野を設けることが必要となった。このため平成 14(2002)年に人間関係学部を設置し、学部の中に人間関係学科と新たに心理学科を置いた。

平成 17(2005)年には社会的ニーズの変化に対応すべく、文学部を総合福祉学部に変更するとともに総合文化学科の募集を停止した。平成 18(2006)年には人間関係学部人間関係学科の募集を停止し、子ども学科を開設した。平成 19(2007)年には、男女共同参画社会の浸透に伴う社会情勢の変化を受けて男女共学化を行った。

平成 20(2008)年には、総合福祉学部を健康福祉学部と名称変更し、新たに食健康学科を開いた。平成 21(2009)年には、人間関係学部子ども学科を子ども発達学科と変更した。平成 24(2012)年には、食健康学科は食健康栄養学科へと学科名称の変更を行ったが、平成 26(2014)年には、国家試験受験資格取得養成機関としてさらなる明確性を打ち出すために、食健康栄養学科から管理栄養学科へ変更するとともに、同学科内に臨床検査技師課程を設置した。また同学部総合福祉学科に、臨床工学技士課程を設置した。さらに人間関係学部心理学科に、言語聴覚士及び救急救命士課程を設置した。さらに平成 30(2018)年には公認心理師課程を設置した。

本学の大学院は、研究機関としての機能を明確にし、かつ次代の研究者や専門職就業者を養成するために、平成 10(1998)年に英米文化専攻と人間文化専攻から成る大学院文学研究科修士課程として開設された。現在の大学院は、地域の社会的ニーズを反映して平成 19(2007)年に名称変更し、人間関係学研究科修士課程臨床心理学専攻となっている。

東海学院大学の概要は以上の通りで、現在は、法人本部、大学、大学院、短期大学部、第一及び第二附属幼稚園の 6 機関から成る学園の中心的教育研究機関となっている。

学園・大学の主な沿革

昭和 20 年	岐阜高等服飾女学校開校
昭和 36 年	学校法人神谷学園設立
昭和 38 年	東海女子短期大学開学 家政科設置
昭和 39 年	東海女子短期大学 家政科被服専攻、食物専修科設置
昭和 41 年	東海女子短期大学 英文科、初等教育科設置
昭和 45 年	米国コロラド州テンプルビューエル・カレッジ (現コロラドウィメンズ・カレッジ) と姉妹校締結
昭和 47 年	東海女子短期大学附属東海第一幼稚園開設
昭和 48 年	東海女子短期大学 児童教育科設置
昭和 50 年	英国にケンブリッジ・アカデミー・オブ・イングリッシュ (CAE) 開校
昭和 53 年	東海女子短期大学附属東海第二幼稚園開設
昭和 54 年	米国ニューヨーク州立ファッション工科大学と姉妹校締結
昭和 56 年	東海女子大学開学 文学部英米文化学科、人間関係学科設置
昭和 59 年	米国ハワイ州立大学ヒロ校、ハワイ・ロア大学、ホバートアンドウィリアムスミス大学と姉妹校締結
平成 4 年	文学部美学美術史学科設置
平成 6 年	東海女子大学・東海女子短期大学附属図書館竣工
平成 10 年	大学院文学研究科修士課程 (英米文化専攻、人間文化専攻) 設置
平成 12 年	文学部総合福祉学科設置
平成 14 年	<ul style="list-style-type: none"> ・文学部英米文化学科と美学美術史学科を募集停止し、これを基礎として文学部総合文化学科設置 ・文学部人間関係学科を募集停止し、これを基礎として人間関係学部設置 心理学科 人間関係学科設置
平成 15 年	文学研究科修士課程英米文化専攻廃止
平成 17 年	文学部を総合福祉学部に名称変更、文学部総合文化学科募集停止
平成 18 年	人間関係学部 人間関係学科 募集停止 子ども学科設置
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共学化により東海女子大学を東海学院大学へと名称変更 ・大学院文学研究科修士課程人間文化専攻を人間関係学研究科修士課程臨床心理学専攻に名称変更 臨床心理士資格認定協会第一種指定校として認定される
平成 20 年	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉学部を健康福祉学部と名称変更、食健康学科設置 ・東海女子短期大学を東海学院大学短期大学部に名称変更 ・韓国国立春川教育大学校と協定締結 ・郡上高等学校、関高等学校、加茂農林高等学校との高大連携協定の締結 ・各務原市 (教育委員会・健康福祉部) との連携に関する協定締結

東海学院大学

	岐阜県産業経済振興センターと本学で「岐阜県内の中小企業支援に関する協定書」の締結
平成 21 年	人間関係学部子ども学科を子ども発達学科に変更
平成 24 年	健康福祉学部食健康学科を健康福祉学部食健康栄養学科へ変更
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉学部食健康栄養学科を募集停止し、健康福祉学部管理栄養学科を設置 同学科に臨床検査技師国家試験受験資格の養成課程を設置 ・健康福祉学部総合福祉学科に臨床工学技士国家試験受験資格の養成課程を設置 ・人間関係学部心理学科に救急救命士及び言語聴覚士の国家試験受験資格の養成課程を設置 ・本館耐震工事完成
平成 27 年	岐阜新聞社との包括的な連携協定に関する協定を締結した
平成 28 年	公益財団法人日本高等教育評価機構において、大学機関別認証評価の結果、大学評価基準に適合していることが認定された
平成 29 年	各務原市、JA ぎふ、各務原市商工会議所と産学官連携協定を締結した
平成 30 年	<p>人間関係学部子ども発達学科の収容定員を、平成 31 年 4 月より 320 名から 200 名（入学定員 80 名→50 名）に変更する届出をした</p> <p>人間関係学部心理学科に公認心理師の国家試験受験資格の養成課程を設置</p> <p>大学院人間関係学研究科臨床心理学専攻に公認心理師の国家試験受験資格の養成課程を設置</p>
平成 31 年	大塚製薬株式会社と包括的な連携・協力に関する協定を締結した
令和元年	<p>東海学院大学健康福祉学部食健康栄養学科の廃止届をした</p> <p>人間関係学部心理学科の収容定員の変更を伴わない編入学定員及び入学定員変更に係る学則変更の届け出をした</p> <p>硬式野球専用グラウンド竣工（令和 2 年 2 月完成予定）</p> <p>学生寮建て替え（令和 2 年 3 月完成予定）</p>

2. 本学の現況

- ・ 大学名 東海学院大学
- ・ 所在地 岐阜県各務原市那加桐野町 5 丁目 68 番地
- ・ 学部の構成

健康福祉学部	総合福祉学科
	管理栄養学科
人間関係学部	心理学科
	子ども発達学科

東海学院大学

- ・ 大学院の構成 大学院（修士課程） 人間関係学研究所 臨床心理学専攻

- ・ 学生数、教員数、職員数（令和元年5月1日現在）

学部の学生数

学部等名又は学科名	収容定員数	入学者数	在学者数
健康福祉学部	640	91	332
総合福祉学科	320	34	115
管理栄養学科	320	57	217
人間関係学部	680	158	460
心理学科	480	139	368
子ども発達学科	200	19	92
(合計)	1,320	249	792

大学院の学生数

大学院研究科・専攻名	収容定員数	入学者数	在学者数
人間関係学研究所 臨床心理学専攻	14	6	8

教員数

学部等名又は学科名	専任教員数
健康福祉学部	38
総合福祉学科	14
管理栄養学科	24
人間関係学部	41
心理学科	25
子ども発達学科	16
人間関係学研究所 臨床心理学専攻	(12)
(合計)	79

* 授業を担当しない教員及び助手を除く

職員数

職種	職員数
正職員	23
その他	16
(合計)	39

* 法人本部職員の発令者1人の大学業務を0.5とカウントする

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

東海学院大学の使命・目的は、「東海学院大学学則」第 1 条に建学の精神として「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を明示し、かつ第 2 条には、目的として、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成する」と定めている【資料 1-1-1】。

また大学院の使命・目的は、「東海学院大学大学院学則」第 1 条に大学と同様の建学の精神を掲げ、目的として「幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培い、有益な人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている【資料 1-1-2】。

なお、建学の精神は本学の前身である東海女子大学の時から脈々と引き継がれ、社会への有用性に溢れる視野の広い人材を輩出し、学問研究の発展に努めている。また、子どもから高齢者までの心と身体の健康に関する教育・研究をさらに進め、地域の「知の拠点」として、国際時代の大学の役割と社会的責任を担っていくことを明示している。

こういった大学及び大学院の教育理念・目的のもとに、学生便覧トップに建学の精神を明記し、各学部・学科は一貫して、知的、道徳的及び応用能力の修得に努めることを明確にし、以下に示す各学部の教育目的を規定し、体現・達成するための 3 つのポリシーを具体的に明示している。

本学は 2 学部 4 学科及び大学院 1 研究科から成っている。各学部学科の人材育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、「東海学院大学学則」第 4 条、第 6 条および第 7 条【資料 1-1-3】に以下のように定めている。

ア 健康福祉学部

健康福祉学部には、総合福祉学科及び管理栄養学科が置かれている。健康福祉学部は、建学の精神に基づき、福祉・スポーツ・栄養・医療など多面的なウェルネスの視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

総合福祉学科は、社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身に付け、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育む。その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、福祉・スポーツ・医療のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする。

管理栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養と保健の専門知識と技術を学び、栄養と保健の分野で活躍するための倫理性を確立し、それとともに専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育む。その人間性の基礎の上に、この学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

イ 人間関係学部

人間関係学部には、心理学科及び子ども発達学科が置かれている。人間関係学部は、建学の精神に基づき、急速に変化する現代社会の人間関係をめぐる諸問題及び心身の諸問題について、心理学及び子ども学の視点から教育・研究を行い、各分野の専門的知識・技能と豊かな人間性を備えた人材の育成を目的としている。

心理学科は、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に、心理学の視点から取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、心理学の知識と研究法を修得することにより、医療・福祉・教育をはじめとした様々な職業分野において、人々を心理的に支援し、相互理解と融和に貢献できる人材の育成を目的としている。

子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育む。その上で、人間発達、子育て支援、子ども文化の各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、保育園や幼稚園、小学校などを取り巻く子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる子ども学の専門家の育成を目的としている。

また以上の教育目的を達成するため、総合福祉学科と管理栄養学科、心理学科と子ども発達学科は各々目的をより具体的にしたディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーを定めている。

ウ 大学院

本学大学院の使命と目的は、「東海学院大学大学院学則」第1条【資料 1-1-2】において、次のように定めている。

「東海学院大学の建学の精神は、国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成である。東海学院大学大学院は、この建学の精神に基づいて、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培い、有為な人材を育成し、文化の発展に寄与することを目的とする。」

さらに、本学大学院人間関係学研究科臨床心理学専攻の教育研究上の目的は、同学則第4条【資料 1-1-2】に、以下のように定めている。

「人間関係学研究科は、心の問題に取り組み、解決に努めると共に、予防活動を展開

できる人材を養成し、地域社会に貢献することを目的とする。そのため臨床心理学領域の専門的知識と技量及び豊かな人間性を有する人材を育成していく。」

1-1-② 簡潔な文章化

このように本学は、東海学院大学学則第1章において、使命・目的及び教育目的を具体的に明文化、かつそれらを簡潔に文章化している。一方で、本学の使命・目的について、理事長は理事会及び評議員会において常にこれに言及し理解を深めるよう努めている。さらに学長は、役職者会議、教授会及び各種委員会において教員に、また事務局においても関連部署の職員を通じて学内関係者にこれを示し、共通意識の維持に努めている。加えて、学生に対しては、学長が入学式で示し、教員がガイダンス時に、建学の精神とともに説明し学生の理解を深めるように努めている。本学の使命・目的に基づく両学部各学科の教育理念と目的およびディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーも「履修のてびき」【資料 1-1-3】に明示し、学生に浸透させることに努めている。学外へは大学ホームページ【資料 1-1-4】を通じて公表している。

入学希望者や高校生、高校進路指導教員に対しては、大学案内、入学試験要項【資料 1-1-5】に建学の精神及び三つのポリシーを明記し、大学説明会やオープンキャンパス時に、学科別の紹介印刷物とともに、これを公表している。また一般に向けても本学の公開講座時の受講者に大学案内を配布するなどして説明している。

1-1-③ 個性・特色の明示

東海学院大学は、昭和 38(1963)年に設置された東海女子短期大学家政科を基としている。東海女子短期大学は岐阜県下初の私立短期大学であり、創立以来、高等教育機関として社会や受験者のニーズに対応しながら半世紀に渡って教育・研究内容の充実化、社会貢献に努めてきた。

このような短期大学の教育の理念を受け継ぎ、東海学院大学の前身である東海女子大学は、昭和 56(1981)年に開学した。開学当時の学部構成は、文学部 1 学部の中に英米文化学科及び人間関係学科の 2 学科を設置するものであった。平成 14(2002)年には、人間関係学部（心理学科及び人間関係学科の 2 学科構成）が設置され、平成 17(2005)年には総合福祉学部（現在の健康福祉学部）及び人間関係学部子ども学科が設置された。平成 19(2007)年には男女共学化を実施し、大学名を東海学院大学と改称した。

少子化に伴う 18 歳人口の急激な減少、志願者の 4 年制大学への志向の高まり、高等教育における専門教育の一層の充実化等に対応するため、平成 20(2008)年には東海学院大学及び東海学院大学短期大学部の改組を実施し、東海学院大学短期大学部の食物栄養学科を東海学院大学の食健康学科（現在の管理栄養学科）に変更、同短期大学部の介護福祉学科を東海学院大学健康福祉学部総合福祉学科に変更などを行った。

平成 26(2014)年には、国家試験受験資格取得養成機関としての特色や明確性を打ち出すために、食健康栄養学科から管理栄養学科に変更するとともに、同学科内に厚生労働大臣の指定による臨床検査技師国家試験受験資格を付与された。また同学部総合福祉学科に、厚生労働大臣の指定による臨床工学技士国家試験受験資格を付与された。さらに人間関係学部心理学科に、厚生労働大臣の指定による言語聴覚士及び救急救命士の国家

試験受験資格を付与された。

平成 30（2018）年には、大学院人間関係学研究科に公認心理師科目確認を受け、国家試験受験資格を付与された。

建学の精神や教育理念・目的に則り、広く深い知識と教養を授け、専門の学術に関する教育を行うことにより「知的、道徳的及び応用能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成する」ため、本学では地域社会での実践的な学びを展開している。本学や地域での公開講座の開催、各務原市との連携協定事業の実施、大手企業との産学連携事業の実施など、学科学部の枠を超え地域社会で実践的な学びを展開している。

以上に示したように、本学の建学の精神や教育理念・目的に則り、地域社会における実践的な学びによって、本学の個性・特色をより明確にしている。

1-1-④ 変化への対応

東海学院大学は半世紀に渡り、建学の精神に基づき一貫して教育・研究の実践や向上に取り組んできた。学校教育法第 83 条及び大学設置基準第 2 条、第 40 条の 2 に則り、本学の建学の精神として「国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を明示し、かつ、また教育目的を「知的、道徳的及び応用能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成する」と定めている。

近年は、少子高齢化の進行と生産労働人口の急激な減少とともに高等教育が目指すべき姿として、「何を学び、身につけることができたのか」といった教育の質の保証が問われ、学生一人ひとりの学修成果を明確にすることが求められている。このような中、社会からは「知の拠点」としての即戦力となる人材育成が求められるようになってきている。また県内でも大学間でコンソーシアムが構築され、地域住民参加型の生涯学習の場も増え、本学でも地域に開かれた、多様な価値観の集まる「知の基盤」たる大学として、建学の精神を礎としながらも、現代社会が要請する高等教育機関としての教育目的の達成に努めていかなければならない。

このような現況に鑑み、本学では建学の精神および教育目的を受け継ぎながら、従来型の教育・研究内容や方法に止まることなく、例えば、平成 26(2014)年より、社会の変化や要望に応えることができるように、医療専門資格の取得を目指す「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」を、医療サービスの質向上を通じて明日の日本社会を、そして本学で学ぶ学生たちの未来を築くために新たに加えながら、教育の質向上や知の拠点としての研究活動及び地域貢献に邁進している。本年度は 7 年目にあたり、第 1・2 期生を輩出し、救急救命士や臨床検査技師等として医療現場において活躍をしている。

なお本学では、建学の精神に基づく教育の使命・教育目的を開学以来一貫して堅持し、基本的な姿勢についての修正は行われていないが、様々な学内外の環境の変化に対応するための教育の使命・目的および教育目標の点検は毎年実施しており、学科会と事務局教務課での議論を経て、役職者会議および教授会で審議され、見直し等の決定が行われている。また、学科会や事務局各部署において、課題の整理や教育のための通常活動の見直しは常に行われ、適宜役職者会議および教授会に報告されている。

点検・評価委員会において毎年度の教育研究活動等についての状況に関して点検および評価を行い、必要に応じて大学ホームページ【資料 1-1-4】に公表している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の精神と、これに基づく教育目的について、創立者の使命精神に基づいて具体的かつ明確に表現して伝えることに努めており、今後もこの一貫した姿勢を継続しながら教育の発展に励んでいく。

各関連委員会、関連部署との協議や意見交換を重ね、策定作業を進めて、平成 30(2018)年度に「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等教育、大学教育、大学入学選抜の一体改革について」を踏まえた教学の改革を推進するためのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを公開した。

また、ユニバーサル・アクセスの時代に対応する大学として、「自己の関心、興味、適性を把握し、将来像を持っている学生」に加えて「自分の関心、興味、適性を把握しきれず、将来像も描いていない学生」を育てるためにも、入学した学生一人ひとりの「学力の 3 要素」を確実に向上させながら、専門性を養う大学教育を提供するとともに、地域社会、国際社会、産業界等広く社会に送り出すキャリア支援のシステムやプログラムの確立を進めている。

心理学科においては、平成 30(2018)年度より認定心理士に加え、新たに公認心理師（国家資格）を目指せるカリキュラムを導入した。学部から大学院までの一貫した教育により臨床心理士を有する教員から、専門的な教育を受けるようにしている。令和 3(2021)年度には完成年度を迎え、「メディカル・スペシャリスト養成プログラム」として、公認心理師・救急救命士・言語聴覚士の三つの国家資格トライアングルが完成する。

また、総合福祉学科の中には「極める社会スポーツ」分野があり、ディプロマ・ポリシーの中にスポーツの分野における人材育成をあげていることから、令和 3(2021)年度より中・高保健体育教員免許状取得の課程の設置を目指している。

大学院人間関係学研究科においては、公認心理師及び臨床心理士の受験資格を取得できるカリキュラムを構成した。いずれも学内外の実習・演習科目を充実させることにより可能となり、大学院修了直後に受験資格を取得できる。

【エビデンス集・資料編】

【資料 1-1-1】 東海学院大学学則 第 1 条 第 2 条 第 4 条 第 6 条 第 7 条

【資料 1-1-2】 東海学院大学大学院学則 第 1 条 第 4 条

【資料 1-1-3】 2019 年度履修のてびき p1-19

【資料 1-1-4】 2019 年度履修のてびき p257-258

【資料 1-1-5】 2020 年度入学試験要項

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的の継承と浸透を図るために、建学の精神に基づく教育の使命・目的および教育目標の点検を毎年実施している。学科会と事務局教務課での議論を経て、役職者会議および教授会で審議され、見直し等が決定される。課題の整理や教育のための通常活動の見直しは、学科会や事務局の各部署において常に行われ、適宜、役職者会議および教授会に報告されている。また、こういった毎年度の教育研究活動等の状況は、学長や教職員を通じて理事会及び評議員会で報告がなされ、次年度以降の活動計画の策定に反映されている。

毎年4月に開催される教職員の懇親会である「東林会」【資料 1-2-1】では、建学の精神に拠所を置く、当該年度の教育目標や事業目的等の説明が理事長より行われ、本学の教育の使命・目的についての教職員の理解と支持を得ている。新任教職員に対しては、採用時の新人オリエンテーションにおいて、建学の精神や教育目的等について説明を行い、その浸透と啓発に努めている。

「東海学院大学学則」をはじめとする基本的な規程等の新設や改定については、関係委員会や各部署で議論を経て、役職者会議で審議され、教授会で審議・承認されることとなっている。

1-2-② 学内外への周知

大学の建学の精神、教育方針については、学内向けには「履修のてびき」【資料 1-2-2】や「学生便覧」【資料 1-2-3】、学外向けには大学案内【資料 1-2-4】や入学試験要項【資料 1-2-5】、大学ホームページ【資料 1-2-6】に掲載し周知を図っている。

新入生には、入学式とその後の新入生オリエンテーションにおける各種ガイダンス、その際に使用する「履修のてびき」【資料 1-2-2】「学生便覧」【資料 1-2-3】などの印刷物等で本学の教育の使命・目的について解説を行っている。さらに入学式直後と後日開講される新入生のための演習「基礎ゼミナールⅠ」においても、本学の使命・教育目的について浸透に努めている【資料 1-2-7】。

また在学生には、新年度のオリエンテーションを通じて再度使命や教育目的について確認させている。また対外的には、教育後援会や同窓会などの活動を通じて、在学生保護者や卒業生、関連企業等のステークホルダーへ大学の建学の精神、教育方針についての周知を図っているほか、入学希望者や高校生、高校進路指導教員、公開講座の聴講に来学する地域住民に対しても大学案内を配布するなどして理解を深めてもらっている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

急激な少子化による志願者の減少等に対処するための平成 19(2007)年度の改組転換、平成 20(2008)年度の男女共学化、大学名称変更という大きな節目を経て、安定な成長を

目指したのも束の間、少子化が進み 18 歳人口の急減に伴う名古屋圏を始めとする大都市圏への志願者流出の増加や地域経済の衰退、近隣大学との競合などの様々の要因により、岐阜圏域の大学の志願者数の減少は加速化していった。

このような中で、平成 28(2016)～令和 2(2020)年度の 5 ヶ年の「経営改善計画」【資料 1-2-8】を策定して、本学の抜本的な改革に着手した。この計画により、半世紀前の昭和 38(1963)年に、建学の精神に基づき開学した当時の先駆者の使命感に立ち返るとともに、平成 24(2012)年には、中央教育審議会および文部科学省により推進された「大学教育の質的転換」の実行プランを真摯に受け止め、大学の使命・目的や学科の教育目的を 3 つの方針へ反映させながら地域における高等教育機関としての質的向上を目指すため大学の様々な課題に取り組んできている。

このように、本学の建学の精神、教育理念・目的は、学園の中期計画に反映され、計画的に、着実に、実現されている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

ア アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーは、「令和 2(2020)年度入学試験要項」【資料 1-2-5】、大学パンフレット及び大学ホームページ【資料 1-2-6】に、大学が求める人物像として、本学の建学の精神である「国際的な視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」の考え方や教育目的である「知的、道徳的及び応用能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成する」の考え方を理解し、幅広い教養と高い専門知識と技術を身につけ、地域社会に貢献しようと努力する人物、特に自分の能力を活かして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指す人を歓迎すると明示している。また大学説明会やオープンキャンパス等の開催の機会にも志願者や進路指導教員に明確に示している。また、各学部学科のアドミッション・ポリシーについては、以下のように明示している。

(ア) 健康福祉学部のアドミッション・ポリシー

健康福祉学部が求める学生は、東海学院大学学則第 4 条に定めている「健康福祉学部は、建学の精神に基づき、福祉・スポーツ・栄養・医療など多面的なウェルネスの観点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする」を理解する学生である【資料 1-2-9】。

そして、本学部のアドミッション・ポリシーを『『生命』に関連する、福祉・スポーツ・栄養・医療など幅広いフィールドに興味を持ち、健康科学と社会福祉の両面から、創意工夫をもって課題の解決へと導こうとする主体的な探求心をもつ者を求める。』としている。

a 総合福祉学科

(a) 総合福祉学科の教育研究上の目的

総合福祉学科は、社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身につけ、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育み、その能力の基礎の上に、

幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、福祉・スポーツ・医療のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする。

(b) 総合福祉学科のアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）

総合福祉学科は、開学以来の「社会への有用性にあふれる視野の広い人材」を輩出するという歴史を受け継ぎ、近年では福祉・スポーツ・医療に関する分野で活躍できる人材を育成することを教育理念としている。そのような教育理念の下、本学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次にあげる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた学生を求める。

- 1) 福祉・スポーツ・医療に関する分野で学ぶための前提となる知識・技能を持つ人。
- 2) 福祉・スポーツ・医療の分野における職業人として必要な知識・技能に興味・関心を持ち、多様な人々と協働して学ぶことができる人。
- 3) 社会とのあらゆるかかわりの中で福祉の役割を知り、福祉を総合的にとらえ、的確に行動する方法を得ようとする意欲を持った人。
- 4) 人間の尊厳や優しさ、多様性などの価値を踏まえて、自らが社会的役割を実行しようとする志を持っている人。
- 5) 社会のグローバル化、ユニバーサル化の中で学際的領域を学ぶことにより、他者と協働して、よりよい共生社会を構築しようとする意欲のある人。

b 管理栄養学科

(a) 管理栄養学科の教育研究上の目的

管理栄養学科は、生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養と保健の専門知識と技術を学び、栄養と保健の分野で活躍するための倫理性を身につけ、専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育むとともに、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする。

(b) 管理栄養学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

管理栄養学科は、半世紀以上前に開学した東海女子短期大学の栄養士養成課程の歴史を継承し、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任のもとに行動できる人材の育成を教育理念に掲げている。このような教育理念のもと、管理栄養学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

- 1) 栄養や保健、医療の分野の知識を学ぶための基礎力を持ち、積極的に専門的な知識と技術の修得に努めることができる人。
- 2) 管理栄養士や臨床検査技師として栄養や保健、医療の分野で協働的な姿勢と前向きで熱い意思をもつ人。
- 3) 栄養や保健、医療の分野で多様化した様々な問題を解決するために思考力・判断力・表現力を活用し、主体的かつ柔軟に取り組む意欲のある人。

(イ) 人間関係学部のアドミッション・ポリシー

人間関係学部が求める学生は、心理学の分野や子ども学の分野に深く幅広い関心を持

ち、心身の諸問題に主体的に取り組むことのできる専門的な知識と技術を修得し、社会に貢献しようとする目的をもつ学生である。

a 心理学科

(a) 心理学科の教育研究上の目的

心理学科は、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に、心理学の視点から取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、心理学の知識と研究法を修得することにより、医療・福祉・教育をはじめとした様々な職業分野において、人々を心理的に支援し、相互理解と融和に貢献できる人材の育成を目的とする。

(b) 心理学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

心理学科では、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に主体的に取り組む、人々を支援し、社会に貢献できる力をもった人材の育成という教育理念のもと、カリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、以下のような学生を求める。

- 1) 心理・言語聴覚・救急救命を学ぶ上で必要となる基本的な知識と技能をもつ人。
すべての学習のために必要な国語力のほか、心理学統計や医学を学ぶために必要な数学や生物の基礎知識、また救急救命分野を希望する者は実習に参加するための基礎体力を有していることが望ましい。
- 2) 心理学の基礎的な知識・技能について学ぶ意欲があり、さらに専門的な心理学的知見又は救急救命士あるいは言語聴覚士として活躍するために必要な高度な知識を修得し、社会の中で活かそうとする意志をもつ人。
- 3) 心と身体の健康をめぐる諸問題に関心をもち、悩みや苦しみを抱える相手の立場に立って冷静に考え、深い知識と高い技能を身につけることによって人々の役に立ちたいという希望をもつ人。
- 4) 社会における多様な人々を受容し、円滑なコミュニケーションをとることを通じて、チームの一員として主体的に問題解決に取り組む姿勢をもつ人。

b 子ども発達学科

(a) 子ども発達学科の教育研究上の目的

子ども発達学科は、子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、人間発達、子育て支援、子ども文化などの各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる人材の育成を目的とする。

(b) 子ども発達学科のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

子ども発達学科では、子どもを取り巻く環境や諸課題に関心をもち、これらの課題に主体的に取り組むことのできる人材の育成を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や、能力、意欲を備えた学生を求める。

- 1) 中等教育までに学んだ基礎的な知識と技能を生かして、実践的な課題に取り組むことができる人。
- 2) これまでの学修の成果を生かして論理的に思考し、根拠に基づいて判断し、自らの考えを表現することができる人。

- 3) 子どもに関わる実践的課題に主体的に取り組む意欲を持ち、多様な価値観を持つ他者と協働することができる人。

(ウ) 大学院のアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）

大学院人間関係学研究科は、開設以来、心の問題の解決に努めるとともに、臨床心理学領域での予防活動を展開できる人材、さらには地域社会に貢献できる人材を育成することを教育理念としている。このような理念の下、人間関係学研究科は、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーに掲げる教育を授けるために、次の諸条件を備えた学生を求める。

- 1) 人の行動や心理の問題について、その発生要因や問題解決への関心と主体的に学ぶ意欲を有する人。
- 2) 心理に関する支援が必要な者の多種多様な考えを尊重することができるとともに、対話を通じた心理支援を学習する上で必要なコミュニケーション能力を有している人。
- 3) 保健医療、教育、福祉等の分野で心理支援活動にあたることを目指すため、多様な人々とチームワークを形成することができる人。
- 4) 調査や実験で得られるデータに対して、統計処理等の分析を踏まえ、適切に解釈することができる人。
- 5) 国内外の先行研究から既知の知見・理論を学び、自身の学習や研究の参考とするため、日本語や英語で書かれた心理学領域の学術論文を読み解くことができる人。

本学の学部学科及び大学院のアドミッション・ポリシーは、本学の理念に基づいて、それぞれの使命・目的及び教育目的を反映し定められている。

イ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

本学は「東海学院大学学則」を基盤として諸規定を制定し、これらに則ってそれぞれの学科の教育目的を定め特色ある教育活動を行っている。大学独自の教育理念についての学修は「基礎ゼミナールⅠ」で扱われ、創設者の建学の理想を実現するための教育活動を行っている。また、学生が専門分野の知識や幅広い教養を卒業までに効果的に身につけることができるように、さまざまな授業科目を開講しており、授業科目を段階的・系統的に分類・整理した教育課程（カリキュラム）を作成している。

本学の学部学科の教育課程は、教養科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分けされている。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目である。自己設計科目は、各学科の指定する科目、卒業単位に算入できる科目で、自由科目は 20 単位を超えると卒業の必要単位には算入されないが、資格を取得するために必要な科目である。そして専門科目は、学科の専門性に基づいた科目で、学部学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定めている。

また、授業科目は、必修科目、選択科目、自由科目に区分けされ、それぞれ、必修科目は卒業するために必ず履修しなければならない科目、選択科目は定められた区分の中か

ら卒業に必要な単位数分を選択して履修しなければならない科目、自由科目は自分の目的に合わせて自由に履修できる科目としている。

なお、各学科の教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーを達成するための教育課程編成の基本的考えは、カリキュラム・ポリシーとしてホームページ等に示している。

(ア) 健康福祉学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

健康福祉学部は、東海学院大学学則第4条において「健康福祉学部は、建学の精神に基づき、福祉・スポーツ・栄養・医療など多面的なウェルネスの観点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材の育成を目的とする」と定めている【資料1-2-10】。

健康福祉学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、幅広い教養を養う教養科目、健康福祉に関する学部共通科目、免許・資格取得につながる専門科目等を体系的に編成し、基礎から応用へと、講義、演習、実験、実習科目を履修させる。教育内容、教育方法、学修成果の評価については、学科ごとに方針を定める。

a 総合福祉学科の人材養成及び教育研究上の目的

総合福祉学科の人材養成及び教育研究上の目的は、「社会人としての豊かな教養とリテラシーを修得し、確かな倫理観・人間観及び知性を身に付け、それらを保健・医療・福祉分野における職業生活の中で実践し、日常の社会生活の中で行動するために必要な能力を育む。その能力の基礎の上に、幅広い学問領域の知識と技術を連関させる学際的な能力を備え、福祉・スポーツ・医療のニーズに的確に対応し、指導的役割を果たせる人材の育成を目的とする」と定めている。

b 管理栄養学科の人材養成及び教育研究上の目的

管理栄養学科の人材養成および教育研究上の目的は、「生命や人間性を尊重する精神に基づく栄養と保健の専門知識と技術を学び、栄養と保健の分野で活躍するための倫理性を身につけ、それとともに専門知識と技術について積極的に学ぶ情熱に満ちた人間性を育む。その人間性の基礎の上に、この学科で学んだ専門知識と技術を持ち、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材の育成を目的とする」と定めている。

(イ) 人間関係学部のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

人間関係学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教養科目、学部共通科目、専門科目等を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科目を開講する。学部共通科目では、各学科の土台となる基礎的な知識を習得できるように定めている。教育内容、教育方法、学修成果の評価については、学科ごとに方針を定めている。

a 心理学科の人材養成及び教育研究上の目的

心理学科の人材養成および教育研究上の目的は、「現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に、心理学の視点から取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、心理学の知識と研究法を修得することにより、医療・福祉・教育をはじめとした様々な職業分野において、人々を心理的に支援し、相互理解と融和に貢献できる人材の育成を目的とする」と定めている。

b 子ども発達学科の人材養成及び教育研究上の目的

子ども発達学科の人材養成および教育研究上の目的は、「子どもとともに自らも成長・発達を図ることのできる創造性と豊かな人間性を育むとともに、人間発達、子育て支援、子ども文化などの各領域を、保育学、教育学、心理学、福祉学などを通して学際的に学ぶことにより、子どもに関する専門的な知識と技能を備え、子どもの心身の問題や社会環境の諸問題について積極的に取り組むことのできる人材の育成を目的とする」と定めている。

(ウ) 大学院のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

大学院人間関係学研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、講義、演習及び実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育内容、教育方法、学修成果の評価については以下のように方針を定める。

また履修方法については、カリキュラム・マップとカリキュラム・モデルによって明示している。

a 教育内容

心理臨床の基盤領域の学びを重視し、臨床心理学基礎分野の講義および演習は必修科目と定め、確かな専門性を培う。心理臨床の技術的・実践的学びについては、1年次及び2年次の必修実習科目、心理臨床センターでの内部実習、あるいは学外の契約施設での外部実習等において、心理臨床現場における実践力を養う。臨床心理学に関連する選択科目群の履修を通して、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の分野で心理支援活動を行うために必要な知識を深める。自然科学的アプローチも重視しつつ、心理学専門領域の修士論文の作成を通して、公認心理師や臨床心理士の資格取得後も、自身の心理支援活動に対して研鑽を重ね、心の健康に関する知識の普及等も含めて地域社会への貢献ができ得る資質を形成する。

b 教育方法

臨床心理学基礎領域に加え、臨床心理学専門領域の講義科目では、双方向型講義も取り入れ、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の分野での心理支援活動に必要な専門的知識を教授する。演習や実習科目では、心理支援の知識や技法修得に加え、学内外の実習施設指導者等による指導の下、関連する職種との連携を通じ、職業倫理やコミュニケーション能力の獲得を目指す。更に、修士論文作成のために、指導教員が2年間継続して指導を行い、集団指導の機会も確保して、研究面・実践面で質の高い論文の作成を目指すとともに、修了後に自身の心理支援技術の更なる研鑽に必要な研究能力を養う。

c 学修成果の評価

成績の評価基準についてはシラバスに明示し、それに沿って成績評価を行う。学外実習の成果については、種々の心理臨床現場において求められる知識や態度が修得されたか否か、実習施設指導者と本学大学院の教員が緊密に連絡を取ることで評価する。また、GPA制度を導入し、自身の学習成果の推移を明確に把握できるようにしている。修士論文の審査は、論文審査および公開での修士論文口述試験を踏まえ、合否の判定を行う。

学部・大学院ともに、適切なカリキュラム・ポリシーのもとで、それぞれの使命・目的および教育目的にかなう人材の育成を行っている。

ウ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

（ア）大学のディプロマ・ポリシー

本学では、所属する学部・学科が定める修業年限以上在学し、教養科目・学部共通科目・専門科目を学部・学科が掲げる目的や履修方法に従って所定の単位数以上を修得し、幅広い教養と深い専門性を修めた者に対し、卒業を認定している。具体的なディプロマ・ポリシーも下表に示すように学科ごとに定めている。所属する学部・学科での卒業が認定された者には、専門分野の名称を付記した学士の学位を授与する。それらは、学士（総合福祉学）、学士（栄養学）、学士（心理学）、学士（子ども学）である。

ディプロマ・ポリシーは「履修のてびき」【資料 1-2-11】の他、大学ホームページ【資料 1-2-12】でも示している。

表 1-2-1 ディプロマ・ポリシー

健康福祉学部	総合福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会とのあらゆる関わりの中で福祉の役割を知り、福祉を総合的にとらえ、的確に行動できる。 (2) 福祉・スポーツ・医療の分野における職業人として必要な知識・技能を現場で実践できる。 (3) 人間の尊厳や優しさ、多様性などの価値を踏まえて、自らが社会的役割を実行できる。 (4) 社会のグローバル化、ユニバーサル化の中で学際的領域を学ぶことにより、他者と協働して、よりよい共生社会を構築することができる。
	管理栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> (1) 幅広い知識を基盤に、栄養や保健、医療の分野に関する専門知識・技能を習得し、専門職種における倫理性を確立しそれを実践することができる。 (2) 建学の精神に基づき、他者を理解するコミュニケーション能力と国際的視野から判断する力を身につけ、栄養や保健、医療の分野にかかる専門性を基盤とした責任ある行動をとることができる。 (3) 現代社会の問題に関心を持ち、それらを解決するために栄養や保健、医療の分野の専門知識・思考方法を活用し、多職種チームにおいて主体的かつ柔軟に取り組むことができる。
人間関係学部	心理学	<ul style="list-style-type: none"> (1) 豊かな教養と心理学の基礎的な知識・技能を身につけ、さらに心理、言語聴覚又は救急救命の専門的知識・技能を修得していること。 (2) 現代社会における人間関係と心身の諸問題に深い関心を持ち、主体的に課題を発見し解決しようとする意欲を有していること。 (3) 心の多様性と普遍性に関する認識を基礎として人間を複眼的に理解することにより、円滑なコミュニケーションと相互理解に資する能力を有していること。 (4) 心理的・身体的な援助を必要としている人に対して適切な支援を提供し、社会に貢献する力を有していること。
	子ども発達学科	<ul style="list-style-type: none"> (1) 子ども学の各領域に関する専門的知識と技能を生かして、実践的な課題に取り組むことができる。 (2) 論理的に思考し、根拠に基づいて判断し、自らの考えを効果的に表現し、生涯に渡って学び続けることができる。 (3) 豊かな人間性の涵養に努め、子ども一人一人の多様性を受容し、他者と協働して子どもの権利擁護に尽力することができる。

(イ) 大学院のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

大学院人間関係学研究科は、建学の精神の理念に基づき、臨床心理学領域の有為な人材を育成するために、学則で定められた所定の期間在学し、必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び試験に合格したうえで、以下の目標を達成した者に修士（心理学）の学位を授与する【資料 1-2-13】。

- 1) 臨床心理学領域の高度な専門的知識を有している。
 - ・心理療法の理論に関して全般的に理解しており、実践するための基本的な態度を身につけている。
 - ・保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の多様な心理臨床現場において必要な知識と倫理を有している。
 - ・心理臨床の領域における諸課題について、社会科学的手法や自然科学的アプローチに基づく調査・研究を行い、結果を学術論文として公表できる。
 - ・心の健康に関する知識の普及を図ることができる。
- 2) 対人支援に関わる十分な技量を備えている。
 - ・心理に関する支援が必要な者との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションがとれる。
 - ・心理に関する支援が必要な者の課題を理解し、本人や周囲に対して、有益なフィードバックを行える。
 - ・関連する職種、機関の関係者と連携をとりながら協働できる。
- 3) 豊かな人間性を有している。
 - ・周囲の人に対し感謝の心を有し、社会や地域に貢献することができる。
 - ・自身と異なる多種多様な考えも尊重することができる。

学部・大学院ともに、ディプロマ・ポリシーは、それぞれの使命・目的および教育目的を反映したものとなっている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、健康福祉学部には総合福祉学科および管理栄養学科を、人間関係学部には心理学科および子ども発達学科を設置している。図 1-3-1 に本学の教学組織と教育指導に係る組織及び両組織の相関図を示すが、学科においては、効果的で機能的な教育を行える適正な教員数を確保し、これら教育研究組織における専任教員数は、大学設置基準第 13 条の基準を満たしている【データ編様式 1】。

また、学科ごとにクラス担任制をとり、きめ細やかな教育指導や支援を行いながら教育目的の実現にあたっている。

運営体制においては、学長のもとに 2 学部長及び 4 学科長を配置、その他に図書館長、総務部長、教学部長、入学広報部長らで役職者会を組織し、大学運営体制の中核基盤とした。さらに、全学科の教授で教授会を構成し、そのもとに各種委員会を置き、教育研究開発センターと学生支援センターの二つのまとまりに分けた。各種委員会の委員長は、センター長の指導のもと各委員とともに運営に当たり、本学の使命・目的及び教育目的

達成のための基本方針や課題等の議題を役職者会議に提案し、教授会へとあげられる。教授会での審議後は全教職員に周知される仕組みとなっている。また、事務職員を各種委員会の構成員として位置づけ、補完的な関係として大学の運営にあたっている。

大学院には、人間関係学研究科に臨床心理学専攻の1専攻を置き、確かな研究能力を有した「心の問題に取り組み、解決に努めると共に、予防活動を展開できる人材を養成し、地域社会に貢献するため臨床心理学領域の専門的知識と技量、および豊かな人間性を有する人材」を育成していくことを目指している。また大学院の教育研究組織における専任教員数は、大学設置基準第13条の基準を満たしている【データ編様式1】。

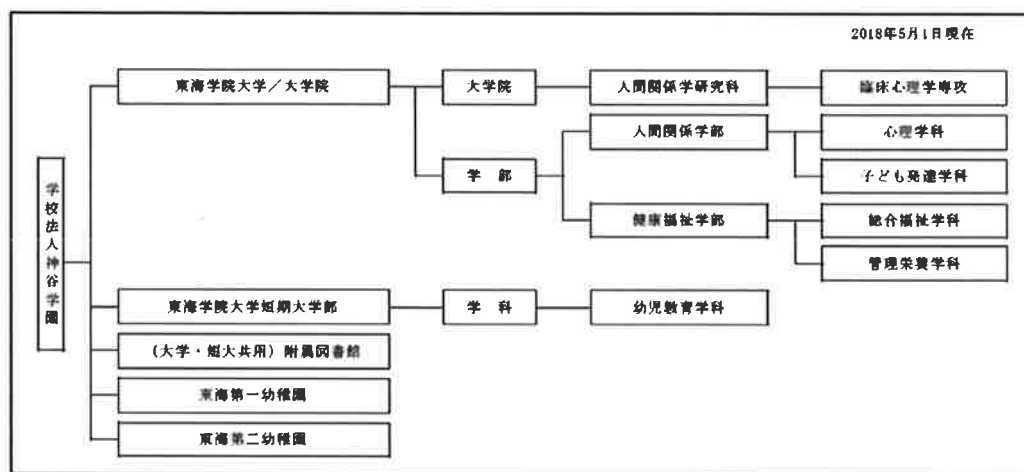


図 1-2-1 東海学院大学および大学院の教学組織と教育指導に係る組織及び両組織の関連図

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

2010年代は大学改革の時代である。本学は設立基盤となった東海女子短期大学の創設から数えるとすでに半世紀以上が経過し、この間不断に大学の改善を進めてきた【資料1-2-14】。しかし急速な時代の変化を受けて、現在本学では、責任ある高等教育機関としてさらなる質的転換に努めており、学部、大学院とも建学の精神を堅持しつつ、時代の要請に迅速に応えながら、本学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学則及び諸規程や教育組織をさらに整備し、これを確実に運用していくことを今後も図っていく。

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 1-2-1】 東林会規約
- 【資料 1-2-2】 履修のてびき p1-40
- 【資料 1-2-3】 2019年度学生便覧 p7
- 【資料 1-2-4】 大学案内 2020
- 【資料 1-2-5】 2020年度入学試験要項
- 【資料 1-2-6】 大学ホームページ(建学の精神、教育理念と学部・学科の教育方針)
- 【資料 1-2-7】 シラバス「基礎ゼミナールⅠ」

- 【資料 1-2-8】 平成 28(2016)～令和 2(2020)学校法人神谷学園経営改善計画
- 【資料 1-2-9】 大学ホームページ(アドミッション・ポリシー)
- 【資料 1-2-10】 東海学院大学学則 第 4 条 第 31 条
- 【資料 1-2-11】 東海学院大学履修のてびき p1-19
- 【資料 1-2-12】 大学ホームページ(ディプロマ・ポリシー)
- 【資料 1-2-13】 大学ホームページ (大学院ディプロマ・ポリシー)
- 【資料 1-2-14】 平成 28(2016)～令和元(2019)年 学校法人神谷学園経営改善計画

[基準 1 の自己評価]

本学は開学以来一貫して、建学の精神と大学の使命・目的及び教育目的に基づき、教育・研究の体制の整備に努めてきた。平成 23(2011)年からの経営改善計画の推進とともに「教育の質的向上」のために多くの課題を洗い出し、改善に努めるとともに学科の教育目的、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを明確に規定し、大学ホームページ、大学パンフレットなどを通じて、公表・周知を図っている。また、社会情勢や外部環境が刻々と変化する中で、志願者のニーズを的確に掴み、法令適合性や個性・特色の明示といった条件を確保しながら、必要に応じて随時、使命・目的および教育目的の見直しを実施している。したがって、「1-1 使命・目的および教育目的の明確性」および「1-2 使命・目的および教育目的の適切性」「1-3 使命・目的および教育目的の有効性」の 3 つの基準を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受け入れ

《2-1 の視点》

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者の受け入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の学部・学科のアドミッション・ポリシーについては、「2020 年度入学試験要項」【資料 2-1-1】及び本学ホームページにおける「アドミッション・ポリシー」【資料 2-1-2】で明示し、学外への周知を図っている。

本学の教育目的として、「教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成する」と定めている。つまり、東海学院大学の建学の精神である「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を理解し、特に自分の能力を活かして積極的に学ぶ意欲と強い意志で成長を目指す者の受け入れを歓迎している。基準 1-2 でも記述したように、各学部学科の入学者受入方針については、以下のとおりである。

ア 健康福祉学部

健康福祉学部は「生命」に関連する、福祉・スポーツ・栄養・医療など幅広いフィールドに興味を持ち、健康科学と社会福祉の両面から、創意工夫をもって課題の解決へと導こうとする主体的な探求心をもつ者を求める。

(ア) 総合福祉学科

総合福祉学科は、開学以来の「社会への有用性にあふれる視野の広い人材」を輩出するという歴史を受け継ぎ、近年では福祉・スポーツ・医療に関する分野で活躍できる人材を育成することを教育理念としている。そのような教育理念の下、本学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた学生を求める。

- 1) 福祉・スポーツ・医療に関する分野で学ぶための前提となる知識・技能を持つ人。
- 2) 福祉・スポーツ・医療の分野における職業人として必要な知識・技能に興味・関心を持ち、多様な人々と協働して学ぶことができる人。
- 3) 社会とのあらゆる関わりの中で福祉の役割を知り、福祉を総合的にとらえ、的確に行動する方法を得ようとする意欲を持った人。

- 4) 人間の尊厳や優しさ、多様性などの価値を踏まえて、自らが社会的役割を実行しようとする志を持っている人。
- 5) 社会のグローバル化、ユニバーサル化の中で学際的領域を学ぶことにより、他者と協働して、よりよい共生社会を構築しようとする意欲のある人。

(イ) 管理栄養学科

東海学院大学は、半世紀以上前に開学した東海女子短期大学の栄養士養成課程の歴史を継承し、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任のもとに行動できる人材の育成を教育理念に掲げている。このような教育理念のもと、管理栄養学科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲等を備えた学生を求める。

- 1) 栄養や保健、医療の分野の知識を学ぶための基礎力を持ち、積極的に専門的な知識と技術の修得に努めることができる人。
- 2) 管理栄養士や臨床検査技師として栄養や保健、医療の分野で協働的な姿勢と前向きで熱い意思をもつ人。
- 3) 栄養や保健、医療の分野で多様化した様々な問題を解決するために思考力・判断力・表現力を活用し、主体的かつ柔軟に取り組む意欲のある人。

イ 人間関係学部

人間関係学部は、心理学の分野や子ども学の分野に深く幅広い関心を持ち、心身の諸問題に主体的に取り組むことのできる専門的知識と技術を習得し、社会に貢献しようとする目的を持つ者を求める。

(ア) 心理学科

心理学科では、現代社会における人間関係と心身の健康をめぐる諸問題に主体的に取り組み、人々を支援し、社会に貢献できる力をもった人材の育成という教育理念のもと、カリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、以下のような学生を求める。

- 1) 心理・言語聴覚・救急救命を学ぶ上で必要となる基本的な知識と技能をもつ人。
すべての学習のために必要な国語力のほか、心理学統計や医学を学ぶために必要な数学や生物の基礎知識、また救急救命分野を希望する者は実習に参加するための基礎体力を有していることが望ましい。
- 2) 心理学の基礎的な知識・技能について学ぶ意欲があり、さらに専門的な心理学的知見又は救急救命士あるいは言語聴覚士として活躍するために必要な高度な知識を修得し、社会の中で活かそうとする意志をもつ人。
- 3) 心と身体の健康をめぐる諸問題に関心をもち、悩みや苦しみを抱える相手の立場に立って冷静に考え、深い知識と高い技能を身につけることによって人々の役に立ちたいという希望をもつ人。
- 4) 社会における多様な人々を受容し、円滑なコミュニケーションをとることを通じて、チームの一員として主体的に問題解決に取り組む姿勢をもつ人。

(イ) 子ども発達学科

子ども発達学科では、子どもを取り巻く環境や諸課題に関心を持ち、これらの課題に主体的に取り組むことのできる人材の育成を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識・技能や、能力、意欲を備えた学生を求める。

- 1) 中等教育までに学んだ基礎的知識と技能を生かして、実践的な課題に取り組むことができる人。
- 2) これまでの学修の成果を生かして論理的に思考し、根拠に基づいて判断し、自らの考えを表現することができる人。
- 3) 子どもに関わる実践的課題に主体的に取り組む意欲を持ち、多様な価値観を持つ他者と協働することができる人。

ウ 大学院

大学院人間関係学研究科は、開設以来、心の問題の解決に努めるとともに、臨床心理学領域での予防活動を展開できる人材、さらには地域社会に貢献できる人材を育成することを教育理念としている。このような理念の下、人間関係学研究科は、ディプロマ・ポリシーならびにカリキュラム・ポリシーに掲げる教育を受けるために、次の諸条件を備えた学生を求める。

- 1) 人の行動や心理の問題について、その発生要因や問題解決への関心と主体的に学ぶ意欲を有する人。
- 2) 心理に関する支援が必要な者の多種多様な考えを尊重することができるとともに、対話を通じた心理支援を学習する上で必要なコミュニケーション能力を有している人。
- 3) 保健医療、教育、福祉等の分野で心理支援活動にあたることを目指すため、多様な人々とチームワークを形成することができる人。
- 4) 調査や実験で得られるデータに対して、統計処理等の分析を踏まえ、適切に解釈することができる人。
- 5) 国内外の先行研究から既知の知見・理論を学び、自身の学習や研究の参考とするため、日本語や英語で書かれた心理学領域の学術論文を読み解くことができる人。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

大学が自らの理念や専門性に基づいて、より「優秀な学生を選抜する」という目標を掲げることは変わることにはないにしても、これまで選抜中心に考えてきた入試体制を今後高等学校と大学の接続という教育中心のシステムに転換していくことが重要となってきた。学生の受け入れにあたっては、学部・学科の理念・目的・専門性に応じた学生の受け入れ方針を定め、個々の選抜単位と大学の責任ある連携と協力の下に、効率よく丁寧で、しかも公正な入学試験を実施している【資料 2-1-1】。

また、試験問題の作成、採点、合否判定についてはアドミッション・ポリシーに従って適切に運用している。

ア 大学

平成 30(2019)年度の入学者選抜方法は、14 方式（指定校推薦入試、公募制推薦入試、

専門学科・総合学科推薦入試、スポーツ推薦入試、選抜推薦入試、ファミリー入試、AO入試、一般入試、センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試、帰国生徒入試、再入学試験、編入学試験）を併用している。学生募集数に比べ方式の数が比較的多いのは、本学の特殊性に鑑み、様々な才能と経験を持った学生に対し門戸を開放しようという方針を具現化したものである。

これらの選抜方式は、単に多様な方式というだけでなく、各方式において、独自の選抜基準を設け、それに沿った形で多様な可能性を持った学生を集めるという方針を実現している。以下に主な方式の選抜基準について述べる。

入試の運営体制は、教職員で組織する学生募集・入学試験委員会の下、入学試験専門部会【資料 2-1-3】が方針を起案し、教授会で承認を受け、これを入学試験専門部会【資料 2-1-4】の教職員が中心となり実施をしている。入学試験専門部会の委員は各学科より選出された教員が中心で、職員は入試広報部長および入学試験課職員で構成されている。

合否判定は募集要項に明示してある得点配分に従って機械的に計算し成績順に並べ、上位から合格を出す。判定については、教授会において学長・学部長等で構成される入学者選抜合否判定委員会【資料 2-1-5】に委任されており、判定会議において、過去の入学手続率を勘案しながら合格ラインを設定し、合格者案を作成する。学長に合格者案（合否判定に不要な情報を削除したもの）を提出し、役職者会議、教授会へ諮っている。

- 1) 指定校推薦入試は、調査書審査と面接による選抜方式である。評定平均値は本学で定める一定水準を超えていることが前提条件となる。面接は個別に10分程度行う。指定校推薦入試では当該高校（中等教育学校）の入学難易度と特徴を勘案して出願要件を定めている。なお、指定校選定にあたっては、過去の受験実績と地域性を重視して行っている。
- 2) 公募制推薦入試は、本学の教育方針を理解した学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課している。
- 3) 専門学科・総合学科推薦入試は、本学の取得可能資格の特殊性から、農業高校、工業高校等の出身者を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課すほか、高校での取得資格を審査している。
- 4) スポーツ推薦入試は、本学の開学以来の「社会への有用性にあふれる視野の広い人材」を輩出するという歴史より、スポーツを通じて多様な分野で活躍できる学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課すほか、高校でのスポーツ戦績を審査している。
- 5) 選抜推薦入試は学力優秀で、将来の目標も明確に持っているが、諸般の事情により進学先が決定しなかった生徒を対象に行う入試制度で、本学の特色と入学後の学習を理解し、積極的に学ぶ意欲を持つ学生を広く求め、推薦入試で受験できるようにするために設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課している。
- 6) ファミリー入試は本学の卒業生の子女、卒業生・在学生の兄弟姉妹を対象とした入試であり、本学の教育方針をより深く理解している学生を選抜するため設けられた選抜方式で、調査書審査と面接を課している。

- 7) AO入試は、詳細な書類審査と時間をかけた丁寧なディスカッション等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲・目的意識等を総合的に判定する入試方法である。本学のAO入試では、入学志願者自らの意志で出願できる公募制とし、知識・技能の修得状況に過度に重点を置いた選抜基準とせず、アドミッション・ポリシーに照らし合わせて選抜を行っている。合否判定にあたっては、入学志願者の能力・適性・意欲・関心等を多面的、総合的に評価し、自己紹介書審査と面接を課している。
- 8) 一般入試は、独自に筆記試験を行って選抜する方式である。地方会場（浜松・金沢・名古屋・松本・沖縄）も選択して受験できるように設定し、受験生の利便性を考慮した入試運営を行っている。
- 9) センター試験利用入試は、高校までの教育で期待される一般的な基礎学力レベルをもとに選抜する方式である。センター試験の受験科目から高得点の二科目を選択し、得点の合計をもとに判定を行っている。
- 10) 社会人入試、編入学入試、帰国生徒入試は、高校卒の新生だけでなく幅広い層の受験生を募集し、相互啓発を目的として実施している。
- 11) 外国人留学生入試は、学生生活課国際交流担当職員と協力し、出願資格の確認と入学後のミスマッチを防ぐよう事前面談を実施することとしている。合否判定においては、入学志願者のこれまでの経験から「実社会で活躍したい」という志が具体的にある者を求め、発想力・実践力・対人力を個別面接の中で評価するとともに本学の授業に対応できる日本語能力のチェックも行っている。
- 12) 再入学試験は心ならずも本学を退学せざるを得なかった学生に再び勉学の機会を提供することを目的として実施している。
- 13) 編入学試験の入学者選抜方法は、特別編入学試験、指定校推薦編入学試験、一般編入学試験、社会人編入学試験の4方式で行っている。特別編入学試験は志望動機書審査と面接を課している。東海学院大学短期大学部と本学が特に指定する短期大学、高等専門学校および専修学校等の卒業生（卒業見込みを含む）の学生を対象に実施する入試である。また、本学と長期に渡って友好関係にある岐阜市立女子短期大学においては、栄養士養成課程を修了した学生が管理栄養士を目指して編入して来るもので、本学との間で単位互換等の協定をするなど入学後の学習や資格取得に向けての学習が整備されており、優秀な学生が編入している。東海学院大学短期大学部は、小学校教諭や幼稚園教諭1種免許状の取得を希望する学生の編入を主として受け入れている。

指定校推薦編入は本学において取得可能な管理栄養士、各種教諭一種免許状等に繋がる栄養士、各種教諭二種免許状を取得可能な全国の短期大学、専門学校等を指定校として選定し、広く学生を募集するもので、毎年数名の編入希望者が入学している。また、一般、社会人編入に関しても毎年数名の編入希望者が入学している。

入学前教育については、12月頃より入学予定者に対し、各学科のカリキュラム・ポリシーに沿った課題・Web学習等を課し、入学予定者が本学での学習や研究に必要な基礎知識を再確認し、講義にスムーズに入って行けることを目標として行っている。

イ 大学院

入学志望者に対しアドミッション・ポリシーの周知を徹底するため、オープンキャンパスなどで個別相談を実施している。これにより本学の教育目的と入学者の学習目的のミスマッチは発生していない。

また、入学者には、本学大学院の掲げる目的を理解し、修学しようとする意欲が高いかを確認している。学部での基礎学力を有し、教育等研究指導を受けるに足る能力を有しているかについても確認を行っている。

なお、大学院の入試には一般人入試と社会人入試がある。合否判定にあたっては一般入試、社会人入試とも学力検査（専門科目および専門英語）と口述試験（面接）を課している。この入学選抜においては、「大学院入学に相応の学力・知識及び研究意欲」を有しているか重視し、研究・職務経歴も参考にしている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受け入れ数の維持

収容定員と入学定員および在籍学生数については、データ編様式 2 に示す。教育と研究を適切に行う環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生を適切に確保している。入学定員および編入学定員については、「2020 年度入学試験要項」【資料 2-1-1】に示すように、大学設置基準第 18 条を遵守し、周知を図っている。収容定員と入学定員及び在籍学生数については、「学部・学科の学生定員及び在籍学生数」【データ編表 2-2】のとおり、令和元(2019)年 5 月 1 日現在の在籍学生数は、792 名である。過去 5 カ年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合を表 2-1-2 に示す。

表 2-1-2 過去 5 箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

学部	学科	区分	年度					平均
			27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	
健康福祉学部	総合福祉	入学定員(人)	80	80	80	80	80	80
		入学者(人)	16	29	23	28	36	26.4
		充足率(%)	20.0	36.3	28.8	35.0	45.0	33.0
	管理栄養	入学定員(人)	80	80	80	80	80	80
		入学者(人)	32	56	56	49	61	50.8
		充足率(%)	40.0	70.0	70.0	61.3	76.3	63.5
	合 計	入学定員(人)	160	160	160	160	160	160
		入学者(人)	48	85	79	77	97	77.2
		充足率(%)	30.0	53.1	49.4	48.1	60.6	48.3
人間関係学部	心 理	入学定員(人)	110	110	110	110	110	110
		入学者(人)	51	63	73	97	144	85.6
		充足率(%)	46.4	57.3	66.4	88.2	130.9	77.8
	子ども発達	入学定員(人)	80	80	80	80	50	74
		入学者(人)	23	26	23	23	19	22.8
		充足率(%)	28.8	32.5	28.8	28.8	38.0	30.8

合 計	入学定員(人)	190	190	190	190	160	184
	入学者(人)	74	89	96	120	163	108.4
	充足率(%)	38.9	46.8	50.5	63.2	101.9	58.9

ア 健康福祉学部

令和元(2019)年5月1日現在の収容定員は640名、在籍者数は332名であり、在籍者の比率は0.52倍である。また、入学定員は、160名となっており、平成31(2019)年度の志願者は181名、入学者数は97名(他に編入生6名)であり、定員に対する入学者の比率は0.54倍である。

以上の通り、在籍者数、入学者数は令和元(2019)年5月1日において定員を下回っている。収容定員、入学定員を適切に守り、アドミッション・ポリシーをより明確にし、それに沿う学生の受け入れのための様々な募集活動を行うなど、教育にふさわしい環境を確保するよう募集活動、広報活動、入試対策の改善が必要である。

入試を取り巻く環境が厳しくなる中、これまで以上に優秀な学生、能力に優れた学生を獲得するために努力する必要がある。入試のデータ分析を行い、学生の動向を見ながら入試方法・内容の改善を行っていくこととし、積極的な広報活動により、入学定員の改善につなげていく。

イ 人間関係学部

令和元(2019)年5月1日現在の収容定員は、640名、在籍者数は460名であり、在籍者の比率は0.72倍である。また、平成31(2019)年度より子ども発達学科の入学定員を80名から50名へ削減したことから入学定員は160名となっている。平成31(2019)年度の志願者は257名、入学者数は163名であり、定員に対する入学者の比率は1.02倍である。

以上の通り、入学者数は令和元(2019)年5月1日現在において学部としては定員を充足したが、在籍者数では定員を下回っている。3年次、4年次に設けられている各20名の編入枠は、心理学科の入学者が増えたことと、現在ほとんど編入希望者がいない事を鑑み、収容定員を変更せず廃止した。

18歳人口の減少、大学の二極化が進む中、本学の入学者選抜試験では優秀な学生、能力に優れた学生を獲得するため、毎年入試広報部で入試データを詳細に分析しており、その結果に基づいて役職者会議・教授会と学生募集・入学試験委員会で詳しく議論した上で、入試方法・内容の改善を行っており、複数の入学者選抜方法の位置づけ等の適切性を保つという目標を達成するための努力を重ねている。キャンパスの立地が岐阜県内でも岐阜市内東端に近い各務原市であることから、東海地区にある他大学など競合校と比較すると、岐阜県下の受験生を集めきれていないという問題点がある。地元志向の大学であるが、岐阜県は大学生の県外流出が多い県でもあることから、近県を中心としながらも遠方の養成校の少ない地域に向けて各種多様の免許や資格の取得が可能であることを周知するため、ホームページの充実、高校訪問や各種進学セミナーへの参加、指定校推薦対象校の拡充などを進めている。

ウ 大学院

入学定員は7人、収容定員は14人である。令和元(2019)年5月1日現在の在籍者数は、14人である。定員を満たしていることから、より一層優秀な学生を選抜できるよう志望者を増やすべく研究成果の発信等を行っていく必要がある。

表 2-1-3

大学院における過去5箇年の入学定員、入学者数、入学定員に対する入学者数の割合

大学院	専攻	区分	年度					平均
			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
人間関 係学研 究科	臨床 心理学	入学定員(人)	7	7	7	7	7	7
		入学者(人)	11	10	10	8	6	9
		充足率(%)	157.1	142.9	142.9	114.3	85.7	128.6

(3) 2-1の改善・向上方策(将来計画)

平成26(2014)年度スタートしたメディカル・プログラムは6年目となり、今年度当初には2回目の卒業生を送り出した。全学的に医療・福祉の土台をなす人材養成の方向を目指して、新しく編成された教育課程とこれに伴う取得可能な諸資格、国家試験受験資格・豊富な奨学制度などの情報は少しずつ浸透している。広報活動におけるインターネットの活用や各種媒体との連携が大きな流れの中心を担うものとして広がっている中、本学は地域に根づいた学府であることを考え、大学説明会・進学ガイダンスやオープンキャンパスなど、直接高校生と接触し本学の長所を伝える場面を大切にしてきた。また、大学祭・公開講座・子ども食堂・理科研究発表会・子ども読み聞かせなど地域への公開行事を数多く行っている。少しずつこの地道な方法を積み重ね、地元地域から周辺地域へと信頼の絆を広げていると考える。

表 2-1-4 は、令和元(2019)年度の大学説明会及びオープンキャンパスの開催日を示す表である。

入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持についての改善策として取り組むべき点は全学科にわたって入学定員並びに在籍学生数の確保である。以下に、学部ごとの具体的な対応策について述べる。

表 2-1-4 令和元(2019)年度大学説明会及びオープンキャンパス開催日

[大学説明会]

地区	月日	時間
岐阜地区	6月11日(火)	15:00 ~
飛騨地区	6月18日(火)	16:30

[オープンキャンパス]

月日	時間
5月18日(土)	10:00 ~ 15:00
6月22日(土)	
7月20日(土)	
8月3日(土)	
8月4日(日)	
9月14日(土)	

ア 健康福祉学部

推薦入試については、岐阜地区（岐阜市、羽島市、各務原市、本巣市、瑞穂市等）受験生の獲得増加を目標とする。特に岐阜市と各務原市市周辺の高校及び実績高校に加え、実業系高校に対して、本学部の将来の進路の方向性や充実したキャリア支援環境及び国家試験対策の手厚さを周知することを意識して、オープンキャンパス・高校教員向け教育内容説明会・出前講義・ガイダンス・高校訪問などを行う。地域に密着した募集活動を拡充し周知のためのPRを強化していく。また、高校訪問や高校ガイダンスについては、受験生獲得のため愛知県、静岡県、三重県、長野県にも積極的に取り組んでいく。

イ 人間関係学部

これまでの少人数教育を継続し、地域づくりの一端を担える人材を育てるという、基本は変えず、メディカル・プログラムとして取り入れた救急救命士、言語聴覚士の国家試験受験資格取得、福祉分野に関わり特別支援教諭・幼稚園教諭・保育士免許取得などを専門職養成校として受験生に認識してもらおう努力をする。

前年は地域に密着して本学部の認知度を上げることに注力したが、まだ認知度が定着していない。オープンキャンパス、高校教員向け教育内容説明会、高校ガイダンス、出張講義、高大連携など、業者企画を含め、学部を紹介するための様々な企画に積極的に参加していく。AO入試、推薦入試で質が高く、モチベーションの高い生徒の獲得を目標としている。

ウ 全学的対策

定員充足を目指すための具体的な方法としては、オープンキャンパス参加者の入学率の向上のため事後接点を作る、本学の持つ希少学部の理解の浸透のため学科教員と広報部職員の協働による高校訪問、高校の進路指導担当者・保護者に対する情報提供機会の拡大等により、さらに積極的な学生募集を展開する。

大学選択において、実用的な資格取得を目指していることを受験生・保護者に理解してもらおうことが最も分かりやすいと考え、学科名より資格名で学科・コースを理解してもらおうよう努力する。DM・チラシ・広告(新聞・冊子・電柱・協賛)など。

印刷物・Webなどによる広範なPR手段も大切にしながら、親近感の持てるオープンキャンパス、出前講義(模擬授業)、ガイダンスなど生徒と接点の持てる広報手段を重視する。

多様な入学試験を実施することによって、入学者受け入れ方針に沿った多様な学生を受け入れていく。特に、多様な奨学制度の充実による魅力を周知する。

高い目的意識を持った学生集団にするため、多様性に配慮しながら、面接試験等を充実させることにより、ミスマッチをなくす。

学部、学科の特徴により、その時の社会的状況が志願者数・入学者数に影響を及ぼすことから、こうした状況も考慮しつつ、社会的要請に対応した学科の改組や取得できる資格の拡充を検討していく。

エ 大学院

平日夜間にも学習できるよう様々な便宜を図っているが、まだまだ広報・情報伝達は十分とは言えない。公認心理師受験は、大学院修士課程で専門性の深化と実習経験の集積が有効であることをPRする。臨床心理に関する実際問題の解決力向上を目的として作成したカリキュラム体系とともに広報に注力してゆく。具体的には、院生獲得のための積極的広報活動に加え、通学に便利な送迎バス・地域と交流も活発な心理臨床センターの紹介・日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定大学院等に対する告知の徹底が重要となる。また、広報活動に対しては、学部の地域活動と連動しながら隣接県への積極的な働きかけをする必要がある。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-1-1】 2020 年度入学試験要項

【資料 2-1-2】 大学ホームページ 「アドミッション・ポリシー」

【資料 2-1-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・入学試験委員会規程

【資料 2-1-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 入学試験専門部会規則

【資料 2-1-5】 東海学院大学入学者選抜合否判定委員会規程

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の建学の精神・目的に示す人材を育成するため、教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制を図 2-2-1 に示すように整えている。学修支援体制を構成する各組織は、すべての教員及び職員がそれぞれの資質を活かすことができるよう配属されており、教員と職員の協働は各組織内、各組織間、支援体制内、支援体制間で取り組まれている。

また本学はクラス担任制により、学生の学修をはじめ学生生活全般にわたる相談にクラス担任教員が応じている。そのため、学生は何らかの支援が必要と感じた場合、まずクラス担任教員に相談することとなっている。加えて、学生が気軽に何でも相談できる環境に向けて学生生活課職員が相談に応じていることも啓発している。その他、学生が支援内容によって保健室での相談や教務課への直接問い合わせなどの対応をし、ワンストップで学修支援ができるよう教員と職員等が協働している。

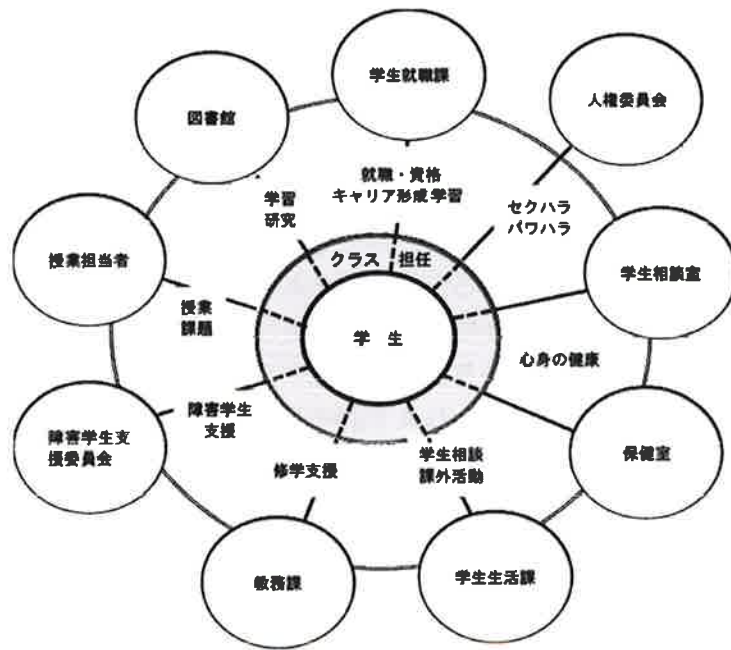


図 2-2-1 学修支援体制

ア 運営体制と学修支援

本学における学修支援は、上述のことを踏まえ、学生支援センター【資料 2-2-1】を設置し、全学部・学科、学生生活委員会【資料 2-2-2】、学生就職委員会【資料 2-2-3】、障害学生支援委員会【資料 2-2-4】、人権委員会【資料 2-2-5】、教学部等によって構成されており、各組織は関係事務局職員が構成員として参加し、それぞれの組織が学修支援を実施するとともに、実施にあたっては、教員と職員が連携協働している。また必要な事項については、役職者会、教授会において審議し、学長が決定する。さらに、審議内容によっては、評議員会、理事会事項として決定される。

学修に係る緊急事態としては、本学園危機管理規則【資料 2-2-6】及び防災管理規則【資料 2-2-7】により火災、災害、天候による非常事態への対応と一斉周知を教員と職員が連携協働していく仕組みとなっており、学生の安全確保による学修支援をしている。

イ 入学前教育

本学のアドミッション・ポリシーに適した基礎学力強化のために、入学前の学修支援の一つとして、教育研究開発センター【資料 2-2-8】が教務委員会及び学生募集・入学試験委員会と連携して取り組んでいる。入学前教育は、本学への入学が早期に確定した入学者に対して、入学までの学習習慣の継続や基礎学力の向上を目的に各学科が学修内容を設定し、実施している。平成 31 (2019) 年度入学者の入学前教育については、各学科で Web 学修、課題学習から構成された受講コースを設定して実施し、大学への学びがスムーズにつながるよう学修支援をしている【資料 2-2-9】。さらに、4 月からの学生生活をイメージして、大学での学修をスムーズにスタートできるよう毎年 3 月末に入学

前セミナーを実施している【資料 2-2-10】。参加学生は、「入学への不安がとれた」、「友達ができた」、「学校の雰囲気が分かった」、「資格へのイメージがはっきりした」などの感想を持つことができ、充実した成果を収めている【資料 2-2-11】。

ウ 学修に関するガイダンス

本学では、学生が学修を円滑に進めるための学修支援として、教員と職員が連携して学年ごとに前期及び後期が開始される前にそれぞれガイダンス【資料 2-2-12】を実施し、学生生活や履修方法等について周知徹底するとともに、学生が自身の学生生活や学修内容について見通しをもって取り組めるようにしている。

新入生に対しては、入学式の当日から 4 日間の日程で新入生ガイダンスを実施している。ガイダンスの内容は、「履修について」、「授業について」、「試験について」、「単位について」、「成績(GPA)について」、「卒業要件・進級要件について」、「資格取得について」、「奨学金制度について」を中心として説明を行っている。さらに、大学生活を始める新入生が適切に学修に取り組むために、学生生活における諸注意事項やそれぞれの相談の仕方などについても説明し、クラス担任教員による指導につながるよう工夫している。

2 年次以降においても、前期及び後期が開始される前に、「履修について」、「授業について」、「試験について」、「単位について」、「成績(GPA)について」、「卒業要件・進級要件について」、「資格取得について」、「奨学金制度について」を中心として、あらためて説明をし、各年次の履修科目の特性や履修状況の自己管理、資格取得に向けて学修計画、適切な学生生活に関してガイダンスを行い、個々の学生の状況に応じたクラス担任教員による指導につながるよう工夫している。また 1 年次に対しても、後期が開始される前に同様のガイダンスを行い、適切な学生生活を指導しながら学修支援を行っている。

エ クラス担任制

クラス担任制は、学生が安心して学修に励み、学生生活を有意義に過ごすことができるよう、各教員が学生とのコミュニケーションの円滑化を図り、学生の相談に応じ、適切な指導・助言を与えることを目的としている。クラス担任教員は、学生生活に関する事項、修学に関する事項、学籍に関する事項、その他の相談事項を扱う。

クラス担任制は、全ての学部学科を通じた全学的な制度であり、クラス担任教員は各学科が選出した教員で、原則として持ち上がりとしている【資料 2-2-13】。

オ 学習支援プログラム

本学では、学習支援対策として「オフィスアワー」【資料 2-2-14】、「国家試験・公務員試験等対策プログラム」【資料 2-2-15】、「キャリア形成プログラム」【資料 2-2-16】、「学習強化プログラム」【資料 2-2-17】などの制度を設けている。オフィスアワーは、全教員が全学生を対象として本学ホームページで相談可能な時間帯を学生に周知するとともに、各教員の担当科目、メールアドレスを掲示している。これにより、学生が研究室での個別相談を教員にアポイントをとることなく相談ができる体制をとるとともに、メールにより随時、学生の相談に応じられるようにしている。また「国家試験・公務員試験等対策プログラム」では、各学生がそれぞれの職種の専門家としての免許、資格を

得るために、国家試験対策などについて各教員から学習支援を受けられる。「キャリア形成プログラム」は、社会で活躍するために、実践力を身につけることを目的とするもので、各学科においてフィールドワーク等のプログラムを開設している。「学習強化プログラム」は、平成 28 (2016) 年度前期より「学習強化週間プログラム」として、学生が履修する一つ一つの科目の学習の積み上げが資格取得や学士としての学力を養うことに必須であることから、これら科目ごとの学習支援を行うことを目的として導入され、平成 29 (2017) 年度に現在の名称に変更した。各学科の到達目標に達していない者に対して学習時間の確保を行い、再試験受験者の知識向上を目的として取り組んでいる。

カ 休学者・退学者への対応

本学では、休学者・退学者への対応については、教員と職員が一体となって取り組んでいる。学生には、休学・退学に関する相談はクラス担任教員にまず相談するよう指導している。クラス担任教員は「修学、友人関係、健康、経済的側面など、学生生活全般にわたる諸問題の相談者」と規定されている。クラス担任制によって教員と学生との円滑なコミュニケーションがとれていることで、学生が個々の状況に応じて教員からきめ細かい指導を受けているなか、休学・退学に関しても学生の最善の利益を第一に個別に対応している。さらに、クラス担任教員と学生の話し合いを踏まえ、事務局関係職員が連携し、学生にとって最善の利益となる対応策を提案しながら、必要に応じて保護者との連絡、懇談というように、階層的なサポート体制をとっている。

中途退学者に関して表 2-2-1 に示すとおり、学部・学科別の全在籍者数に対する退学者率の推移が減少傾向にある。教務委員会を中心として、中途退学者の様々の事由や原因についての分析を行い、問題に対処する取り組みを実施し効果が見られている。前期及び後期の成績表はクラス担任教員を通じて学生に渡しており、修学意欲の低下につながるケースについても個別に相談指導している。単位の取得状況などはクラス担任教員が把握しているため、各学生に応じた具体的な指導をすることができる。また授業欠席への対処については、一つの授業科目で欠席数が 3 回以上となるとクラス担任教員に連絡する体制をとっており、学生の学習状況全体の理解と指導の徹底に取り組んでいる。さらに、平成 27(2015)年度からは、Web 上で、教員と学生が相互に授業の出欠状況について把握できるシステムを導入し、休学者・退学者の減少に努めている。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者に対して学修状況及び今後の見通しに対して説明を行い、家庭とも連携した学修支援を行っている。

進路変更に関するケースについては、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いなどを尊重しながら、一緒に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、学生にとって最も適切な進路を話し合いながら、それぞれが納得して、自信をもって次へのステップを踏めるように取り組んでいる。

経済的困窮に関するケースについても、クラス担任教員が当該学生と個別に相談し、個々の思いや生活状況などを尊重しながら、一緒に考えていく対応を心掛けている。また同時に保護者とも連絡を取り、様々な奨学金制度などの活用を検討しながら、中途退学とならないよう努めている。

大学院の中途退学者については、近年中途退学者が生じており、主たる原因が経済的

な理由となっているため、授業料の減免等についての相談対応に努めている。

表 2-2-1 事由別中途退学者数

(人)

事由		大学			大学院			
		28年度	29年度	30年度	28年度	29年度	30年度	
就学意欲の低下		7	8	2	0	1	0	
進路変更（他校等への進学）		6	2	3	0	0	0	
進路変更（就職）		7	3	5	0	0	0	
経済的困窮		5	8	2	0	0	2	
学力不足		0	1	0	0	0	0	
身体疾患		0	0	1	0	0	0	
心神耗弱		1	1	1	0	0	0	
その他		0	0	1	0	0	0	
合計	退学	退学者数	26	23	15	0	1	2
		退学者率	3%	3%	2%	0%	5%	11%
	留年	留年者数	22	24	19	0	2	1
		留年者率	3%	4%	3%	0%	10%	5%
	停学	停学者数	0	0	0	0	0	0
		停学者率	0%	0%	0%	0%	0%	0%

キ 障害のある学生への配慮

障害のある学生の受け入れについては、出願前に事前相談書【資料 2-2-18】の提出を求め、出願前までに受験生と志望学科長、障害学生支援委員長、入試専門部会委員長、事務局入学試験課職員による事前相談書に基づく聞き取り面談を行う。その際に、本学として対応可能な範囲を説明し、入学してからも問題なく勉学に励むことができるか確認を行い、障害学生支援委員会が中心となって対応協議し、配慮する体制となっている。平成 30(2018)年度入学者には、身体障害を持つ学生が入学し、学科、障害学生支援委員会、教職員などが連携して合理的な配慮に取り組み、学修支援を行っている。

また、障害のある学生への配慮については、入学時に心身に関する問診を行い、この問診をベースにして行っている。問診には、各学生が配慮を必要とする心身の状態を記入するとともに、具体的な配慮内容を記載することとしている【資料 2-2-19】。保健室では、これらを集約し、個人情報に配慮して、記載内容を個々の学生に確認するとともに、クラス担任教員及び障害学生支援委員会に情報提供する内容を相談しながら、承諾を得た事項について関係教職員との情報共有を図っている。その後、クラス担任教員及び障害学生支援委員会で個別面談を行い、具体的な配慮事項とそれに伴い情報開示する範囲について確認し、具体的な対応に取り組んでいる。また必要に応じて保護者との連携を図るなど、障害を理由に適切な学修ができないといったことがないように対応に取り組んでいる。さらに、基本指針【資料 2-2-20】を策定し、全学的な取り組みを推進している。

ク 保護者との連携

保護者との連携は、年1回の保護者教育相談会【資料 2-2-21】において、年2回の保護者への成績の送付、学生生活に関する様々な注意事項、クラス担任制などによる相談体制、必要に応じて随時保護者との面談を行うことへの理解と協力など、保護者と大学が連携して、学生が自発的に人間性を確立していくことを支えていくことについて説明している。大学生にふさわしい生活を自発的に取り組んでいくことを支えていくために、保護者として気になること、大学として伝えたいことなど、互いに話し合える関係を大切にしながら、必要に応じて、保護者、学生、教員による3者面談を行っている。そうした取り組みに対して、保護者からは、大学の様子や家庭では気づかなかった子どもの様子などが分かり、少し安心して子どもを見守ることができるようになった、などの意見が寄せられている。このように、学生の自ら本学の学びによって人間性を確立していくことができるよう、保護者と大学が連携した学修支援体制を行っている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TAについては、大学院生の教育指導を実践する機会として制度が整備されており、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度は「心理検査法」「心理学統計法」などの実験実習科目において、修士課程の大学院生が学部学生を対象として、教材作成、授業補助、実習支援などを行った。なお、平成30(2018)年度は、43回の授業に延べ61名(実人数5名)の大学院生がTAを行った【資料 2-2-22】。TAを活用することは、大学院生の学修支援となる一方で、学生にとっては、自身の学修の積み重ねがどのようになっていくかを実際の大学院生の姿から知ることができるため、学修への動機づけや意欲の向上につながるものである。また学生にとって年齢の近い大学院生との関わりは、メンター機能の効果も期待できる。本学における資格取得の学修が対人援助の専門家として心につれあうことを大切にしたい学修となるよう、より充実した支援活動につなげていく。

(3) 2-2の改善・向上方策(将来計画)

本学の建学の精神・目的に示す人材を育成するうえで、具体的に資格を取得することは目に見える形で具現化することになる。資格取得にあたっては、その過程で実習が必須科目として充てられている。この実習での学修を充実したものとしていくためには、必要な授業についてアクティブラーニングによって学生が能動的に学び、「認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る」ことが重要となる。そのために、きめ細かな授業を展開するうえで、TAの活用が有効であろう。現在は、心理学科の心理分野だけであるが、実習を行う各学科においてはSA(Student Assistant)の導入を検討し、学修支援の改善を図っていく。

さらに、学生が資格に向けて能動的な学びに入学当初からスタートさせていくためには、入学前教育の工夫が必要になってくる。入学してくる学生の資質を見極め、毎年入学する学生の特徴を把握しながら、課題などを設定するなど、きめ細やかな対応が必要となってくる。現在、令和2(2020)年度入学生に向けた課題について検討しているところである。

そして、入学する学生の将来に向けて、学修支援を充実させていくためには、保護者

との連携は欠かせないものである。保護者との連絡・協働体制について理解を深めるとともに、保護者教育相談会への参加が増え、学生を支える体制を充実させていくことに努める。

また、退学、休学、留年に係る課題については、その年その年の学生によって、対応すべき問題は様々である。成績不振、精神的問題、経済的問題など、青年期に特徴的な心理的要因が重なって、単純に解決することは難しくなっている。社会情勢や経済状況など学生をめぐる問題も複雑化、多様化、グローバル化していることも踏まえ、目の前の問題だけでなく、心の奥底に隠れていることや、将来への見通しも含めて相談に対応していくことが必要である。そのために、学生相談室の利用を充実させ、そこに全教職員がつながり、保護者の理解や協力を得ながら、一体となった学修支援体制に努めていくことに取り組んでいくものである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-2-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程

【資料 2-2-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程

【資料 2-2-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

【資料 2-2-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生障害学生支援委員会規程

【資料 2-2-5】東海学院大学人権委員会規程

【資料 2-2-6】学校法人神谷学園危機管理規則

【資料 2-2-7】学校法人神谷学園防災管理規則

【資料 2-2-8】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程

【資料 2-2-9】平成 30（2018）年度入学前教育課題等送付資料

【資料 2-2-10】平成 30（2018）年度入学前セミナー実施要項

【資料 2-2-11】平成 30（2018）年度入学前セミナーアンケート結果

【資料 2-2-12】平成 30（2018）年度前期・後期ガイダンス等日程

【資料 2-2-13】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程

【資料 2-2-14】平成 30（2018）年度前期・後期オフィスアワー一覧表

【資料 2-2-15】平成 30（2018）年度国家試験・公務員試験等対策プログラム

【資料 2-2-16】平成 30（2018）年度キャリア形成プログラム

【資料 2-2-17】平成 30（2018）年度前期・後期学習強化プログラム

【資料 2-2-18】受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書

【資料 2-2-19】2018 年度入学 身上調査書

【資料 2-2-20】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針

【資料 2-2-21】平成 30（2018）年度保護者教育相談会実施要領

【資料 2-2-22】平成 30（2018）年度 TA による学修支援実施状況

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の建学の精神に基づき、各学部学科の専門教育を学んだ学生が社会の人々の健康や教育、地域産業に貢献できる就業の場を見出すことができるよう支援している。

本学では、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のために、体制の整備として学生就職委員会及びその事務組織である学生就職課が構成され、その役割を担っている。委員会については「学生就職委員会規程」を定めている【資料 2-3-1】。

大学設置基準 第四十二条の二 を遵守している。

ア 就業力を高める科目

カリキュラムの中に「就業力を高める科目」として「就業力基礎」「キャリア形成」「インターンシップA」「インターンシップB」を教養科目のなかに開講している。「就業力基礎」は、10年後、20年後に自分がどんな仕事をしていきたいかを考えてもらうために、そこにはどんな仕事があるかなど基礎的な知識を身につけることを目的とし、自分が目標とする仕事に就くために具体的に自分は大学時代になにをすればいいか、キャリアプランを立案することを到達目標に掲げている。「キャリア形成」は、より実践的で就職活動に有効な内容となっている。自己PR文の作成、職業・企業・業界研究、更に企業で求められるコミュニケーション力をつけることを目標に掲げている。「インターンシップA」は、3年生を対象に夏季休暇を利用して、実際の企業等での就労体験を行う授業である。インターンシップ事前授業において、挨拶、話し方、書類作成、身だしなみなどの基本的マナーと、基本的な社会・経済体系を学ぶ。その上で、企業との面談などを通じて実習先を決め、実際の企業等で就労体験をする。インターンシップ事後授業では、実習内容と体験内容を報告書にまとめ、学生同士で意見交換をする。自分の体験を報告するとともに、自分が体験していない業界・職種を知り、その後の就職活動の参考とする。「インターンシップB」は、同じく3年生を対象に冬季・春季休暇を利用して、実際の企業等での就労体験を行う授業である。基本的なビジネスマナー、商品や市場のマーケットリサーチ、企画力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけ、自主的に課題や目標を設定して考え行動できる力を養うことで、さらにインターンシップを意義の深いものとする。

これらは、大学卒業後、ひいては将来の人生設計に欠かせない職業観に関する知識を学び、自らのキャリアをどう身につけていくのか、また、キャリア形成を考える前提となる「自分を知る」「社会を知る」ということについて考えるための科目群である。科目の位置づけでも内容でも、単なる「就職活動（試験）対策」というものではなく、働くことの意義、他者とのコミュニケーションや交流を元にした自己の見つめ直しと自己分析といった、一社会人、一市民としてのあり方を考えながら、自分のキャリアを発見し構築していくことを目的とした科目から構成されている。

イ 国家試験・公務員試験等対策プログラム

本学で取り組む学習支援プログラムにおいて、諸資格の取得に向けて学習方法等を身につけることを目的とし、教員採用試験・国家資格試験等の対策セミナーを各学科において開設している【資料 2-3-2】。

ウ キャリア形成プログラム

各学科においては、学力の向上や教員採用試験・国家試験対策等を支援するために、「オフィスアワー」「国家試験・公務員試験等対策プログラム」「キャリア形成プログラム」「学習強化プログラム」などの学習支援体制を整えている。「キャリア形成プログラム」は、社会で活躍するために、実践力を身につけること等を目的とし、フィールドワーク等のプログラムを開設している。プログラム内容は以下のとおりである。（資料 2-2-16 参照）

表 2-3-1 キャリア形成プログラム

学科名	プログラム名	対象学年	開講時期	備考
心理学科	ワークショップ	1・2・3・4	通年	地域貢献活動
子ども発達 学科	表現ワークショップ	1・2・3・4		
	あそびの森実践プログラム	1・2		

エ 学生への進路支援体制

(ア) 教職員の連携

クラス担任と学生就職課職員が中心となり、資格に関わる教科担当教員も交えて学生の相談・助言を担っている。特に、平成 28(2016)年度より本学では教員と学生就職課との連携を強化している。学科ごとに実施する教員の打ち合わせ会（学科会）に平成 29(2017)年度後期に学生就職課職員の参加が認められた。平成 30(2018)年度には年度当初の学科会に参加し、就職活動の現状、学生の就職活動への諸注意、求人検索などについて説明する取り組みを始め、全教員へ就職活動への情報共有を図っている。これにより、学生は教員へ相談しても学生就職課職員に相談しても同じ情報を基にアドバイスが得られ、履修及び資格取得による実習等と就職活動の両立が図られるようになった。また、学生就職課では、学生が履修及び就職活動の両立を図り、的確な活動支援と求人紹介にあたるように、学科教員と学生就職課職員との面談・相談も随時、進めている。

(イ) 学生ニーズに寄り添った支援体制

進路希望については、3年生全員から「就職登録カード」の提出を受け、進路の希望や条件、課外活動履歴等を把握している。学生からの相談については、学生の空き時間やメールでの対応にも柔軟に応じ、予約なしでも個別相談を幅広く受け付けている。学生一人ひとりが豊かな社会生活を送るために、個性を尊重したキャリア形成、就職支援に取り組んでいる。

(ウ) 学外機関や団体との関係構築

学生就職課では、学外の労働関係機関や団体との関係構築を大切にしている。新卒応援ハローワーク、岐阜県学生就職連絡協議会、岐阜県商工労働部雇用促進課、岐阜県教

育委員会、岐阜県保育士・保育所支援センター、岐阜県経営者協会、岐阜県私立幼稚園連合会、岐阜県民間保育園・子ども園連盟、岐阜県社会福祉協議会、各務原市役所などである。また、情報交換を密に行い、各団体主催支援行事の学内案内、学生参加の促進、学内での業務内容・採用試験説明会を開催している。学生は業界研究と採用情報を的確に入手し、学びを生かす職業や地元企業への就職活動を学生就職課のサポートのもと、様々な支援企画に参加することで進めることができている。

(エ) 求人票の受付と求人情報の提供

求人票の受付・紹介についても求人受付ナビ、求人検索ナビのシステムを活用して、随時、情報提供と検索に対応している。学生就職委員会委員の教員も検索できるよう体制を整えている。また、学生就職課では、郵送で受け付けた求人票の閲覧も可能である。

また、専門職だけでなく一般企業等への就職支援として、採用担当者様からの直接的な説明を受けられる学内企業説明会を実施。併せて、採用情報・会社説明会案内情報の頒布会を開催し、学生にとって安心して入手できる採用情報の提供とマッチング支援を積極的に展開している。

全学年に向けて取り組んでいる進路支援事業及び年間スケジュールと具体的なプログラムを示す。

表 2-3-2 平成 30 (2018) 年度【前期】 学生就職委員会・学生就職課支援事業

*区分：「共通」とは大学と短大部の学生を対象とする。

月次	区分	就職・進学支援
4月	共通	キャリア・ガイダンス（全学年、大学院）4/3～4/5 リクルート、マイナビ、学情、ハローワーク
	共通	アルバイトの労働条件を確かめよう！セミナー 4/4
	共通	東海第一幼稚園・第二幼稚園 就職説明会 4/3
	大学	公務員採用試験説明会（自衛隊、岐阜県警、岐阜少年鑑別所）4/4、4/5
	共通	学内 単独 企業説明会（4/6、4/17、4/26） ・タカスエ ・ワタキューセイモア ・ファストダイニング
	共通	就職情報・会社説明会情報 頒布会（4/26）名
	共通	保護者就職説明会（4/28）15+35名
5月	共通	進路支援にかかる申し合わせ事項 学科別教員説明会 心理学科 5/9、子ども発達学科 5/30、総合福祉学科 5/23、管理栄養学科 4/25、幼児教育学科 4/19
	大学	学内 単独企業説明会（5/14、5/17、5/22、5/25） ・中央こども相談センター、岐阜県教育委員会、・みらかホールディングス、L S I メディエンス、ファルコビジネスサポート、愛知健康増進財団
	共通	採用情報・会社説明会案内情報頒布会（5/24）9名
6月	共通	岐阜県私立保育園連盟 ジョブフェア2018 短大21名、大学13名
	共通	岐阜県学生就職連絡協議会・岐阜県経営者協会 共催 合同就職セミナー
	共通	学内 単独企業説明会（6/19、6/22） 各務原市（保育士）、長寿会

東海学院大学

	共通	採用情報・会社説明会案内情報頒布会 (6/28)
	大学	公務員ガイダンス消防編 (6/22) 岐阜市消防本部 51名
	共通	可児一多治見エリア 保育園就職フェア (6/23)
7月	共通	幼稚園就職ガイダンス (7/7) 大学 10名、短大部 25名、全体 183名
	大学	3年生対象 インターンシップガイダンス (7/9) リクルート 30名
	大学	大学院ガイダンス (7/3) 4名
	大学	岐阜県で活躍する管理栄養士・栄養士の活動説明会 (7/21)
	大学	公務員ガイダンス警察編 (7/20) 4年生 1名, 3年生 2名, 2年生 10名
	共通	学内 単独企業説明会 (7/4、7/6、7/10、7/12、7/17、7/18、7/23、7/27) 長屋学園 だいち、日吉幼稚園、各務原幼稚園、たんぼぼ薬局、アンジェリカ、まなびの森、清 水会、富士産業、太田病院
	大学	インターンシップガイダンス (7/9) 31名
	共通	みんな JOB フェア (7/21)
	共通	ライフプランセミナー (7/25) 遠藤雅先生
	共通	採用情報・会社説明会案内情報頒布会 (7/26)
8月	共通	就職活動応援郵便 (対象者: 心理 20名、子発 16名、福祉 6名、管栄 25名、幼教 18 名) 下宿者には実家とアパートにも郵送、寮へは持参、計 98 通郵送 (8/13 郵送)

表 2-3-3 平成 30 (2018) 年度【後期】 学生就職委員会・学生就職課支援事業

月次	区分	就職・進学支援
9月	共通	学内 単独企業説明会 (9/7) 日生保育園ひびき
	大学	3年生 就職活動スタート 啓発郵便 (成績表の郵送に同封)
	共通	就職ガイダンス (9/21) マイナビ、リクルート、学情、キャリアス、岐阜県経営者協 会、岐阜県産業労働部雇用促進課、ハローワーク、岐阜県警
	共通	職務適性検査 (9/21) 170名
	大学	ワークライフバランス講座 (9/21) 1年生
	大学	web サイト登録・活用相談ブース [マイナビ] (9/21)
	共通	進路状況調査実施 (9/21~9/28)
	共通	就職登録カード提出 (9/21~9/28)
	共通	インターンシップ参加調査 (9/21~9/26)
10月	大学	学生就職課ガイダンス (3年生子ども発達学科) (10/9) 20名
	共通	職務適性テスト解説 と 自己分析講座 (10/11)
	共通	学内 単独企業説明会 (10/22、26) 日生保育園ひびき、エヌジェーシー
11月	大学	就職模擬試験 (11/8) 90名
	共通	男女共同参画基礎講座 (11/22) 遠藤雅先生
	大学	身だしなみ講座 [メイクアップ] (11/15) 18名
	大学	業界研究・自己PR作成講座 (11/22) マイナビ 88名
	共通	保護者教育相談会 (11/23) 全体説明・個別相談 2組
	共通	進路状況調査 (進路先未報告者対象)

東海学院大学

	共通	オール岐阜・企業フェス（11/16、17）バス運行 13名
	大学	警察ボランティア 東京研修（11/21・22）2名
12月	大学	就職セミナー（就活プラン大作戦）リクルート 37名
	大学	就職活動応援郵便 3年生（心理54、子発26、福祉27、管栄54）
	大学	岐阜県教育委員会 学校見学バスツアー（12/3）6名
	大学	認知症VR体験会【いぶき苑】（12/22）2名
1月	共通	就職ガイダンス（1/24）J-NET、マイナビ
	大学	現職保育士さんとの交流会（1/25）杉山章先生
2月	共通	岐阜県学生就職連絡協議会 ディスカッションセミナー（2/16、2/19）4名
	大学	栄養系 就職ガイダンス（2/5）31名
3月	共通	就職情報資料 頒布会（3/1・4・22）
	共通	女子学生のための就職フェア（3/5）
	共通	マイナビ 就職 EXPO（3/1）無料バス運行 大学 ⇄ JR岐阜駅 ⇄ ポートメッセ

本学における内定状況は、30年度卒業生〔心理学科47名、子ども発達学科22名、総合福祉学科12名、管理栄養学科43名、大学院9名〕のうち、就職希望者〔心理学科40名、子ども発達学科20名、総合福祉学科9名、管理栄養学科40名、大学院7名〕全員が内定を獲得し100%の内定率を達成することができた。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

本学のキャリア支援については、これまでの就職率や国家試験の合格率を鑑みて、現在のキャリア支援計画を見直しながら継続する。その場合、国家試験不合格の既卒者に対しても学生就職委員会を中心に国家試験に係る情報の提供、相談指導等の支援を前述の「対策プログラム」担当教員らと連携しながら継続する。

また、学生の就職先が医療機関、学校、企業等と多岐にわたることから、学生の興味・関心に適した就職支援のために、インターンシップに関する体制を強化していくとともに、大学からの情報発信や企業等への訪問を強化する。

本学の地域保健医療福祉に貢献できる人材育成という点から、県内各地の就職を取り巻く情勢を適切に捉えた就職相談・指導を教職員連携のもとに強化するとともに、実習施設への就職率を高めるための就職相談会をさらに強化する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-3-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程

【資料 2-3-2】平成30年度 履修のてびき

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判断の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活の安定のため学生を中心とした視点にたち、学生生活がより充実したものとなるよう、大学全体で支え、予防及び早期対応ができる工夫をしている。

学生生活の安定のための支援としては、学修支援の他に、学生生活支援、経済的支援、課外活動支援、健康支援、就職支援及び障害等のある学生の修学支援等、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくために、平成 28（2016）年 9 月に障害学生支援委員会【資料 2-4-1】が発足すると同時に、学生生活委員会【資料 2-4-2】、学生就職委員会【資料 2-4-3】、障害学生支援委員会及び人権委員会【資料 2-4-4】を統括する組織として、現在の学生支援センター【資料 2-4-5】が発足し、各委員会と連携・協働する体制を整えている。

学生の心身の健康に関する支援については、保健センター【資料 2-4-6】管轄下に保健相談室(保健室)がある。また学生の悩みや生活相談を総合的に受け付ける相談窓口として、学生相談室が設置されていたが、学内組織の位置づけや管理・運営体制が明確になっていなかったため、学生支援センターで討議を重ね、平成 30(2018)年度に学生支援センターが管轄し、規程等の整備【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】を進めた。この他、学生の人権に関わる対応については、人権委員会のもとに相談しやすい教職員に相談ができる体制を整えている【資料 2-4-9】。これらの各部署・関係者は、お互いの役割分担を周知した上で、学生の問題・状況別に連携・協働し、早期対応できるよう機能している。学生支援体制を明確化し学生に周知するため、学生便覧に「事務組織と担当教員（学生に関する業務）」【資料 2-4-10】を掲載するとともに、学内相談窓口についてのリーフレット【資料 2-4-11】を作成し、令和元（2019）年度、前期初めに学生へ配付し、これらの支援体制について学生や教職員に周知を図った。

ア 学生生活全般に係る支援

学生生活全般に関する相談・支援は、クラス担任教員が中心となり、担当学生に対し入学時から卒業時まで、必要に応じて学修状態や進路、学生生活状況（暮らし、健康、経済、アルバイト等）について指導や助言を行っている。クラス担任教員は、学科全体で共有すべき情報は個人情報漏洩防止を徹底しつつ学科会議に報告し、全学的調整を必要とする事項については、学科長を経て諸組織の責任者等に進言し、関連委員会、関係部署と連携し支援できる仕組みにしている【資料 2-4-12】。また年 1 回、保護者教育相談会を開催し、保護者と必要な情報を共有し協力し合える機会【資料 2-4-13】を設けるとともに、全教員がオフィスアワーを設定し、クラス担任教員以外の教員も学生の相談に応じることや、問題・状況によってはクラス担任教員と連携する体制になっている【資料 2-4-14】。

学生が安全で安心して学生生活を送ることができる環境づくりの一つとして、障害学生支援委員会では、本人及び各学科等からの支援要請に対して、委員会で討議を行い、個々のニーズに適切に対応できる体制の構築に取り組んでいる【資料 2-4-15】。また合理的配慮の必要がある学生には、障害に配慮した授業支援やプライバシーを考慮した支

援を実施している【資料 2-4-16】。全学防災避難訓練では、学生ボランティアによる障害学生の避難訓練を実施【資料 2-4-17】し、理解啓発に努めている。人権委員会では、平成 30(2018)年度にハラスメントに関する相談体制の整備【資料 2-4-18】、対応フローチャート図【資料 2-4-19】の再構築を図り、教職員に周知と啓発を行った。学生を対象とした人権講習会を年 1 回実施し、ハラスメントの発生防止にも努めている【資料 2-4-20】。また意見箱の設置を行い、いつでも相談できる環境を整えている【資料 2-4-21】。

学生支援全体の質の向上を目的として、学生生活調査を隔年で実施しており、令和元(2019)年 9 月実施に向けて調査項目の検討を行った【資料 2-4-22】。教職員の支援スキルの質を高めるための取り組みとして、表 2-4-1 に示すとおり教職員研修会を毎年実施している。学内講師に留まらず、学外からの有識者講義を行うなど、大学全体への啓発を通じて学生支援体制を強化している。

学生の事故・事件、感染症、不祥事・犯罪等の発生防止と対応に関しては、学期初めの学生生活課オリエンテーションで発生防止策を学生に周知するとともに、学内掲示やホームページ等により啓発を行っている。発生した場合は、学生からの報告・連絡を受け、クラス担任教員あるいは事務局学生生活課から教学部長、当該学科の学科長に連絡報告し、協議の上で対応するとともに、必要に応じて学部長、学長に報告・対応する体制になっている。

表 2-4-1 教職員研修会実施結果

実施年月	講師	研修会名
平成 30 年 3 月	学外講師	アカデミック・ハラスメント防止研修会
平成 30 年 12 月	学内講師	障害等ある学生の支援に関する研修会
令和元年 8 月	人権委員講師	人権侵害の啓発に関する研修会

イ 経済的問題への支援

学生への経済的な支援については、経済的に困難な学生が修学を断念することなく安心して学べるよう、複数の奨学生制度（学内資金、学外資金によるもの）を設けている。学内資金によるものは、入学試験の種別や入試成績による入学金や授業料、教育充実費の減免型で、表 2-4-2 に示すとおりである。この他に、入学金納付の猶予（延納）及び学費納付の猶予（月割分納・延納）や家計が急変した学生を対象とした入学金、授業料免除の支援がある【資料 2-4-23】【資料 2-4-24】。これらは、学生生活委員会でそれぞれの奨学金の目的に沿って対象者を審査・選抜し、学長がその結果を理事長に報告し、理事長が許可する仕組みである【資料 2-4-25】【資料 2-4-26】。

本学独自の奨学生制度【資料 2-4-27】のうち「進学をあきらめないで奨学金」は、将来活躍が期待される人間力豊かで有為な者たちの進学への希望を経済的側面から支援しようと、平成 26(2014)年度より設けており、諸事情により大学進学をあきらめなければならない状況の者を積極的に採用している。また平成 31(2019)年度入学者より東日本大震災や熊本地震など激甚災害によって、甚大な被害に遭った者で、公的機関が発行する激甚災害による罹災証明書又は被災証明書が提出できる者の初年度の入学検定料を全額

免除する「被災者支援制度」を開始したところである。

表 2-4-2 本学独自の奨学生制度（平成 28(2016)年度以降入学者対象）

区分	採用基準
スポーツ奨学生制度	スポーツ推薦入試で合格し、入学した者に対し、入学後原則 4 年間にわたりランクに応じて学費を免除、又は減免する制度
学費減免制度	社会人入試、外国人留学生入試で合格し、入学した者に対し適用される。社会人入試入学者は授業料の半額を、外国人留学生入試入学者は、入学金の半額及び授業料の半額を、原則 4 年間にわたり減免する制度 また、社会人入試に合格した満 30 歳以上の入学者は、学費減免制度の減免に加えて入学金の全額を減免する
入学金免除制度	ファミリー入試で合格した者に対し、入学金を全額免除する制度
特別待遇奨学生制度	各編入学入試で合格した者に対し適用される。特別編入学者は入学金免除及び年間の学費を 40 万円、指定校推薦編入学者の年間の学費は 40 万円、一般編入学及び社会人編入学者の年間の学費は 60 万円とし、入学年次により 2 又は 3 年間にわたり減免する制度
特別優遇奨学生制度	一般入試、大学入試センター試験利用入試合格者の中で、高等学校在籍時の全体の評定平均値が 3.5 以上の者に対して、2 年間にわたり学費から年額 60 万円を減免する制度
進学をあきらめないで奨学金	公募制推薦入試、A0 入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試合格者の中で、経済的理由により大学進学が困難な状況にある者に対して、初年度の入学金の全額及び授業料の全額、又は入学金の半額及び授業料の半額を免除する制度
被災者支援制度	東日本大震災や熊本地震など激甚災害によって、甚大な被害に遭った者で、本学が実施する入試を出願し、公的機関が発行する激甚災害による罹災証明書又は被災証明書が提出できる者の入学検定料を全額免除する制度
特待生選考試験	指定校推薦入試、公募制推薦入試、専門学校・総合学科推薦入試、A0 入試（Ⅰ～Ⅴ期）、ファミリー入試（前期・中期）合格者のうち、特待生選考試験を受けた者で、成績上位者に対し、2 年間にわたり学費から、授業料及び教育充実費の全額もしくは授業料及び教育充実費の半額もしくは初年度の入学金の全額を減免する制度
特別奨学生制度	指定校推薦入試合格者の中で、高等学校在籍時の学習成績概評が A 以上の者に対して授業料の全額を、B 以上の者に対し

東海学院大学

	て授業料の半額を2年間にわたり減免する制度
奨学金制度	一般入試、大学入試センター試験利用入試において優秀な成績で合格した者のうち、募集人員の5～10%の者に対して、2年間にわたり授業料及び教育充実費の全額、もしくは授業料及び教育充実費の半額、もしくは初年度の入学金の全額を減免する制度
沖縄特別奨学金制度 ※令和2年度入学生より対象)	沖縄に在住する通信制を除く高等学校に通学している高校生で卒業見込みの者に、入学金の半額を免除する制度

学外資金によるものは、日本学生支援機構による奨学金、都道府県の奨学金、企業や各種団体の給付・貸与奨学事業、総合福祉学科及び子ども発達学科学生には都道府県の修学資金制度があり、きめ細かな情報提供を行っている。平成30(2018)年度においては、表2-4-3に示すように、本学学部在籍者数688人のうち283名(41%)の学生が日本学生支援機構による貸与奨学金(1種・2種)を利用しており、このうち31名(11%)の学生が1種と2種を併用していた。また日本学生支援機構以外の奨学金の利用状況は、表2-4-4に示すとおりである。学生の経済的な問題に対しては、クラス担任教員が中心に助言・指導を行い、事務局学生生活課と連携して学生に情報提供して支援している。

大学院の経済的支援として以下の4項目を挙げることができる。第一に、学部と同様入学金と授業料の免除及び猶予である。学資を主として負担している者が死亡したり、風水害等の災害を受けたことにより納付が著しく困難な場合など、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められた者などに対して行われる(東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則、東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則)。第二に、ティーチング・アシスタント制度(TA)である。将来、心理職となる意欲と優れた能力を持つ大学院学生に、心理職としてのトレーニングの機会を提供するため、また経済的支援を行うために、TAとして優先的に採用している。第三に、各種奨学金制度である。日本学生支援機構奨学金では、学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的理由により、修学が困難であると認められる場合に、選考の上、奨学金が貸与される。無利子の第一種奨学金制度と有利子の第二種奨学金制度がある。第四に、大学院入学者には、学年ごとの研究室に個別のPCを設置し、プリンターや修士論文の分析を行うための統計ソフトを搭載した共有PCが利用できるようにしている。

表 2-4-3 平成 30 年度 日本学生支援機構奨学生数

(人)

学年	給付	貸与/1種	貸与/2種	1・2種併用	実人数
1年生	5	49(1)	50	16	83(1)
2年生	0	28(2)	49	6	71(2)
3年生		25	60	3	82
4年生		19	34	6	47
合計	5	121(3)	193	31	283(3)

()内の数字は大学院の人数 (外数)

表 2-4-4 平成 30 年度 その他の奨学生数

(人)

学年	都道府県	企業 各種団体	介護福祉士 就学資金	保育士 就学資金	延べ人数
1年生	0	0	0	4	4
2年生	0	1	0	3	4
3年生	1	0	0	0	1
4年生	0	1	0	0	1
合計	1	2	0	7	10

ウ 学生の課外活動への支援

本学では、学生の自治会活動やサークル活動、ボランティア活動等の課外活動は、建学の精神「行動力豊かな教養人の育成」の一環として位置づけ、学生の主体的な判断と行動、コミュニケーション力とリーダーシップ、協調性や社会性等を醸成し、成長する教育機会として自主的な取り組みがなされるよう、積極的に支援を図っている。学生が企画・運営する学生会活動や大学祭、新入生歓迎会は、学生生活委員長を顧問とし、学生生活委員会構成員や事務局学生生活課職員と協働し学生の自主性を重視しながら支援をしている。またサークル活動は学内の専任教員が顧問となり指導・助言をしている。

課外活動への経済的支援としては、体育会（強化指定クラブ）への大学からの助成【資料 2-4-28】、その他に学生会助成【資料 2-4-29】や同窓会助成【資料 2-4-30】があり、学生が積極的に活動できる基盤が整備されている。

平成 30(2018)年度のサークル数は、表 2-4-5 に示すとおり 36 団体中 33 団体が活動している。

表2-4-5 平成30年度 課外活動サークル一覧

No.	区分	サークル名	部員数	大学	短大
1	体育会	バドミントン (男子)	4	4	
2		バドミントン (女子)	4	4	
3		バレーボール (女子)	10	10	
4		ソフトテニス (女子)	0	0	
5		テニス (男子)	4	4	
6		テニス (女子)	3	3	
7		ホッケー (男子)	13	13	
8		ホッケー (女子)	43	43	
9		剣道 (男子)	14	14	
10		剣道 (女子)	10	10	
11		軟式野球部	27	27	
12		ソフトボール	5	4	1
13	クラブ	運動系			
14		あたく ONLY ONE (バレーボール)	15	13	2
15		バスケットボール	24	24	
16		フットサル	13	13	
17		文化系			
18		漫画&アニメーション	13	10	3
19		軽音楽	33	29	4
20		コーラス	7	7	
21		茶華道	3	3	
22		エスペラント語	2	2	
23		フォーク・アコースティックサークル	22	19	3
24		吹奏楽	10	9	1
25	同好会	運動系			
26		コロポックル (テニス)	0	0	
27		空手	0	0	
28		ダンス	7	7	
29		ハンドボール	11	11	
30		東海マッスルブラザーズ	12	12	
31		文化系			
32		学生放送研究会ラジスタ	3	3	
33		写真研究	6	6	
34		東海学院大学BBSサークル	6	6	
35	自治組織	電子工作サークル	5	5	
36		将棋サークル	5	5	
		ゲームサークル	5	5	
		東海学院シニアリーダークラブ	9	9	
	学生会執行部 (大学)	6	6		
	学生会執行部 (短大)	7	0	7	
	大学祭実行委員会 (大学)	33	33	0	
	大学祭実行委員会 (短大)	13	0	13	

エ 学生の健康相談等への支援

安定した学生生活を送るための重要な支援の一つが、学生の心身の健康に関する支援である。特に本学は、医療、栄養・保健、教育、福祉の分野で活躍できる人材を育成する教育機関であることから、学内での日頃からの健康管理はもとより、長期にわたる臨床実習や教育実習に係る心身の健康管理も行っている。健康管理は主として保健センターを中心に、健康管理の種類により学校医、保健室、学生相談室、クラス担任教員、さらに各学科の実習担当教員がそれぞれの役割を担い、かつ連携・協働する体制を整えている。

保健室には保健師が常駐し、学校医と常に連携しながら学生の健康状態の把握と管理、表 2-4-6 に示すとおり健康相談・指導を行っている。

全学生を対象とする定期健康診断は年 1 回実施している。学部新 2 年生及び新 3 年生は前年度 3 月末に、新入生と卒業年次生については 4 月に実施し、表 2-4-7 に示すとおり受診率は 97.5% (大学院生含む) である。定期健康診断では学生の基本的な健康状態

を把握し、学校医と保健室常駐の保健師が中心となってこれを管理し、健診の結果「要観察」に対しては健康指導を行い、「要精検」「要医療」に対しては医療機関で受診するよう指導している。また感染予防対策の一つとして、入学者全員を対象に入学時の定期健康診断で、小児感染症の抗体価検査（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎）を大学全額負担で行っている。抗体価検査の結果が陰性・擬陽性の学生には、自己負担で予防接種を受けるよう勧奨し、臨地実習での感染予防対策としては、実習開始前にB型肝炎・C型肝炎の予防接種を受けさせ、医療従事者としての学生の自覚を促し臨地実習に向けての準備の一端としている。

健康管理全般にわたる学生支援は、年度初めの学生生活課オリエンテーション及び臨地実習ガイダンスにおいて説明し、適切な判断と行動のもとに自己管理できるように指導している。

表 2-4-6 平成 30 年度 東キャンパス保健室使用状況

傷病による利用者

利用理由	風邪様症状	腹部・胃腸症状	体調不良	頭痛	腰痛	眼の疾患
利用人数	7	4	4	7	1	0
利用理由	月経随伴症状	皮膚の疾患	虫刺され	筋肉痛・関節痛	打撲・捻挫等	擦過傷・切傷
利用人数	6	0	0	0	3	9
利用理由	熱火傷	爪の損傷	歯痛	意識混濁	その他	延べ人数
利用人数	0	0	0	0	5	46

健康相談・保健指導による利用者

利用理由	受診相談	人間関係	進路・学業	不定愁訴	心身の健康相談	延べ人数
利用人数	4	1	0	0	0	5

※平成 30 年 4 月～平成 30 年 9 月は東キャンパス保健室担当者不在のため、西キャンパス保健室にて対応

表 2-4-7 平成 30 年度 西キャンパス保健室利用状況

健康診断後の保健指導実施者数

利用理由	血圧再検査	尿再検査	保健指導	病院受診指導	延べ人数
利用人数	3	127	15	10	155

傷病による利用者

利用理由	風邪様症状	腹部・胃腸症状	体調不良	頭痛	腰痛	眼の疾患
利用人数	41	20	26	13	15	1
利用理由	月経随伴症状	皮膚の疾患	虫刺され	筋肉痛・関節痛	打撲・捻挫等	擦過傷・切傷
利用人数	25	17	12	11	13	24
利用理由	熱火傷	爪の損傷	歯痛	意識混濁	過呼吸	延べ人数
利用人数	7	2	1	2	2	232

健康相談・保健指導による利用者

利用理由	受診相談	人間関係	進路・学業	不定愁訴	心身の健康相談	延べ人数
利用人数	9	59	8	10	150	236

表 2-4-8 平成 30 年度 定期健康診断受診状況

学部名	学科名		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
健康福祉 学部	総合福祉	在籍数(人)	28	23	28	15	94
		受診数(人)	28	23	28	15	94
		未受診数(人)	0	0	0	0	0
		受診率(%)	100%	100%	100%	100%	100%
	管理栄養	在籍数(人)	49	54	59	50	212
		受診数(人)	49	53	56	48	206
		未受診数(人)	0	1	3	2	6
		受診率(%)	100%	98.1%	94.9%	96.0%	97.2%
人間関係 学部	心理	在籍数(人)	97	71	58	55	281
		受診数(人)	95	71	57	53	276
		未受診数(人)	2	0	1	2	5
		受診率(%)	97.9%	100%	98.3%	96.4%	98.2%
	子ども発達	在籍数(人)	23	25	26	27	101
		受診数(人)	23	25	26	26	100
		未受診数(人)	0	0	0	1	1
		受診率(%)	100%	100%	100%	96.3%	99.0%
学部合計		在籍数(人)	197	173	171	147	688
		受診数(人)	195	172	167	142	676
		未受診数(人)	2	1	4	5	12
		受診率(%)	99.0%	99.4%	97.7%	96.6%	98.3%
大学院		在籍数(人)	8	11			19
		受診数(人)	8	5			13
		未受診数(人)	0	6			6
		受診率(%)	100%	45.5%			68.4%
全体合計		在籍数(人)	205	184	171	147	707
		受診数(人)	203	177	167	142	689
		未受診数(人)	2	7	4	5	18
		受診率(%)	99.0%	96.2%	97.7%	96.6%	97.5%

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した学生生活を保障するためには、入学する学生の意識が多様化している現状を認識し、絶えず精査・検証しつつ、適切な学生支援を心掛ける必要があるため、令和元(2019)年度に実施する学生生活調査の調査項目の見直しを図った。令和元(2019)年度から3年間は本学学生の現状を把握するために毎年調査を実施し、その分析結果を基に学生が必要としている支援の改善に取り組んでいく。大学全体の支援体制としては、教員と職員が協働の体制でそれぞれの立場で相互に連携し、補いながら学生にとって最も適切な対応ができるよう、教職員の支援スキルの向上を図るため、教職員研修会は継続して取り組んでいく。令和2(2020)年2月に学外講師による研修会を開催した。

経済的支援における学外奨学金制度については、学内掲示板を活用し、引き続き支援を行っていく。また課外活動等への支援は、関係顧問教員と事務局学生生活課職員が協働し、学生の自主性を尊重しつつ支援し、経済的な面では同窓会とも連携を進めながら支援を進めていく。

心身に問題を抱えた学生に対しては、学生の多様なニーズを大学全体で支えていくた

めに、本学における支援体制の明確化を図り、学生が迷わず安心して相談できる場の提供として、保健相談室（保健室）、学生相談室の更なる充実（人員配置、開室時間の延長）と継続性や専門性を必要とする場合の支援体制の整備を進めていく。

障害等をもつ学生への支援においては、まだ独自の制度として確立していないため、障害学生支援委員会のもと、修学上の困難に対する配慮や支援システムの構築に取り組んでいく。

【エビデンス資料・資料編】

- 【資料 2-4-1】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程
- 【資料 2-4-2】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程
- 【資料 2-4-3】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程
- 【資料 2-4-4】 東海学院大学人権委員会規程
- 【資料 2-4-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程
- 【資料 2-4-6】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程
- 【資料 2-4-7】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程
- 【資料 2-4-8】 学生相談室の構想について
- 【資料 2-4-9】 人権侵害を受けたら
- 【資料 2-4-10】 2019 年度東海学院大学学生便覧 p271
- 【資料 2-4-11】 学内相談窓口のリーフレット
- 【資料 2-4-12】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程
- 【資料 2-4-13】 保護者教育相談会資料
- 【資料 2-4-14】 オフィスアワー資料
- 【資料 2-4-15】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針
- 【資料 2-4-16】 障害等に配慮した支援の資料
- 【資料 2-4-17】 障害学生の避難訓練資料
- 【資料 2-4-18】 ハラスメントに関する相談体制資料
- 【資料 2-4-19】 ハラスメント相談の問題解決のプロセスと手順（フローチャート）
- 【資料 2-4-20】 人権講習会資料
- 【資料 2-4-21】 意見箱資料
- 【資料 2-4-22】 学生生活調査用紙（令和元(2019)年 9 月実施）
- 【資料 2-4-23】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則
- 【資料 2-4-24】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則
- 【資料 2-4-25】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予選考基準
- 【資料 2-4-26】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予選考基準

【資料 2-4-27】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学奨学生規則

【資料 2-4-28】東海学院大学体育会に関する内規

【資料 2-4-29】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱
規程

【資料 2-4-30】東海学院大学同窓会 体育会以外のサークル助成に関する内規

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

以下の事実を総合的に判断し、本学は入学から卒業までの在学中やその後の生活における社会性、人間性等を含め、総合的に適切な学修・育成をおこなうための学修環境の整備ができています。

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大学設置基準に示された、教育目的の達成のため、エビデンス集(データ編)様式 1 にあるように、東キャンパスと専用及び共用の施設がある西キャンパス及び学生寮(2 棟)から成り立つ教育環境を有している。そのうち、東キャンパスの主要施設の概要は、表 2 のとおりである。なお、東キャンパスと西キャンパスは、公道の上を「東海ブリッジ」により接続された。

本学は、校地面積 68,332.1 m² (そのうち運動場面積 17,817.8 m²、学生駐車場他面積 1,722.0 m²) 校舎面積 49,264.0 m² (そのうち体育館面積 2,967.0 m²) を有し、大学設置基準上の校地面積 13,200.0 m²、校舎面積 10,445.2 m² (大学設置基準第 35 条(運動場)、第 37 条(校地の面積)及び 37 条の 2(校舎の面積))を上回る十分な面積を有している。

【資料 2-5-1】

図書館は、4,385.0 m²の面積を有し、閲覧席は 368 席と適正数は確保され、平成 30 年(2018)度の年間利用者は、延べ 21,501 人であった【資料 2-5-2】。

体育施設は、大学キャンパス内に 2,967.0 m²の体育館と野球場(17,818.0 m²)を有している。

情報サービスや IT 関連の施設は、主に授業で使用する情報処理室 4 室(255.0 m²) 自習用に使用できる情報処理室 1 室(43.7 m²)の 14 席を有している。

講義室、学内実習室及び演習室の校具、備品並びに暖房・空調設備は事務局総務課で管理している。

各教室には固定式プロジェクターとスクリーン、モニター等が完備されており、パソ

コンやDVD等を用いた授業に対応できる設備を有し有効に活用している。

東キャンパス主要施設の概要及び東キャンパス主要施設の面積は以下の表の通りである【表2-5-1】【表2-5-2】。

表2-5-1 東キャンパス主要施設の概要

名称	主要施設
本館	講義室、演習室、各学生用実験・実習室、学習支援室、心理臨床センター心理相談室、学生相談室、学長室、副学長室、研究室、事務局、保健室、学生食堂、各種会議室他
大学院棟	講義室、演習室、院生研究室他
体育館	研究室、トレーニングルーム、部室
東海学院大学・東海学院大学短期大学部附属図書館	閲覧室、大ホール、大セミナー室、中小セミナー室、情報学習室、事務室、売店他
クラブ棟(3号館)	部室(14)、大学祭実行委員会室(学生会室)、サークル控室 ミーティングルーム、器具室
運動場	硬式野球場(令和2年2月末完成予定)
ゴルフ等練習場	ゴルフ打席半面、ピッチングマウンド1個

体育館にはトレーニング機材が設置されている。これらの体育施設は、授業で利用される他、学生のクラブ、サークル活動に有効に活用している。また、学外者にも有料ではあるが、一般開放している。なお、令和元(2019)年5月から、野球場新設に向け工事に着工した。

表2-5-2 東キャンパス主要施設の面積

	専用面積 (m ²)	共用面積 (m ²)	共用校の 専用面積 (m ²)	合計面積 (m ²)	設置基準上 の 必要面積 (m ²)	備 考
校地	65,751.7	41,611.4	0	107,363.1	14,400.0	共用は東海学院大学短期大学部
校舎	10,359.7	7,917.1	14,607.6	32,883.8	10,510.7	

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

ア 各学科別実習室等の概要

各学科別実習室等の概要は以下の表の通りである【表2-5-3】。

表 2-5-3 各学科別実習室等の概要（東西キャンパス）

学科名	実習室等	
総合福祉学科	臨床工学シミュレーション実習室	・臨床工学技士の実務を再現するシミュレーション教育を取り入れる目的として、人工心肺装置、補助循環装置、人工呼吸器、血液浄化装置、電気メス、除細動器、保育器、輸液ポンプなどの医療機器を備えた。
	介護実習室	・介護実習を目的として、ベッド、電動リフト、車椅子、シャワー等入浴設備、医療的ケアのシミュレータなど、福祉用具、器具器械を備えた。シーツ、寝衣、タオル類、食器類、排泄用具等の物品、備品の定数、汚染・劣化の確認、室内の衛生面の管理を定期的に行った。
管理栄養学科	調理第一実習室	・調理実習を目的として、調理実習用具、冷凍・冷蔵庫、電子レンジ、オーブン、調理台、流し、食器戸棚等を備えた。
	調理第二実習室	・調理実習を目的とし、調理実習用具、冷凍・冷蔵庫、電子レンジ、オーブン、調理台、流し、食器戸棚等を備えた。
	給食経営管理実習室	・給食経営管理実習を目的とし、食品衛生上の危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられた給食の実習を行うための施設及び設備、品質管理測定機器、冷温配膳設備等を備えた。
	臨床栄養実習室	・7 臨床栄養実習を目的とし、計測用器具、検査用器具、健康増進関連機器、エネルギー消費の測定機器要介護者等に対する食事介助等の機器及び器具、経腸栄養用具一式、経静脈栄養用具一式、ベッド、栄養評価及び情報処理のためのコンピュータ、標本並びに模型等を備えた。
	栄養教育論実習室	・栄養教育実習を目的とし、視聴覚機器及び栄養教育用食品模型等を備えた。
	実験室Ⅰ	・微生物に関する実験を目的とし、微生物学実習等用の顕微鏡他、下記に準ずる設備を備えた。
	実験室Ⅱ	・食品分析・定量等を目的とし、理化学実験用具、電気乾燥機、電気恒温槽、純水又は蒸留水採取器、電気炉、光電光度計、蛍光光度計、化学天びん、天びん台、窒素定量装置、脂肪定量装置、電気冷蔵庫、遠心分離機、ロータリーポンプ、ドラフト装置、実験台、流し、薬品戸棚及び器具戸棚等を備えた。

	機器室	・食品分析・定量等を目的とし、原子吸光光度計、高速液体クロマトグラフ、ガスクロマトグラフー質量分析装置、粘度計、色差計、レオメーター等を備えた。
	臨床検査実習室	・生理機能検査実習を目的とし、心電計、脳波計、超音波診断装置、スパイロメーター等を備えた。
心理学 科	心理学実習室A・B	・心理学実験・心理学検査実習を目的とし、インターネットを利用できるPCを設置した。また卒業論文執筆のために4年時のゼミ（専門演習ⅡA,ⅡB）での指導も行った。
	心理学実験室C	・心理学実験・心理学検査実習を目的とし、インターネットを利用できるPCを設置した。また卒業論文執筆のために4年時のゼミ（専門演習ⅡA,ⅡB）での指導も行った。
	心理学実験室D	・主に卒業論文を目的とし、心理学実験を実施できる静かな環境を整えるため防音室を設置した。また教員の研究のための心理学実験も実施可能にするためにPCを設置した。
	実験準備室	・心理学実験・心理学検査実習そのほかの授業での利用のために、さまざまな検査用具（WAISⅣ・田中ビネーⅤ知能検査）、検査用紙、検査マニュアル、実験用具を保管した。
	飼育室	・心理学実験で用いるラットを飼育するために、ケージ、給水ボトル等を設置した。ケージ等の掃除のために、床面流し、流し台も設置した。
	行動観察室	・心理学実験を目的とした観察室であり、内部はマジックミラーによって2部屋に仕切られた。また動物実験で用いる放射形迷路を設置した。
	測定室 （シールドルーム）	・心理学実験および聴覚検査実習等を目的として、外部の刺激および電波による干渉を排した検査を行うための防音シールド室およびPC、モニターを設置した。
	言語聴覚実習室	・言語療法や聴覚検査の実習等を目的とした施設。間仕切りしたブースと講義室からなる。聴覚検査のための測定器具、ビデオ録画システム、音響分析装置等を備えた。

	救急救命実習室	・救急救命実習を目的とし、シミュレーション用的人形、観察用資器材、搬送用資器材・創傷等保護用資器材・気道確保資器材・呼吸管理用資器材及びその他救急資器材等を配備。なお、これとは別に女子学生専用更衣室があり、また戸外に患者輸送用自動車がある。
子ども 発達学 科	ピアノ練習室 ピアノレッスン室	・各資格・教員免許状取得における実技の向上に向け、2号館3階に20室、5号館4階に15室、合計35室のピアノ練習室を備えた。
	造形実験室	・各資格・教員免許状取得における実技の向上に向け、教科図工等の実習用教材を準備した実習室を備えた。
	あそびの森保育実習	・保育実習指導のために、実際の遊び体験ができるよう絨毯敷きの教室を備えた。
	キャリア対策室	・進路に向けた説明、就職対策学習、面接練習等のためにキャリア対策室を新設した。
	I C T 教室	・教員免許状取得における実技の向上に向け、電子黒板等を使った授業づくりのために電子黒板を設置したI C T 教室を新設した。
人間関 係学研 究科	院生研究室 A	・修士論文等のデータ解析のために、統計ソフトを使用できるコンピュータを設置した。
	院生研究室 B	・院生が研究及び実習等のために使用するコンピュータを設置し、個別机を配置した。
	院生研究室 C	・院生が研究及び実習等のために使用するコンピュータを設置し、個別机を配置した。

イ 図書館等の有効活用

図書館は、「学ぶ」「集う」「語らう」をテーマにし、「学ぶ」という従来型の機能に、「集う」「語らう」の機能を意識的に盛り込み休憩・談話・イベント・講演会等の多目的な利用ができるホールや、講義・会議・公開講座等に利用できるセミナー室を備えた複合的な施設である。

図書館の蔵書数は約 24 万冊、雑誌、視聴覚資料、オンラインデータベース・電子ジャーナルなどが利用できる。

1 階は東海えほんの森（絵本、大型絵本、紙芝居など約（6,000 点＝令和元（2019）年度）が排架されており、授業での使用や、学生ボランティアによる絵本の読み聞かせなど、「幼児教育の実践の場」としても運用され、学生と乳幼児や保護者との和やかな交

流が行われている。

3階は一般図書（和書）、参考図書、視聴覚資料、文庫・新書版コーナー、資格就職活動関連資料コーナー、学科指定図書コーナー（総合福祉学科、心理学科）。

4階は一般図書（和洋書）、雑誌、製本雑誌、絵本・児童書コーナー、学科指定図書コーナー（管理栄養学科、子ども発達学科、幼児教育学科）等資料が配置されている。

ラーニングコモンズ、情報学習室（ネット接続パソコン 14 台設置＝R1 年度）、学習室（16 席の個室 2 室＝R1 年度）、中小セミナー室（自習室として開放）等の学習施設が充実している。

本学では社会貢献の一環として、毎年公開講座を実施している。平成 30（2018）年度のテーマは「豊かに生きる～大学は知の宝庫～」と題して 9 回の講座を開講し、述べ約 200 名の参加者があった【資料 2-5-3】。

図書館の概要については以下の表通りである【表 2-5-4】【表 2-5-5】【表 2-5-6】。

表 2-5-4 図書館の開放時間

	平日	土曜日
図書館	9:00～18:30（休業期間中：9:00～17:00）	9:30～17:00

表 2-5-5 蔵書数

項目	蔵書	DVD
数等	236,561 冊	約 3,700 種

表 2-5-6 各フロアー

	広さ	座席数
図書館（2.3階）	2493.6 m ²	368 席
中セミナー室	94.5 m ²	54 席
大セミナー室	164.4 m ²	120 席
1階ラウンジ	499.2 m ²	指定なし
東海えほんの森	142.8 m ²	指定なし

各学科における図書館有効活用は下記の表の通りである【表 2-5-7】。

表 2-5-7 各学科における図書館有効活用

学科名	図書館有効活用
総合福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成課程では、実習報告書作成時に、引用・参考文献の検索のために情報学習室を利用した。 ・オフィス系の授業は、図書館の「中小セミナー室」を多用し、アクテプラーニングの一環で、グループワークを実施する際、図書館内の「情報学習室」でPC検索して得た情報をディスカッションに生かした。 ・低学年のうちから図書館に足を運ぶ機会を増やすため、授業の前後で書籍・映像資料等の借用、情報学習室のPCを利用した。
管理栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士養成に必要な専門科目の参考図書が各分野の科目ごとに設置された。
心理学科	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度教育のための「基礎ゼミナールⅠ」において、各自のレポート作成のため、図書館において蔵書検索や図書閲覧などの方法を指導した。また講義等において紹介する参考文献などは、「心理学科推薦図書コーナー」にまとめて、学生が手に取りやすいよう工夫した。
子ども発達学科	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎ゼミにおいて、図書館の利用法、論文検索の仕方等の授業及び4年次卒論指導において論文検索のレクチャーを実施した。 ・授業内において、学生の課題探究の際に、図書館の書籍による資料収集及び、情報学習室のPC・ネットを活用した情報収集とプレゼン資料の作成に活用した。 ・保育実習指導での絵本を用いた模擬保育で活用した。 ・子どもフィールドワークにおいて、絵本の森に参加する近隣の親子に遊び場を提供し活用し学生の保育体験を実施した。 ・卒業研究（制作）の発表会に1F図書館ホール及びフロアで実施し、歴代の卒業研究の優秀作品を、図書館館内及び絵本の森に常設し鑑賞した。
人間関係学研究科	<p>修士論文の文献研究のため、国内外の学術雑誌およびバックナンバーを配置し、利用できるようにしている。また、これまで提出された修士論文を保管し、参照できるようにしている。さらに、図書館とは独立に、大学院附属心理臨床センターにおいては、心理検査や心理査定のための資料など、心理臨床領域の資料を利用できるよう配置している。</p>

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

校内施設のバリアフリーについては、本学では、法令に則り、また、平成 30(2018)年度に策定した「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障がい等のある学生支援に関する基本方針」をその指針にも従った。【資料 2-5-4】。

具体的には、各校舎の入り口全てに車椅子対応のスロープが設置され、西キャンパス、

東キャンパスともエレベーターが設置された。多目的トイレは各キャンパスに設置されており、障害者等に対し安全性と利便性に配慮している。

施設の安全性については、法令に則り、設備の維持及び安全管理を行っている。火災等の災害対策としては、災害発生時を想定して、避難経路図を施設内適所に表示している。その他、年 1 回、学生の防災訓練及び障害者に対する避難誘導訓練（2017 年度から）、構内 2 ヶ所に設置した AED（自動体外式除細動器）の使用方法等の訓練を実施し、災害時における災害弱者を含めた避難等、全学的な安全環境の維持に努めている【資料 2-5-5】。

防犯対策は、午後 6 時から午前 9 時の間は、専門の警備員 1 人を配置し学内の巡回と緊急時にも即座に対応できる体制がとられている。

教育研究施設、福利厚生施設の清掃は、用務員が常に清潔に留意し清掃と管理業務を担っている。

図書館、体育館、情報処理関係教室、実験室等の特殊な施設設備については、用務員のみならず担当教職員も日常的に維持管理を心がけている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行う学生数の適切な管理については、各科目における大学設置基準及び各資格免許状取得の基準に則り実施している。特に演習実験等適正な規模での授業を実施し、教育効果が十分にあげられるようにしている。基本的には 1 つの教室において 1 つの科目による授業運営を行っているが、科目によっては授業数を増やす等適正規模で実施した。

各学科において授業を行うにあたり工夫した事項は下記の表のとおりである【表 2-5-7】。

表 2-5-7 授業を行うにあたり工夫した事項

学科名	授業を行うにあたり工夫した事項
総合福祉学科	・介護福祉士養成課程では、少人数での授業が多いため、対面的な授業を行った。また、履修学生数と教室の大きさによって、授業運営に適切な空間が構築できるよう工夫した。
管理栄養学科	・栄養士養成施設指導要領に基づき、同時に授業を行う学生又は生徒の数は、おおむね 40 人とした。実験・実習はこれに該当する。講義科目は、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるように、教室にプロジェクター、スクリーン及びマイクが設置された。
心理学科	・心理学分野、救急救命分野、言語聴覚分野のそれぞれに実習室が整備されており、国家試験受験資格を得させるために十分な学内実習を行った。それぞれの分野で担任する学生の状況を把握し、教員相互の情報共有を通じて、きめ細やかな対応に努めた。

<p>子ども発達学 科</p>	<p>・各資格・教員免許状取得に向け、1回の授業の人数は適正規模（各授業 30人未満）であり、それぞれの実習に必要な教室を備えた。教室にプロジェクターやモニターを備え、PCや電子黒板等 ITC の活用を図るなどきめ細やかな対応に努めた。</p>
---------------------	--

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

学修環境の整備について次の改善課題が挙げられる。

本学では、近年のICT技術の進展に合わせ、学内のインターネットや学生ネットワーク環境の整備、ICT機器の導入、図書館のデジタル機能の向上と充実が求められる。

各施設設備は適切に維持管理、運営されているが、学生及び教職員に施設設備に対する満足度を確保し、構内の施設設備の改修などの検討事項については、中・長期的計画を策定して引き続き適切な対応を進めていく。施設設備の維持管理は適正に行われたが、保守・点検は今まで同様に継続的に行うことが必要である。学生からの要望を主に、教室関係の現状を把握した教務課、体育施設や福利厚生施設の現状を把握した学生生活課をはじめとする関係部署との連携により、社会の変化に即した教育研究環境の整備が求められる。

バリアフリー化については、教育研究設備全体のみならず、地域社会の学習拠点としての自覚を持ち、より整備を図り共生社会の涵養にふさわしい大学が求められる。

防犯上の安全性は、セキュリティーシステムの導入も含めハード・ソフトの両面からの対応の強化が求められる。

学外利用者が毎年増加するなど、図書館の地域開放も定着してきたため、今後は地域の図書館と連携した企画などを一層の推進が求められる。

上記の課題に立ち、本学では建学の精神に基づき、各学部学科で定められた教育の目的を達成するため、「ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシー」を明確にし、学生を受け入れ、充実した学生生活や社会の要請に応えることのできる教育内容を確保し、設置基準に則った学修環境の向上のために施設設備の充実を図っているところである。

学生数は、学部学科間で偏りがみられるが、平成 24(2012)年度より取り組んできた「メディカル・プログラム」を中心に、幼稚園教諭・小学校教諭・特別支援学校教諭等の教員免許状・各資格取得等をめざす特色ある教育を明確に打ち出し、教育・研究を充実させ入学者数の適正化を図り、授業を行う学生数の適切な管理を行っているところである。

学生の適正な管理に関しては、本学は創立以来、学年担任制やゼミ指導教員体制、全教員がオフィスアワーを設置し、学生支援センターと共同し学生の学修支援体制の整備に努め、教員と事務職員が協働して学生の教育と学生の学修相談など常時対応できる体制を整え、きめ細かい対応を行うと同時に学生支援センターを中心にして学生学修支援システムを検討しているところである。

バリアフリー化については「東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針」により推進しているところである。

このような方策の下、学修環境の整備の一層の充実を図っているところである。

【エビデンス資料・資料編】

【資料 2-5-1】 令和元(2019)年度学校基本調査様式 20 号「学校施設調査」回答

【資料 2-5-2】 図書館閲覧席数

【資料 2-5-3】 東海学院大学・東海学院大学短期大学部 公開講座 2018 案内

【資料 2-5-4】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針

【資料 2-5-5】 令和元(2019)年度第 1 回消防訓練実施要綱

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、「学生による授業評価アンケート調査」【資料 2-6-1】、「学生生活に関する調査」【資料 2-6-2】、「意見箱」【資料 2-6-3】に取り組んでいる。また学生がクラス担任教員と相談するなかで、きめ細かく把握することに努めている。

まず「学生による授業評価アンケート調査」は、前期及び後期にそれぞれ1回ずつ実施している。アンケート調査は、平成30(2018)年度までは全授業担当科目教員の全開講科目に対して調査をしていたことで、集計に時間を要し、調査結果の教員へのフィードバックによる授業改善に早期に結び付けることができなかつたため、FD委員会にて検討を進め、令和元(2019)年度よりアンケート対象講義を1科目もしくは希望する複数科目に絞ること、アンケート項目を減らし自由記述欄を増やすこととなった。アンケート対象講義の選定基準として「受講生の多い科目を対象として優先する」ことを設け、アンケート調査期間は、開始期間を設けず15週までに実施することを設定し、集計前に回収したアンケートのコピーを教員に返却しコメントマニフェストを作成することとなった。令和元(2019)年度より非常勤講師の授業については、アンケート対象外とした。

「学生生活に関する調査」は、隔年で実施している。令和元(2019)年度は調査回収率を上げるため、後期ガイダンスに合わせて実施を予定している。調査内容は、学校生活に関する68の質問項目から構成されている。調査の回答について集計後、学生支援センターにおいて、分析及び検討をし、次年度の事業計画に反映させるとともに、内容に応じて短期計画、長期計画の中で計画的に実施していくこととしている。また、すぐに対応できるものについては、教員と職員が連携して迅速に取り組んでいくこととしている。

学生からの個々の声である「意見箱」は、東キャンパス学生控室と西キャンパス学生就職課前に設置してあり、学生が適宜、意見書を投函できる。学生には、意見の内容に

責任をもつため、また内容について問い合わせることがあるため、原則として氏名を記入して投函するよう周知している。「意見箱」は毎日、総務課が回収し、学内の担当部署に回付する。担当部署は提出された意見に対し、検討ののち回答を作成するとともに、適切な対応を行っている。意見箱の回答は総務課が取りまとめて一覧にして学生掲示板に掲示するとともに、教員と職員が共通認識を持ち、学修支援に向けて認識を高めていくようにしている。平成 30(2018)年度は 49 件の意見があり、それぞれの回答を作成し、一覧にして掲示している。回答については、すぐにできるもの、対応に時間が必要なもの、学生の理解と協力をお願いするもの、などに区分して対応をしている。

また、クラス担任教員が日ごろから個別で面談を実施するなかで、学生の意見や要望を把握し、学生の了解のもと学科会議などで対応を検討している。すぐに対応できるものについては、教員間で共通理解を図って取り組むとともに、必要に応じて他の委員会などにつなぎ、適切な改善策を講じていくこととしている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の健康管理については、「保健センター」【資料 2-6-4】が担当し、メンタルケアやカウンセリングについては、「学生相談室」（東キャンパス本館 2 階）が相談員や担当者を置いて対応する体制となっている【資料 2-6-5】。本学では保健師資格をもつ職員が東キャンパスと西キャンパスの保健室にそれぞれ 1 名、週 5 日間常駐し（祝祭日であっても、通常授業日は開室している）、キャンパス内の学生のケガや病気の応急手当や健康相談を行うほか、学生生活での悩み事の相談も受け、学内関係部署と連携・協働して対応にあたっている。

定期健康診断は、学部生・大学院生の全学生を対象に、毎年 3 月末から 4 月中旬に実施【資料 2-6-6】しており、学生の健康状態を把握するだけでなく、疾病の早期発見につなげているほか、保健室での個別保健指導も実施している【資料 2-6-7】。

充実したクラス担任制度や保健室や学生相談室の業務などの支援により、学生生活に関わる大きな問題はこれまで発生していないが、今後は、クラス担任、その他の関連する教職員の学生とのコミュニケーションの円滑化をより進め、学生生活の更なる安定を図っていく。

経済的支援については、前期及び後期授業開始前にガイダンスを行い、各種奨学金の説明と手続きについて、授業料の免除及び減免規定の説明と手続きについて周知している。経済的支援に関する相談は、随時、クラス担任教員及び学生生活課で行っており、その中で学生の意見や要望を把握しながら、個々の学生が適切に経済的支援に関する制度等を活用できるよう支援している。

本学が行っているサークルへの経済的支援には、体育会（強化指定クラブ）への大学からの助成金【資料 2-6-8】、学生会助成金【資料 2-6-9】がある。学生会助成金については、毎年クラブや同好会が増え、それに応じた助成がなされている。今後も学生のサークル活動の活性化の支援を図っていく。

その他の支援として、平成 25(2013)年度より課外活動の活性化のため、東海学院大学同窓会サークル助成金【資料 2-6-10】がある。これは、課外活動を通じた健全な人材

の育成と東海学院大学の地位向上を旨とし、体育会以外の課外活動公認団体の活動に対し、東海学院大学同窓会より、連盟加盟費、交通費等について、全額または一部を交付するものである。体育会とは別枠とし、体育会のサークルに属さない一般学生を支援する助成金である。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見や要望は、学生生活に関する調査や意見箱、クラス担任教員との面談のなかで把握し、計画的に対応している。平成 30(2018)年度は図書館の充実に取り組んだ。学生の意見・要望を具体的に確認するために、図書館利用状況、レファレンス記録表、図書・視聴覚資料注文カード、文献検索講習会における意見、文献複写・相互貸借申込書、東海えほんの森の利用状況を分析するとともに卒論作成に関わる親子調査のための東海えほんの森利用者の観察、アンケート調査を実施した。それらの結果を踏まえ、教育教材として、図書 562 冊、視聴覚資料 12 点、雑誌 106 種、新聞 6 紙、データベース 4 種を整備した。また教育環境については、図書館施設（大セミナー室、中小セミナー室、学習室 I・II、情報学習室、ラーニングコモンズ、雑誌閲覧室、OPAC コーナー、AV コーナー、東海えほんの森、大ホール）に、閲覧席数 368 席、蔵書数 236,561 冊、図書館システム「お気軽図書館 6」を整備した。

人間関係学部心理学科においては、救急救命分野での学生数の増加に対応して実習室の増設、心理分野では新しい知見に対応した心理検査の充実に取り組んでいる。

なお、常備しているピアノ、パソコン、臨床機器などの定期的なメンテナンスを行い、学生の学修環境を整備している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

医療、栄養、福祉、教育など様々な分野で、専門性を持った資格への期待は、今後ますます大きくなっていくであろう。そのような社会の要請に応え、優秀な人材を輩出するためにも、資格取得を目指す学生の声は、今のニーズを反映していると考えられる。したがって、学生の意見や要望を広く、深く把握する取り組みを充実していくことである。その入り口として、学生生活に関する調査、学生による授業アンケート、意見箱があると考え、それらの分析を教職員が共通理解しながら学生との対話に取り組むことで、そのなかから学修環境を改善・向上していくための対応が導き出されていくものである。そして、物理的な学修環境の充実・改善だけでなく、心理的な学修環境の充実・改善になっていくことになる。

また、学生のニーズに合わせ、特に救急分野の実習設備の増設、たくましい心身を育むグラウンドの整備、生活支援の充実に向けて学生寮の改築、通学利便に対応した駐車場の確保などについては、計画的に実施しており、さらに学生生活の質の向上を図っていくものである。

【エビデンス集・資料編】

【資料 2-6-1】平成 30（2018）年度授業アンケート実施資料

【資料 2-6-2】令和元（2019）年度学生生活調査(案)

- 【資料 2-6-3】平成 30 (2018) 年度意見箱件数及び回答一覧
- 【資料 2-6-4】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程
- 【資料 2-6-5】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程
- 【資料 2-6-6】平成 30 (2018) 年度学生健康診断実施要項
- 【資料 2-6-7】平成 30 (2018) 年度保健室業務報告
- 【資料 2-6-8】東海学院大学体育会に関する内規
- 【資料 2-6-9】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学
学内課外活動に関する取扱規程
- 【資料 2-6-10】東海学院大学同窓会 体育会以外のサークル助成に関する内規

〔基準 2 の自己評価〕

学生の受け入れに関しては、本学の教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、学生募集要項のほか、本学のホームページ、オープンキャンパス、高校訪問、進路相談会、模擬授業等において高校生や保護者、高校の進路指導の先生への周知を徹底している。入学者選抜方法については、多様な選抜方法を用意し、入学希望者を多面的に評価して選抜できるようにしている。なお、入学者選抜試験の問題は全学体制で取り組み厳格性を備えている。入学定員については、心理学科では入学定員に沿った適切な学生数が維持できている一方、その他の学科については厳しい状況にあることから、広報活動の一層の工夫を行い、増加に転じている。今後も定員確保のため選抜試験の結果を踏まえ、広報活動、オープンキャンパス、選抜方法等の見直し、改善を図っていく。

学修支援については、教務委員会及び学生生活委員会を中心に取り組んでいるが、本学は創立以来、指導教員制そして現在のクラス担任制と、学生の学修支援体制の整備に努め、教員と事務職員が協働して学生の教育のためのきめ細かい対応を図ってきた。学生の修学相談などに対応できるよう全教員がオフィスアワーを設定し、学生への対応を行っている。また、学期毎に「授業評価アンケート」を実施し、その意見を集約し結果を授業に反映させている。単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は、学則及び学位規程等により基準を明確にし、厳正に適用している。

就職支援に関しては、就職委員会と学生就職課が連絡を密にしながら、入学時から卒業まで、ガイダンスや各種研修会を開催するとともに、学内企業説明会も開催している。

学生サービスに関しては、学生生活の安定のための支援として、学生生活委員会をはじめとする関連の委員会クラス担任・副担任制、事務局学生生活課、学生相談室、保健センター等が組織され、適切に組織されている。

学生の意見・要望を反映させるために「学生生活調査」や「学生会相談会」の開催、「学生意見箱」の設置等があり、適切に機能している。

以上の事実を総合的に判断し、本学は入学から卒業までの在学中やその後の生活における社会性、人間性等を含め、総合的に適切な学修・育成を行っているとして評価する。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用的能力を備えた社会の発展に寄与する人材を育成することを目的とし、本学学則第 2 条に明記している。

本学大学院は、建学の精神に基づいて、幅広く深い学識の涵養を図り、高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培い、有為な人材を育成し、文化の発展に寄与することを目的とし、本学大学院学則第 1 条に明記している。

ディプロマ・ポリシーは、本学の履修のてびき【資料 3-1-1】、学生便覧【資料 3-1-2】、本学ホームページ【資料 3-1-3】に掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問、保護者相談会などの多くの機会を活用し、幅広く本学教育の理解と周知を図っている。

本学学生に対しては、入学時の新入学ガイダンスの際に、学科別ガイダンスにおいて学生便覧あるいは履修の手引きを用いて、本学の教育目的、さらにディプロマ・ポリシーについて提示し、教育課程表や履修方法と関連付けて新入生一人ひとりに今後 4 年間の目標を説明している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学部・大学院ともに、ディプロマ・ポリシーは、それぞれの使命・目的および教育目的を反映したものとなっている。

卒業要件は、「東海学院大学学則」第 22 条に「本学の卒業には、第 20 条に規定する修業年限 4 年以上在学し、別表に掲げる授業科目の中から、同表に定める履修方法に従い、124 単位以上を修得しなければならない。2.前項に規定するもののほか、別表に掲げる自己設計科目及び自由科目等の授業科目を履修し、単位を修得した場合、20 単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位数に含めることができる。」と明示している【表 3-1-2】。

各学部学科とも、資格の取得に国家資格の取得に重点を置き、このために以下のように教育内容に工夫を加えており、このことは「履修のてびき」【資料 3-1-1】の他に大学ホームページ【資料 3-1-3】でも伝えている。

なお、各学科の教育研究上の目的とディプロマ・ポリシーは【資料 3-1-1】に示す。

表 3-1-1 卒業要件

健康福祉学部	総合福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> ・教養科目の中から 10 単位以上 ・学部共通科目の中から 2 単位以上 ・専門科目の中から 60 単位以上 (学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる。)
	管理栄養学科	<ul style="list-style-type: none"> ・教養科目の中から 22 単位以上 ・学部共通科目の中から 6 単位以上 ・専門科目の中から 78 単位以上 (基礎専門分野から 27 単位以上、専門分野から 25 単位以上含む) ・教養科目、専門科目及び自己設計科目の中から 18 単位以上
人間関係学部	心理学科	<ul style="list-style-type: none"> ・教養科目の中から 10 単位以上 ・学部共通科目の中から 2 単位以上 ・専門科目の中から 60 単位以上 (学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)
	子ども発達学科	<ul style="list-style-type: none"> ・教養科目の中から 10 単位以上 ・学部共通科目の中から 2 単位以上 ・専門科目の中から 60 単位以上 (学部共通科目 2 単位を超える単位は、専門科目の単位とすることができる)

- (注) 1 自由科目を履修し単位修得したものについては、修得単位の中から併せて 20 単位までを上限として卒業要件単位に算入することができますが、20 単位を超える修得単位は卒業単要件単位に含まれません。
- 2 自己設計科目の教職に関する科目については、原則として、卒業に必要な単位に含まれません。(平成 29(2018)年度以前入学者のみ)

単位の認定は、「東海学院大学学則」第 18 条、第 19 条、第 24 条及び第 28 条【資料 3-1-2】に定められており、単位の認定の可否は、成績評価の結果で判定している。授業科目の成績評価の方法は科目ごとに「シラバス」に明記しており、その方法に従って厳正に実施されている。評価は、筆記試験・口述試験・実技試験・レポート等の結果で行う。評価基準は、「履修のてびき」【資料 3-1-1】には以下の表 3-1-2 のように成績評価を明示している。

表 3-1-2 学部の成績評価 2019 年度履修のてびき P74

	成績原簿・成績通知表の表示	成績証明書 の表示	備 考
合 格	100 点～90 点	秀	特に優れた成績を示した。
	89 点～80 点	優	優れた成績を示した。
	79 点～70 点	良	妥当と認められる要求を満たす成績を示した。
	69 点～60 点	可	合格を認められる最低限度の成績を示した。
	合格	合格	100 点法では評価できない科目の合格。
他大学等の 単位認定	認定	認定	他大学等での修得済単位の認定。 留学に関わる単位の認定。 転学部・転学科等での修得済単位の認定。 1 年次入学前の単位認定。 技能審査等における成果に係る学修の単位認定。
不合格	59 点以下	—	合格と認められるに足る成績を示さなかった。

注 1) 成績評価の結果、合格した者には、単位を与える。

注 2) 前期のみ又は後期のみ授業科目は、それぞれの期末に成績評価を行う。

注 3) 通年の授業科目は、後期末に成績評価を行う。

また、授業科目に単位数を定め、単位は、履修登録を行い大学における 15 時間の講義に加えて 30 時間の予習・復習からなる自己学習が伴った 45 時間の学習を行った上で、さらに当該授業科目の行うべき授業回数 3 分の 2 以上出席し、試験その他の方法により成績評価が合格と判定されることで得られるものとしている。また、授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としている。(ただし、単位を計算する上での 1 時間は 45 分とし、授業時間割上の 1 時間は 2 時間 (90 分) とする。) 本学の授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準は以下のとおりである。表 3-1-3 のとおり、卒業論文、卒業研究の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めている。

表 3-1-3 授業科目の講義、演習、実験、実習の単位の基準

授業種別	単位の基準	備考
講義	15 時間の授業をもって 1 単位とする	授業科目の内容に応じ、教育効果を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる
演習	30 時間の授業をもって 1 単位とする	授業科目の内容に応じ、授業時間外に必要な学修を考慮して、15 時間の授業をもって 1 単位とすることができる
実験、実習・実技	45 時間の授業をもって 1 単位とする	必要がある場合には、授業科目の内容及び授業の方法に応じ、教育効果を考慮して、30 時間の授業をもって 1 単位とすることができる 音楽の個人指導による実技の授業については、特に授業時間外に必要な学修を考

		慮して、10時間の授業をもって1単位とすることができる。なお、保育士資格に係る「保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲ」として本学が開設する授業科目のうち実習施設における授業時間数については、40時間の授業をもって1単位とする
講義、演習、実験 又は実習のうち 2以上の方法に より行う場合	その組み合わせに応じ、 前3号に規定する基準 により算定した時間の 授業をもって1単位と する	—
卒業研究、卒業制 作等の授業科目	学習とその成果を評価 して単位を授与するこ とが適切と認められる 場合には、前項の規定に 関わらず、単位数を定め ることができる	—

修業年限は4年とし、4年間で定める単位を修得できない場合は年限を延長することができるとしている（ただし、在学年数は、休学期間を除いて8年を超えることはできない）。卒業の認定には、各学科によって定められた、教養科目、学部共通科目、専門科目、それぞれの所定の単位を含め、合計124単位以上の修得を要件としている。また、他大学又は短期大学、大学以外の教育施設、入学前の既修得単位、科目等履修生の単位認定については、「東海学院大学学則」第48条、第65条【資料3-1-2】に示されるように、単位認定の基準を適切に定めており、大学設置基準第28条、第30条、第31条を遵守している。また、「東海学院大学学則」【資料3-1-2】に示されるように、卒業・修了要件を適切に定めている。

その他の単位認定については、単位互換制度がある。単位互換制度は、平成15(2003)年4月から岐阜県内の「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に参加する大学、短期大学及び高等専門学校によって「単位互換に関する包括協定」が締結され、導入された制度で、岐阜県内の大学等に在学する学生のメリットのひとつとして、各大学等が開講している特色ある授業科目の中から希望する科目を履修し単位を修得すれば、在籍している大学等の単位として認定されるものである。受講料は無料（ただし、科目によっては実験・実習費が必要となる場合がある。）で、他大学が開設する科目および授業内容は、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜のホームページ（<http://www.gifu-uc.jp/>）で紹介されており、単位互換科目のうち、科目開設大学へ通学することなく、いつでも、どこでもインターネットに接続できるパソコンから受講できるeラーニング授業を実施しているものもある【資料3-1-4】。

また、イギリス・ケンブリッジ校（CAE）をはじめとする海外での留学プログラムによる単位認定制度もある。イギリス・ケンブリッジ校（CAE）の場合、1年留学、6ヶ月留学、3ヶ月留学、夏季研修（4週間）、春季研修（3週間）の5つのプログラムで（1

年留学以外は休学しないで留学できるとしている)、1クラス12名までの理想的な少人数制で、実践で使えるスピーキング・ヒアリングを中心とする英語の語学学習のための留学である。英語教員資格をもつネイティブスピーカーが楽しく確実に身につく授業を提供することによって、将来、就職で英語や国際感覚を生かすための本学独自のプログラムであるが、本学にはCAEで学んだ期間に応じて、英語関係の科目を修得したものと読み替える制度がある。これは、1週間のCAEでの学習で1単位と換算するのが標準となっており、読替可能な英語関係科目について適宜読み替えている。

大学院人間関係学研究科については、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、個々の希望や学修環境に応じて指導教員により履修指導が行われている。年度当初のオリエンテーションだけではなく、少人数制の特徴を生かし、「履修のてびき」p257【資料3-1-1】に示されている成績評価の基準の設定について個々の授業においても学生への周知を図っており、成績評価について学生の能力及び資質を反映し得る体制を整備しており、客観的かつ厳正なものとして行っている。

さらに、学位論文基準・審査方法については、以下のように取り決めをしている。

1. 学位論文が満たすべき水準

- 1)問題設定が適切で、研究目的が明確に示されていること。
- 2)関連領域の先行研究を適切に検討、吟味していること。
- 3)研究目的に即した方法・分析を用いていること。
- 4)整合性がある論理展開がなされていること。
- 5)学術論文として論文構成・分量・表現が適切で、図・表・データ・資料等が的確に明示されていること。
- 6)研究上の倫理的配慮が適切になされていること。

2. 審査委員の体制

- 1)指導教員を含めた3名以上の修士論文審査委員(以下「審査委員」という。)で組織する修士論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。
- 2)審査委員会は審査委員のうちから主査1名及び副査2名を選出する。ただし、主査及び副査は、本学修士課程の論文指導担当の教授、准教授でなければならない。
- 3)審査委員会は、厳正な学位審査体制を確立し、いかなる金品の授受も行っていない。

3. 審査の方法

- 1)修士論文題目届を指導教員の承認を得たうえ、修士論文審査の申請年度の5月末日までに提出する
- 2)修士論文概要届及び修士論文概要(400字程度)2部を指導教員の承認を得たうえ、修士論文審査の申請年度の10月末日までに提出する
- 3)修士論文審査申請書及び修士論文1篇3部(正本1部・副本2部)を指導教員の承認を得たうえ、1月末日までに提出する
- 4)修士論文審査及び最終試験の一環として修士論文発表会において、修士論文の内容を説明し、出席者と質疑応答を行う。

また、当該成績評価の基準に従って成績評価が行われることを確保するための措置として、複数教員が担当する授業科目における試験問題の共同作成及び採点、授業担当教員との面談による成績評価の具体的内容の説明、採点時における受験者の匿名性の確保などを講じている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

各授業科目のシラバスに成績評価基準が記載されることにより公正な成績評価を保っており、大学設置基準第25条の2及び第27条を遵守している。また、登録履修科目に対する評点の平均値を明示するGPA制度を導入し、学生の個別指導の際の資料として活用している。なお、本学では学部・研究科の単位の認定について、「東海学院大学学則」第18条、第19条、第24条、第28条【資料3-1-2】に明記し、学生への周知徹底を図り、各学科の教務委員と事務局の連携のもと、厳格に適用されている。

また、大学院では、学生にその科目の学修目標を十分理解させ、成績評価の客観性及び厳格性を確保するためにシラバスに授業概要、授業の目的・到達目標（評価基準）、授業計画、成績評価の基準、予習・復習等を具体的に明示して、あらかじめ学生に周知されており、本学の大学院は大学院設置基準第12条、第13条、第14条を遵守したものととなっている。

さらに、授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、オフィスアワーの設定、授業回ごとの予習・復習の指示、各授業における資料やレジュメの事前配付、長時間の利用ができる自習室や図書館環境の整備等を進めており、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようにも配慮している。

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

公正かつ客観的な成績評価を維持し、また更なる改善に向けて、本学では大学教育研究開発センター【資料3-1-5】における検討が進められている。具体的には、①あらかじめ評価基準を明示したうえで、②公正な評価を実施し、③学生の向学心を高めるために効果的な学修成果の達成を促す評価システムを構築すべきことが全教員に周知徹底され、改善への努力が求められている。

また、役職者会議及び教授会などにおいて進級・卒業要件の厳格化が検討されており、適切な基準を満たしながら標準修業年限で卒業できるよう、きめ細やかな指導を今後も維持してゆく。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】 2019年度東海学院大学履修のてびき p6-7 p73-74 p257-258
p260

【資料3-1-2】 2019年度学生便覧 p16-25 p28-30 p33-34 p36

【資料3-1-3】 大学ホームページ（建学の精神、教育理念と学部・学科の教育方針）

【資料3-1-4】 ネットワーク大学コンソーシアム岐阜ホームページ

【資料3-1-5】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規

程

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学はこの「東海学院大学学則」を基盤として諸規定を制定し、これらに則ってそれぞれの学科の教育目的を定め特色ある教育活動を行っている。また、学生が専門分野の知識や技能、幅広い教養を卒業までに効果的に身につけることができるように、さまざまな授業科目を開講しており、授業科目を段階的・系統的に分類・整理した履修モデルやカリキュラム・マップを作成している。

本学の学部学科の教育課程は、教養科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分されている。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目である。自己設計科目は、各学科の指定する科目、卒業単位に算入できる科目で 20 単位を超えると卒業の必要単位には算入されないが、資格を取得するために必要な科目である。そして専門科目は、学科の専門性に基づいた科目で、各学部学科にカリキュラム・ポリシーを定めている。

また、授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区分され、それぞれ、必修科目は授業科目で卒業するために必ず履修しなければならない科目、選択科目は、定められた区分の中から、卒業に必要な単位数分を選択して履修しなければならない科目、自由科目は、自分の目的に合わせて自由に履修できる科目としている。

なお、各学科の教育研究上の目的とカリキュラム・ポリシーは【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】に示す。

上記のカリキュラム・ポリシーと教育課程は、本学履修のてびき、本学ホームページ及び大学案内に掲載するとともに、オープンキャンパスや保護者説明会、高校説明会等で説明し広く周知するように努めている。また、本学の学生には新入生ガイダンス及び各学年の前期後期のガイダンスの際に、履修のてびきを用いて丁寧に説明している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

前述のカリキュラム・ポリシーに基づき編成された科目を修めることで、学修成果の目標であるディプロマ・ポリシーが達成されている。

各学科のディプロマ・ポリシーに掲げる到達目標は以下の通りです。

ア 総合福祉学科

- 1)社会とのあらゆる関わりの中で福祉の役割を知り、福祉を総合的にとらえ、的確に行動できる。
- 2)福祉・スポーツ・医療の分野における職業人として必要な知識・技能を現場で実践できる。
- 3)人間の尊厳や優しさ、多様性などの価値を踏まえて、自らが社会的役割を実行できる。
- 4)社会のグローバル化、ユニバーサル化の中で学際的領域を学ぶことにより、他者と協働して、よりよい共生社会を構築することができる。

総合福祉学科は、福祉・スポーツ・医療に関する分野で活躍できる人材を育成することが社会から期待されている。そうした人材を育成するための科目群を学修する。

イ 管理栄養学科

- 1)幅広い知識を基盤に、栄養や保健、医療の分野に関する専門知識・技能を習得し、専門職種における倫理性を確立しそれを実践することができる。
- 2)建学の精神に基づき、他者を理解するコミュニケーション能力と国際的視野から判断する力を身につけ、栄養や保健、医療の分野にかかる専門性を基盤とした責任ある行動をとることができる。
- 3)現代社会の問題に関心を持ち、それらを解決するために栄養や保健、医療の分野の専門知識・思考方法を活用し、多職種チームにおいて主体的かつ柔軟に取り組むことができる。

管理栄養学科は、栄養や保健、医療の分野で活躍できる人材を育成することが社会から期待されている。そうした人材を育成するための科目群を学修する。

ウ 心理学科

- 1)豊かな教養と心理学の基礎的な知識・技能を身につけ、さらに心理、言語聴覚又は救急救命の専門的知識・技能を修得していること。
- 2)現代社会における人間関係と心身の諸問題に深い関心を持ち、主体的に課題を発見し解決しようとする意欲を有していること。
- 3)心の多様性と普遍性に関する認識を基礎として人間を複眼的に理解することにより、円滑なコミュニケーションと相互理解に資する能力を有していること。
- 4)心理的・身体的な援助を必要としている人に対して適切な支援を提供し、社会に貢献する力を有していること。

心理学科は、心理学の視点から諸問題に取り組むことのできる創造性と豊かな人間性を育み、医療・福祉・教育をはじめとした様々な職業分野において活躍できる人材を輩出するための科目群を学修する。

エ 子ども発達学科

- 1)子ども学の各領域に関する専門的知識と技能を生かして、実践的な課題に取り組むことができる。

2)論理的に思考し、根拠に基づいて判断し、自らの考えを効果的に表現し、生涯に渡って学び続けることができる。

3)豊かな人間性の涵養に努め、子ども一人一人の多様性を受容し、他者と協働して子どもの権利擁護に尽力することができる。

子ども発達学科は、子ども学の分野における専門的知識と技能を修得し、子どもに関わる諸課題に自主的に取り組むことのできる人間性豊かな人材を育成することが社会から期待されている。そうした人材を育成するための科目群を学修する。

オ 大学院人間関係学研究科

1)臨床心理学領域の高度な専門的知識を有している。

- ・心理療法の理論に関して全般的に理解しており、実践するための基本的な態度を身につけている。
- ・保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の多様な心理臨床現場において必要な知識と倫理を有している。
- ・心理臨床の領域における諸課題について、社会科学的手法や自然科学的アプローチに基づく調査・研究を行い、結果を学術論文として公表できる。
- ・心の健康に関する知識の普及を図ることができる。

2)対人支援に関わる十分な技量を備えている。

- ・心理に関する支援が必要な者との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションがとれる。
- ・心理に関する支援が必要な者の課題を理解し、本人や周囲に対して、有益なフィードバックを行える。
- ・関連する職種、機関の関係者と連携をとりながら協働できる。

3)豊かな人間性を有している。

- ・周囲の人に対し感謝の心を有し、社会や地域に貢献することができる。
- ・自身と異なる多種多様な考えも尊重することができる。

大学院人間関係学研究科は、建学の精神の理念に基づき、臨床心理学領域の有為な人材を育成するために、学則で定められた所定の期間在学し、必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び試験に合格したうえで、以下の目標を達成した者に修士（心理学）の学位を授与する。

前述のカリキュラム・ポリシーに基づき編成された科目を収めることで、学修成果の目標であるディプロマ・ポリシーが達成されていることを目指している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、各学部に通に必要「学部共通科目」を開講するとともに、学科それぞれの専門分野の学術的体系及び職業指定基準（各職種の指定規則、教員認定基準など）を満たす科目を開講する事で、到達目標を達成できるように年次進行に則して段階的に学習内容を深める教育課程を編成している。特にメディカルスペシャリスト養成プログラムを始動してからは、社会で活躍する医療人育成を本学の使命としていることから、それぞれの職種に必要な資質・能力の基礎を獲得した上

で、これらを統合・応用する臨地実習の科目につながるように学修の順次性を重視した体系的な教育課程を編成している。

ア 健康福祉学部

健康福祉学部はディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、幅広い教養を養う教養科目、健康福祉に関する学部共通科目、免許・資格取得につながる専門科目等を体系的に編成し、基礎から応用へと、講義、演習、実験、実習科目を履修させる。教育内容、教育方針、学修成果の評価については、学科ごとに方針を定める。

(ア) 総合福祉学科

総合福祉学科では、分野ごとに履修モデルを作成してカリキュラムの体系化を図っている。

- a 社会福祉分野では、教養科目、学部共通科目、専門科目の科目構成のもと、実際に人と接する際に不可欠となる、相手を尊重する態度、身体の知識、こころの理解、介護の技術、医療福祉についての内容を学ぶ。さらにこれらの知識を深めることによって、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士などの各種資格を取得し、福祉専門職だけでなく、社会の幅広い福祉ニーズに応えられるようなカリキュラムとなっている。
- b 臨床工学分野では、教養科目、学部共通科目、専門基礎科目、専門科目の科目構成のもと、実際に人と接する際に不可欠となる、相手を尊重する態度、身体の知識、こころの理解、医療福祉の知識を多角的、多面的に学びながら、医療福祉環境を理解できるような科目構成となっている。さらにこれらの知識を深めることによって、臨床工学技士などの各種資格を取得し、医療福祉サービス関連企業、行政機関など幅広い領域で活躍できるようなカリキュラムとなっている。
- c 社会スポーツ分野では、スポーツとソーシャルワークの視野から健康と福祉を学ぶことにより、学生それぞれが目指す将来に合わせた多様な選択を可能にしている。まず、健康と福祉に関する基礎的な知識を養い、その後、それぞれの関心や目指す職業、目標資格などに応じて、社会スポーツ系の多様な学問体系の中から、より専門的な内容を学ぶ。柔軟な科目選択が可能で、幅広い見識と視野を持った、健康と福祉の専門家を養成するカリキュラムとなっている。

(イ) 管理栄養学科

管理栄養学科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教養科目、学部共通科目、専門科目等を体系的に編成し、講義、演習、実験及び実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。

管理栄養学科では、履修系統図を作成すると同時に、深い専門性と幅広い知識を修得できるような履修モデルを、以下に述べるアップグレード科目の4分野に分けて提示している。

- a 幅広い教養と人間性を身につける教養科目、学部共通科目、資格取得につながる専門科目はカリキュラムツリーを考慮し、順次基礎から応用へ進みながら履修できるように配当している。4年次では、「栄養学」の集大成として、人の栄養学について科学的エビデンスを探求する「卒業研究」を設けている。専門科目については、コア科目、サブ科目、アップグレード科目、資格科目、集大成科目の5グループに整理し、1年次後期か

ら順次履修できるよう授業科目を配当している。

1. コア科目
管理栄養士国家試験受験に必修の科目
2. サブ科目
コア科目の内容を補強、又はより発展させる科目やコミュニケーション力育成の科目
3. アップグレード科目
管理栄養士の資格を活かして各方面で活躍するために役立つ応用科目 4 分野
 - ① 臨床や医療での専門性を伸ばす臨床検査技師分野
 - ② 行政職や教育職に必要な栄養教諭分野
 - ③ 食品開発や食品管理の専門家としての栄養士分野
 - ④ 研究職と健康のアドバイザーや研究開発の専門家としての管理栄養士分野
4. 資格科目
栄養教諭などの教員免許状取得に必要な科目
5. 集大成科目
問題発見・解決能力、プレゼンテーション能力養成の科目

イ 人間関係学部

人間関係学部は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、教養科目、学部共通科目、専門科目等を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科目を開講する。学部共通科目では、各学科の土台となる基礎的な知識を習得できるようにする。教育内容、教育方法、学修成果の評価については、学科ごとの方針を定める。

(ア) 心理学科

心理学科は、ディプロマ・ポリシーに掲げた知識・意欲・能力を備えた卒業生を輩出するために、教養科目、学部共通科目、専門科目（専門基礎科目・分野別専門科目・専門関連科目）を編成して、講義、演習、実習・卒業研究からなる授業科目を開講する。教育課程については、各分野の履修モデルを作成しその体系を別に示す。

- a 教養科目では豊かな人間性と幅広い教養を身につけることを目的として、学び方の基礎、情報処理、外国の言語と文化、人文科学及び自然科学、就業力育成に関する科目を開講する。初年度教育として「基礎ゼミナールⅠ」を配置し、本学の建学の理念等に加えて大学での学び方を学ぶ。キャリア教育については、1年次に「就業力基礎」、2年次に「キャリア形成」、3年次に「インターンシップ」を配置することにより、職業人として必要な知識・技能を身につけ、円滑な就業とキャリア形成を可能にする。
- b 学部共通科目として「心理学概論」を必修とし、人間の心理と相互理解についての学習の基盤を据える。また学修の集大成として「卒業研究」を必修とする。
- c 専門科目は、専門基礎科目・分野別専門科目・専門関連科目に分類される。専門基礎科目は専門分野を学ぶための基礎として学修すべき科目である。「心理学研究法」と心理学の各分野の概論、心理学の基本的な実習を1年次・2年次に配置し、少

人数制のゼミを3年次・4年次に配置することで心理学の学修成果を具現化する手法を身につける。分野別専門科目は心理学分野・言語聴覚分野・救急救命分野から構成されており、各分野の教育内容は以下のとおりである。

【心理学分野】

心理学分野では、臨床・教育・発達・社会・認知等の心理学の諸領域について幅広く知識を身につけ、実習科目等を通じて思考力や技能を磨く。また臨床心理学分野での基礎的な理論の習得と実習により公認心理師資格を目指す基礎をつくる。そのために、1年次より教養及び各心理学分野の概論から学びを始め、「心理学研究法」「心理測定法」において科学的な測定方法・研究方法の理解を深める。2年次では「心理学実験」及び「心理学検査実習」において実験及び検査の基礎的な方法に習熟し、科学的なレポートを執筆する技術を身につける。また「心理学統計法」「応用心理学統計法」により実験・調査から得られたデータを統計的に処理する技術を身につける。3・4年次では分野別専門科目によって継続的かつ段階的に心理学分野の学びを深化させていくとともに、専門演習等によってこれまで身につけてきた知識や技能をもとに自身の視点でテーマを定め、最終的には「卒業研究」という形で成果を集約する。また特に公認心理師を目指す学生は必須科目の修得を確認した上で3・4年次には「心理演習」にて個別的な指導を受け、「心理実習」にて学外協力施設等での心理的援助業務に触れ、心理臨床の現場についての理解を深める。

【言語聴覚分野】

言語聴覚分野では、豊かな教養に支えられた広い視野と心理学の確かな知識を基盤とし、拡大する言語聴覚分野の広汎な各専門領域の高度な知識・技能を身につける。そのため1・2年次には、教養及び心理学基礎科目と並んで、基礎及び臨床医学並びに専門基礎科目を履修する。それらの必須科目の修得を確認したうえで、3・4年次には、言語聴覚障害の専門科目群を相互に密接に関連づけながら学び、断片的知識を発展的に統合させ、症例と向き合うための具体的な臨床技能を高める。最後に、学外の医療機関等での臨床実習を通して言語聴覚士としての基本的姿勢を身につけ、学修のまとめとともに生涯の研鑽の基礎とする。

【救急救命分野】

救急救命分野では、専門的知識・技能に依拠した救急医療の確実な遂行能力と生涯学び続ける強い意欲を有しながら、同時に傷病者への深い共感にあふれた医療人を養成する。そのため1・2年次には、基礎及び臨床医学に加えて心理学関連科目や専門基礎科目を履修し、これら要求を満たす医療従事者としての教育の導入部とする。それらの必須科目の修得を確認したうえで、3・4年次には、それまでに修得した知識・技能を確実なものとするとともに、ガイドラインの改定などの医療の進歩に対応しうる具体的手技に習熟する。加えて「病院内臨床実習」では、病院内の診療について理解と認識を深めることにより病院前医療におけるメディカルコントロールの実際を経験する。最終的には消防機関をはじめとする学外協力施設において救急搬送業務等に触れ、将来の救急活動プロトコール実践に備え、卒業後の活躍に備える。

(イ) 子ども発達学科

子ども発達学科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、教養科目、

学部共通科目、専門科目等を体系的に編成し、講義、演習、実習及び実技を適切に組み合わせた授業科目を開講する。

- a 教養科目では、国際的視野の涵養や豊かな人間性の育成、幅広い教養などを身に付けられるよう、個々の志向に合わせて学ぶことができる。
- b 学部共通科目では、人間関係に関する基礎的知識と考え方・学び方を修得する科目と卒業研究を履修することができる。
- c 専門科目では、個々のキャリア・デザインに応じて幅広く学ぶことができる。
 - ①保育者を目指す者：保育士資格の取得に必要な科目群と併せて、幼稚園教諭一種免許の取得に必要な科目群を履修する。
 - ②教育者を目指す者：小学校教諭及び特別支援学校教諭一種免許の取得に必要な科目群を履修する。
 - ③子ども学のエキスパートを目指す者：子どもに関わる諸課題に取り組むために、保育学、教育学、心理学、福祉学などの各領域から各自の興味・関心に応じて必要な科目群を履修する。
- d 個々のキャリア・デザインに応じた体系的な学びを可能にするため、履修モデルを提示する。

(ウ) 大学院

大学院人間関係学研究科は、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、講義、演習及び実習を適切に組み合わせた授業科目を開講する。教育内容、教育方法、学修成果の評価については以下のように方針を定める。また履修方法については、カリキュラム・マップとカリキュラム・モデルによって明示している。

a 教育内容

心理臨床の基盤領域の学びを重視し、臨床心理学基礎分野の講義および演習は必修科目と定め、確かな専門性を培う。心理臨床の技術的・実践的学びについては、1年次及び2年次の必修実習科目、心理臨床センターでの内部実習、あるいは学外の契約施設での外部実習等において、心理臨床現場における実践力を養う。臨床心理学に関連する選択科目群の履修を通して、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の分野で心理支援活動を行うために必要な知識を深める。自然科学的アプローチも重視しつつ、心理学専門領域の修士論文の作成を通して、公認心理師や臨床心理士の資格取得後も、自身の心理支援活動に対して研鑽を重ね、心の健康に関する知識の普及等も含めて地域社会への貢献ができ得る資質を形成する。

b 教育方法

臨床心理学基礎領域に加え、臨床心理学専門領域の講義科目では、双方向型講義も取り入れ、保健医療、教育、福祉、司法・犯罪、産業・労働等の分野での心理支援活動に必要な専門的知識を教授する。演習や実習科目では、心理支援の知識や技法修得に加え、学内外の実習施設指導者等による指導の下、関連する職種との連携を通じ、職業倫理やコミュニケーション能力の獲得を目指す。更に、修士論文作成のために、指導教員が2年間継続して指導を行い、集団指導の機会も確保して、研究面・実践面で質の高い論文の作成を目指すとともに、修了後に自身の心理支援技術の更なる研鑽に必要な研究能力を養う。

c 学修成果の評価

成績の評価基準についてはシラバスに明示し、それに沿って成績評価を行う。学外実習の成果については、種々の心理臨床現場において求められる知識や態度が修得されたか否か、実習施設指導者と本学大学院の教員が緊密に連絡を取ることでより評価する。また、GPA 制度を導入し、自身の学習成果の推移を明確に把握できるようにする。修士論文の審査は、論文審査および公開での修士論文口述試験を踏まえ、可否の判定を行う。

以上に示したように、各学科ともにディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに従った教育課程を体系的に編成している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教育課程は、教養科目、学部共通科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分けされている。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、各学部・学科の専門科目とは違った内容のものであるが、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目であり、専門科目は、学科の専門性に基づいた科目である。自己設計科目は、各学科の指定する科目で卒業単位の算入できる科目で、20 単位を超えると卒業に必要な単位には算入されないが、資格を取得するためには必要な科目である。

本学の教養科目は、専門教育だけに偏ることなく幅広い教養と的確な判断力を養うとともに、人間性の涵養を図ることを目的とした科目であり、総合大学の特長を生かして、多数の科目を開講している。学びの基礎を身に付ける科目としての「基礎ゼミナールⅠ」及び「基礎ゼミナールⅡ」は、学士課程への円滑な移行に必要な教育及び専門への導入のための基礎段階の演習科目である。「情報処理技能を高める科目」は、情報社会を主体的に生きるために必要な情報リテラシーの基礎を培う科目である。その他、「国語表現力を高める科目」、「英語表現力を高める科目」、「世界を理解する科目」、「就業力を高める科目」、「幅広い知識を身に付け創造力を高める科目」を配置している。

これらの教養科目における授業を通して、自己課題の発見、創造性豊かな解決力を身につけるためにも多様な教授方法を導入している。

本学では、教養教育の充実を図る一貫として、教養科目は各学科の合同科目として配置している。合同科目の目的は、1 年次から専門性の異なる学生間で意見交換や交流、コミュニケーション能力の促進を図り、学科を越えて互いの相違性や共通性を認め合い、幅広い教養を身に付けることにある【資料 3-2-1】。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学では、教養教育の充実と専門職教育の特性をふまえ、科目や教育内容の特性に適した教授方法として一斉講義の他、演習・学内実習や実験、臨地実習等の授業形態を活用している。知識の理解を目的とする教育内容については、原則として知識の体系的理解を図るために講義形式を中心とした授業形態をとるが、科目の特性によってはグループ学修をはじめとする学生参加型の方法を展開し、学生が主体的に学修に取り組むことで知識を獲得できる方法も行っている。また、科目によってはその性質上、オムニバスによる授業を展開することで、学生が多角的な視点から主題について思考・分析・解明し

ながら、学修内容を総合的に捉えることをねらいとすることもある。態度・志向性及び技術や技能の修得を目的とする教育内容については、演習・学内実習形式による授業形態をとり、学生の主体的・能動的な学びを引き出すことができるように工夫している。

教授方法の改善への取組みとして、大学全体では学生による授業評価とFD研修会の実施、学科別では実習施設との連携に基づき指導方法の評価・改善を実施している。大学全体では、講義・演習・実験・学内実習の全ての科目において、授業評価アンケート調査を実施している。その結果をもとに科目責任者は自己評価・分析し、明確にした課題をもとに教授方法を改善する仕組みとなっている。また、FD委員会を中心に、教授方法の改善や工夫、教育研究活動に必要な資質・能力向上への取組みに関する活動を行っている。令和2(2020)年度は、引き続き授業参観等を実施し、教員としてのスキルアップ、指導観の相互理解を深めることをめざしている。

各学科での各種資格取得のためには、各学科の教育目的を反映した開講表、シラバス、時間割表、履修モデルを作成して学生に示し、学生はそれらを活用したオリジナルの時間割を作成する。つまり、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな人材を育成することを目的に行っている。なお、取得できる各資格については、「履修規則」第26条～第137条【資料3-2-3】及び大学ホームページ【資料3-2-4】等に明示している。

科目編成から成る科目方針（シラバス）については、webシラバスを作成し公開をしている。「履修のてびき」には学生用にシラバスの項目、シラバスの利用方法を明記して周知している。なお、平成27(2015)年度よりwebシラバス作成に当たっては、「東海学院大学・東海学院大学短期大学部シラバス作成要項」を作成し教務課から全教員に周知し、組織的に取り組んでいる。

大学院では、公認心理師及び臨床心理士資格の取得を目指し、公認心理師及び臨床心理士として必要であり高度な知識を身につけるとともに、実践を通しての技能の修得にも努めている。実践の場として、本学の心理臨床センターに設置された心理相談室で実践的研究を行うことができるほか、学校、病院、福祉施設等の各方面における実践的な訓練と体験の場も用意し、現場での実践を教育方法として進めている。

修士論文の作成については、1年次の専門教育の中で各自のテーマを深化させ、2年次には課題研究を中心として、本題目の提出・中間発表・口頭試問といった年間スケジュールに則り進めている。公認心理師及び臨床心理士として必要な高度な知識を身につけることとともに、実践を通しての技能の修得にも努めている。実践の場は主として大学院附属心理臨床センター心理相談室であるが、それ以外に学校、病院、福祉施設等の各方面における実践的な訓練と体験の場も用意し、現場での実践を教育方法として進めている。

単位制の実質を保つための工夫としては次のとおりである。

まず、履修登録単位数の適切な上限の設定については、「履修のてびき」p63-64【資料3-2-1】に示すように、各学期の履修登録上限単位数を25単位としている。ただし、集中講義、自由科目、学外実習科目、単位認定科目（例：放送大学等）、再履修科目、卒業非算入科目（卒業要件単位に含まれない科目）等は、キャップ制の対象となる科目に含まれないため、上限単位数を超えて履修登録することができるようにしている。また、

履修登録時までの累積 GPA が 3.00 以上の学生は、当該学期については 30 単位まで履修登録することができるようにしているが、適用される学年は、学科によって異なるため「履修登録上限単位数一覧表」で確認させるようにしている（表 3-2-1）。このように、各学科とも履修科目の登録の上限を定め、大学設置基準第 27 条の 2 を遵守している。

表 3-2-1 履修登録上限単位数一覧表

学部名	学科名	履修登録上限単位数	備考
健康福祉学部	総合福祉学科	年間最大 49 単位 1 学期最大 25 単位	2 年次以上で前学期までの累積 GPA が 3.00 以上の学生は当該学期については 30 単位まで履修登録することができる
	管理栄養科学科		
人間関係学部	心理学科		
	子ども発達学科		

※1 学期(前期もしくは後期)で履修できるのは最大 25 単位までの範囲で、各自の履修登録を調整することが出来る。
2 年次以上で前学期までの累積 GPA が 3.00 以上の学生については、年間で最大 60 単位、半期で 30 単位まで履修が可能

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教授方法の工夫等においては、教員の資質・能力の向上に資するため、更なる FD 活動の充実が必要である。授業参観の実施数と参観者数ともに増加させ、より活発な授業研究を行っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-2-1】 履修てびき p1 p14-17 p20-21 p63-64 p257

【資料 3-2-2】 学生便覧 p16-25 p22-39 p111-119 p217-218

【資料 3-2-3】 履修規則 第 26 条～第 137 条

【資料 3-2-4】 大学ホームページ「取得できる資格・将来の進路」

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学は、「国際的視野を備えた創造性と行動力豊かな教養人の育成」を教育理念に掲げ、三つのポリシーのもとで教育を実施し、幅広い教養、深い専門知識、高い技術を身につけ社会に貢献する人材育成をめざしている。

学生の履修登録・成績・単位修得などの情報は、事務局においてコンピュータ管理さ

れており、必要に応じていつでも確認できる状態にある。FDの一環として実施している授業評価アンケート調査結果と比較・検討することで、授業評価及び教育目的の達成を客観的に把握できるようにしている。各学科ではクラス担任や資格担当教員並びに大学院では研究指導教員が、個々の学生の学修状況及び資格・就職状況の把握に努めており、必要に応じて個人面談などを通じて、教育目的の達成状況の点検・評価を行っている。

履修要項・シラバスには、各科目の授業目的や到達目標、評価方法と基準、各科目の授業内容、事前・事後学習を明記しており、各科目責任者は、その目標と評価基準をもとに達成状況を客観的に点検・評価している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックに関しては、講義、演習、学内実習の科目において授業評価アンケートを令和元(2019)年からは期の間で実施している。その内容は、学生が自身の学修姿勢を振り返る項目と、教員の授業の進め方を含めた指導方法に関する項目、学習内容の理解、学門への関心、意欲の向上に関する項目から構成されている。【資料 3-3-1】

本学では、教学部教務課が配布と回収を行い、回収したアンケート用紙を速やかにコピーし、その科目担当教員に直ちにフィードバックしている。このような方法を実施する理由は、各項目の評価状況や自由記述欄に学生が自由記述した内容を科目担当者が早期に把握し、自己評価に役立てるだけでなく、進行中の授業や次の学期の授業準備に活用するためである。科目担当者は、各項目の5段階評価の状況と自由記述内容を関連付けて分析することができるので、次回の授業の改善点を具体的に検討できる。科目担当者は、授業評価アンケートの結果をもとに、改善点や工夫点等、今後の取り組みに関するコメントを公表している。

このような取り組みを介して、大学としての教育の質の保証を担保し、学修指導等の改善を図り、学生の授業に関する満足度の向上に努めている。

(3) 3-3の改善・向上方策(将来計画)

毎年、前期後期の2回において学生による授業評価を実施し、その結果に対して科目担当教員から、担当科目の分析と改善点や工夫点に関する回答を提出してもらっている。しかし、次年度に向けた授業の改善・工夫に関しては担当教員に任されており、学部や学科及び学年としての分析や活用までには至っていない。教育の質向上を図るためにも、授業評価アンケート結果の分析やその活用について検討したい。また、本学のディプロマ・ポリシーをふまえた学修成果の点検・評価方法についても検討をしたい。

【エビデンス集・資料編】

【資料 3-3-1】 FD シート

【基準3の自己評価】

本学は、教育基本法及び学校教育法の精神に則り、広く深い知識と教養を授け専門の学術に関する教育を行うことにより、知的、道徳的及び応用的能力を備えた社会の発展に寄与する人材の育成を行っている。教育理念、使命・目的をもとに、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、本学の履修手引き、学生便覧、本学ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパスや高校訪問、保護者相談会などの多くの機会を活用し、幅広く周知しており、評価できる。

本学の教育課程は、教養科目、学部共通科目、専門科目、自己設計科目、自由科目に区分されている。教養科目は、全学部・学科共通の科目で、各学部・学科の専門科目とは違った内容のものであるが、学士にふさわしい総合的な力を育成するための科目であり、専門科目は、学科の専門性に基ついた科目であり、それぞれの職種に必要な資質・能力の基礎を獲得した上で、これらを統合・応用する臨地実習の科目につながるように学修の順次性を重視した体系的な教育課程を編成している。この点を、ガイダンスや学修指導を通して、学生に周知徹底しており、評価できる。

教授方法については、大学全体では、講義・演習・実験・学内実習・臨地実習等の科目において、授業評価アンケート調査を実施している。その結果をもとに科目担当教員は自己評価・分析し、明確にした課題をもとに教授方法を改善する仕組みとなっている。また、FD委員会を中心に、教授方法の改善や工夫、教育研究活動に必要な資質・能力向上への取組みに関する活動を行っていることから、教授方法の改善について評価できる。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックに関しては、講義、演習、学内実習の科目において授業前半に授業評価アンケートを実施している。科目担当者は、授業評価アンケートの結果をもとに、改善点や工夫点等、今後の取組みに関する回答を行っている。引き続き教育課程の改正に活かしていきたい。

基準4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、本学の経営に責任を負うとともに、教学の最高責任者として学則の定めるところに従って教学活動を統率している。また、第一号理事及び第一号評議員でもある学長は、理事会の経営方針を踏まえ、大学の教学の運営の責務を果たすため、学長の権限の強化を図るとともに、各委員会及び学科会の各組織との連携機能を活用しながら、役職者会議、教授会の議長として、リーダーシップを発揮している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の教学組織は、平成 25（2013）年にそれまでの教務部、学生部の 2 部体制から教学部の 1 部体制へと組織改革を実施した。また、平成 25（2013）年には教育研究開発センターを新設し、その下に各種委員会を配置して権限と責任を明確にした。教学部長、教務課長、学生課長らは各委員会の委員を兼務し、各委員会の動向を掌握するとともに、各委員会活動における PDCA サイクルが円滑に実施されるよう適切な指導を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務局は、総務部に総務課、施設・設備課、教学部に教務課、学生生活課、学生就職課、入試広報部に入学試験課、大学広報課、そして図書館課の 3 部 8 課体制を採っている【資料 4-1-2】。各課は学校法人神谷学園組織規則により事務業務に係る各種の事務分掌を明確にし、業務の組織的かつ効率的な運用を図っている【資料 4-1-3】。また、教学マネジメントを機能的に遂行するためには、教職員が一体となって協働する必要があることから、事務職員 1 人以上が本学の各種委員会及び会議（教授会を除く）の構成委員または書記として必ず参画することを各種委員会規程及び諸会議規程に明文化しており、実際に教職協働を実施している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定における学長のリーダーシップは十分に発揮されているが、そのための補佐体制については規程等に明確化されているが、必ずしも在職しているわけではない。現在は役職者会議、トーカー会議が必要に応じて学長補佐としての役目を果たして

いることから、この2つの会議がよりその使命を果たせるよう環境の整備を図りたい。
 教学マネジメントにおける権限のより適切な分散と責任の明確化の機能性を確立するために、
 不断の自己点検評価活動の取り組みを継続して実施していく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-1-1】 平成 31 (2019) 年度事務系職員名簿

【資料 4-1-2】 学校法人神谷学園組織規則

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学部学科の教育目的及び教育課程に即した教員の現員数は表 4-2-1 のとおりであり
 本学は、大学設置基準第 13 条の別表第一及び別表第二の基準を上回る教員を配置して
 いる。また、大学設置基準にある「設置基準上の必要専任教員数の半数以上は原則とし
 て教授とする。」についても各学部学科において設置基準上必要な専任教員数を上回る配
 置をしている。

大学院については、大学院設置基準の「大学院の教員は、教育研究上支障を生じない
 場合には、学部、研究所等の教員がこれを兼ねることができる。」に即して、学部教育と
 の連続性と整合性及び専攻分野に配慮して学部専任教員 12 人が兼担している。

表 4-2-1 大学設置基準に基づく必要教員数及び現員数

学部	学科	基準		現員
健康福祉学部	総合福祉学科	12(6)	17(9)	14(6)
	管理栄養学科	10(5)		24(9)
人間関係学部	心理学科	7(4)		25(9)
	子ども発達学科	6(3)		16(5)

※()内は教授の数

また、小学校教諭、幼稚園教諭及び中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状
 (公民及び栄養教諭一種免許状等)の教職課程に関する専任教員数は、それぞれ教職課
 程認定基準を満たしている。さらに、「東海学院大学学則」第 98 条【資料 4-2-1】及び
 「履修規則」第 84~97 条【資料 4-2-2】に定める社会福祉士並びに精神保健福祉士国家
 試験受験資格を取得させるための教育課程に関する専任教員数、「東海学院大学学則」
 第 34 条【資料 4-2-1】及び「履修規則」【資料 4-2-2】第 32~37 条に定める保育士の

資格を得させるための教職課程に関する専任教員数、指定保育士養成施設の基準を、「東海学院大学学則」第34条【資料4-2-1】及び「履修規則」第38～45条【資料4-2-2】に定める栄養士・管理栄養士の資格を得させるための教育課程に関する専任教員数は、各関連法の基準をそれぞれ満たしている。

教員の採用・昇任等については、「任用規則」【資料4-2-3】及び「学校法人神谷学園教育職員選考規則」【資料4-2-4】に定め、大学設置基準第7条に基づき、教員構成の年齢的バランスに配慮しながら、教員の最終学歴と学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を考慮して、採用・昇任人事を実施している。採用の結果は役職者会議【資料4-2-5】の承認を得るとともに、教授会報告を経て、学長が理事長の承認を得ることになっている。なお、新採用教員は、「学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則」【資料4-2-6】及び「学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則」【資料4-2-7】に則り、任期制を適用することになっている。

大学院担当教員の資格審査については、東海学院大学大学院教員資格審査基準に基づく資格審査委員会規程【資料4-2-8】に則り、「資格審査基準」【資料4-2-9】に基づき審議し、資格審査委員会がその結果を学長に答申する。学長は、資格審査委員会の答申を役職者会議及び教授会の議を経た上で昇任を決定することになっている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動に関しては、平成24(2012)年度までは、FD推進センターが、授業評価アンケートの実施およびコメントやマニフェストの結果の公表、FD活動・教授方法などの教職員研修会の実施を行っていた。平成25(2013)年度からは、「教育研究開発センター」がその役割を担い、FDの実施を具体化するための教員相互の授業評価シートの開発など、PDCAによる授業改善を図っており、現在、FD委員会が、各委員会の検討事項を考慮しながら、教員の資質、能力向上の取組みを計画、実施に移している【表4-2-1】。

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に即した教員を確保し配置するため、また、教員構成の年齢階層的バランスを維持するために、大学院の若手研究員の育成や、各専門分野の研究者のみならず、社会や実業界で活躍する有識者や研究者などを必要に応じて登用していく。

教員の資質・能力向上のためには、教員評価の仕組みをさらに精確なものにするとともに、研修、FDをさらに推進する。

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】 東海学院大学学則 第98条

【資料4-2-2】 東海学院大学履修規則

【資料4-2-3】 東海学院大学任用規則

【資料4-2-4】 学校法人神谷学園教育職員選考規則

【資料4-2-5】 東海学院大学役職者会議規程

【資料4-2-6】 学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則

【資料 4-2-7】 学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則

【資料 4-2-8】 東海学院大学大学院教員資格審査基準に基づく資格審査委員会規程

【資料 4-2-9】 資格審査基準

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、事務局総務課が職員の資質・能力向上を図るための部課長会議を通じて、各課に実行を促すと共に、学外で実施される職員研修に積極的に参加している。また、私立大学協会の実施する教職員研修会には、必ず事務局から参加するようにしている【資料 4-3-1】。

保護者教育相談会においては、平成 29(2018)年度の保護者等からの要望を踏まえ、取組方について検討し実施した【資料 4-3-2】。収容定員の変更に伴う文科省への届出については、各課が作業分担し、総務課より定められた期限内に届出をした。

表 4-3-1 職員研修状況

部課名	参加延べ人数	主な研修概要等
総務課	10	私立大学関連、国際協会理事会、メンタルヘルス、ビジネス交流会 経常補助金説明会、事務担当者研修会、コンソーシアム関連
教務課	11	修学支援新制度説明会、教務担当者研修会、コンソーシアム関連、キャンパスプラン・ユーザー説明会、科学研究費助成事業説明会
学生生活課	7	高等教育修学支援新制度説明会、発達障害支援者向け説明会、地域留学生交流推進協議会総会、出入国在留管理局情報交換会、学生指導研究会、介護福祉士等修学資金貸付事業連絡会議
学生就職課	21	就職部課長相当研修会、就職・キャリア支援担当者セミナー、就職・採用（情報交換会）、求人 NAVI 報告会、JOB フェア、中部学生就職連絡協議会、労働法の教え方セミナー、進路指導研究会、雇用対策懇談会、幼稚園教育懇談会、学生ボランティア・地域ネットワーク推進協議会、全国キャリア教育・就職ガイダンス
入試広報部	12	出入国在留管理局情報交換会、全国大学入学者選抜研究連絡協議会、入学者選抜・教務関係連絡協議会、攻める推薦・AO 入試を考える会、著作権セミナー、大学講演会、進研アドセミナー、修学支

		援新制度説明会、私立大学協会関連、大学・高校実践ソリューション、
図書館課	3	初任者専用研修会、全国図書館協議会
計	64	

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学を取り巻く状況は厳しさを増していることから、今後も事務局 SD 研修会、大学合同 SD 研修会等の実施及び私大協等の研修会への参加を継続的に行うことで職員個々の資質、能力向上を図っていく。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-3-1】 部課長会議資料

【資料 4-3-2】 保護者教育相談会資料

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

高等教育機関としての使命・目的に鑑み、教職員がより教育研究活動に取り組めるように研究環境を整備している。教員研究室（68 室）は教授及び准教授は個室、講師、助教及び助手は共同使用となっている。各研究室には PC、プリンター、事務机、椅子、テーブルなどが確保されており、研究はもちろんのことオフィスアワーにも十分に対応できるスペースと設備が確保されている。なお、これらの研究室に加え、実験系教員には実験機器等を配備している実験室を研究に使用できるようにしている。

図書館機能については、他所にある研究に必要な文献や資料を複写サービスで収集することが可能であり、図書館利用者サービスの向上に努めるべく図書館を運営している。

教員の研究活動に関する面では、研究成果の発表のための出張は、学内業務に支障がない限りにおいて、一定の範囲内で旅費等を支給している。また、学外における情報収集・調査研究は、事前に学長の決済を得て学内業務に支障がなければ可能になっている。なお本学では学術研究報告編集委員会が「東海学院大学紀要」を毎年発行しており、平成 30（2018）年度で第 12 巻（通号 39 号）となった。本学教員による査読審査を経て掲載されており、研究論文の発表の場は確保されている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用を図るために、「公的研究費等の運営・管理及び監査に

関する規定」、「研究費の不正行為等への対応に関する内規」、「公的研究費等の適正な使用に関する行動規範」、「公的研究費等の不正使用に対する取扱い規定」、「研究活動に係る不正行為の防止および不正行為への対応に関する内規」を定め、個人及び公的研究費等を使用して実施される研究活動を厳正に運営することとしている【資料 4-4-1】。また、科学研究費を含む研究費等の不正使用を防止するための研修会や適宜、文書により周知徹底図っている。研修会や説明会に出席した者に限らず、欠席者についても後日、資料を配付し、研究費等不正使用の防止を図っている。

研究テーマ及び研究方法等の倫理的判断を研究者及び大学が共同で責任を持つために、研究倫理委員会を設置し、提出された研究計画書の倫理審査を申請があればその都度実施している【資料 4-4-2】。また、研究倫理委員会では教職員を対象として研究倫理に関する研修会を原則毎年度実施している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員の教育研究活動のための研究費等については、学科所属教員数に乗じて学科単位で図書購入費が配分され、国内学会出張旅費は年額 60,000 円を全教員に対して、公平に支給している。なお、複写費（コピー、印刷）及び消耗品費については特に上限を設けていない。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

講師、助教及び助手の共同研究室では複数人による共有となっているが、暖房や空調設備及びプライバシーの観点からは准教授以上の個人研究室とは大きな差がある。共同研究室のレイアウト等、室内の整備を検討する。研究倫理の確立と厳正な運用をさらに推進するために、適宜、研究倫理に関する研修会を研究倫理委員会が実施し、本学における研究倫理規程の周知徹底を図ることを検討する。また、研究活動の更なる活性化を図るために、科研費の他、競争的資金の獲得に向けた支援を検討する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-1】 東海学院大学短期大学部 東海学院大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

【資料 4-4-2】 研究倫理委員会規程

〔基準 4 の自己評価〕

教学マネジメントについては、学長権限の強化を図るべく諸規程を改正するとともに、教学の運営体制を 1 部 3 課体制へと移行させ、権限の適切な分散と責任の明確化を図った。3 課体制とした事務組織では、職員の適切な配置と役割を明確化して機能的な教学マネジメント体制を確立した。各種委員会は教員と職員が同等に委員構成又は書記として参画する教職協働体制を構築した。各委員会からの報告・発議・提案は学長へ起案することとなっており、学長の意思決定に寄与するとともに、全学的な教学マネジメント体制を構築しているといえる。

教員組織においては、関連する学校教育法、学校教育法施行規則、短期大学設置基準

等に基づき誠実に運営している。また、教員の採用・昇任については適切な選考基準を定めて教員に周知されており、規定等に則り厳正に運用されていると評価できる。

教育内容・方法等の改善及び大学運営への資質・能力向上のための FD 及び SD 研修会、また FD・SD 合同研修会は計画的・組織的に実施されており、今後も工夫・改善を試みながら継続していく。

研究支援については、共同研究室等に一部改善の余地があるものの、研究環境は一定程度に整備されている。研究倫理規定等を確立し、定期的に研修会などを開催し、適正な研究が実施できるようにしている。研究資金については、個人研究図書費など、大学から研究活動への資源配分も行われている一方、競争的資金の獲得を支援する取り組みも行われていることは評価できる。

以上から、本学では教員・職員についての基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人神谷学園（以下「本法人」という。）は、「学校法人神谷学園寄附行為」【資料 5-1-1】、（以下、「寄附行為」という。）第 3 条に設置の目的を「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、大学その他の施設を設置して、教育及び研究を行い、並びに国際的視野を備えた社会性および創造性と行動力豊かな人材の育成と、地域社会への貢献を行うことを目的とする」と定め、国際性、創造性及び行動力豊かな教養人を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法を遵守して運営を行っている。

高等教育機関としての社会的責務を果たすため、大学の管理運営体制については、学長の下に役職者会議、教授会、及び各学科に学科会が置かれ、教育研究に関する審議や連絡調整が行われている。本法人の管理運営のための関係諸規定は、「学校法人神谷学園運営協議会規則」【資料 5-1-2】、「東海学院大学学則」【資料 5-1-3】、「東海学院大学役職者会議規程」【資料 5-1-4】、「東海学院大学教授会規程」【資料 5-1-5】等で明確に定められており、これらの諸規程は、「学校法人神谷学園諸規程綴」として編纂され、関係部署に設置され適宜関係者に活用されるなど、規律と誠実性をもって運営を行っている。

以上のとおり、経営の規律と誠実性の維持が表明されていると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-1】 学校法人神谷学園寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人神谷学園運営協議会規則

【資料 5-1-3】 東海学院大学学則

【資料 5-1-4】 東海学院大学役職者会議規程

【資料 5-1-5】 東海学院大学教授会規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人は、寄附行為に基づき、理事会を最高意思決定機関として位置づけ、学園の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整えている。【資料 5-1-6】、学校法人神谷学園寄附行為第 19 条に基づき理事会の諮問機関として評議員会を設置し、適時開催している。【資料 5-1-1】

本大学は「大学改革実行プラン」、「学士課程教育の質的転換に向けて」等の方針を受けて平成 26 年度以降、「学士課程教育の在り方を厳密に再点検し「専門知識として持つ

だけではなく、それが実際に社会で役立つための教育」及び「社会への適応力や実践力が身につく教養教育」の徹底という目標に向けて「メディカル・スペシャリスト養成プログラム (MSEP)」計画を立てて全学を挙げて教育の質の向上のための改革と実践に努めてきている。また、「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の在り方」、「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」及び「地域の求める人材ニーズの多様化に対応し、地方公共団体や企業等と連携して、実践的プログラムの開発や教育体制の確立など、「実学」を一層重視した、地域産業を担う高度な人材の育成を推進するための大学教育の在り方」を重視し、建学の精神のもと、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学」づくりに常に取り組んできており、高等教育機関としての使命・目的を実現するため、教育・研究の質の向上と社会貢献活動の推進に向けて継続的な努力を行っている。

以上のとおり、使命・目的の実現への継続的努力が行われていると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-6】 学校法人神谷学園理事会会議規則

【資料 5-1-1】 学校法人神谷学園寄附行為

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

ア 環境保全

環境保全への配慮としては、校内には、学生生活に必要な各施設が設置され、学生寮とともに有効的に利用されている。校内の設備については、用務職員が学内の清掃活動とともに見回りを行い適切な管理に努めている。教育施設については、教職員の協同による管理も行われており、不備があれば総務課に連絡され、改善が行われている。禁煙については全館禁煙としている。また、防犯対策として巡回警備や防犯カメラを設置して監視体制の強化と犯罪抑止に努めている。

イ 人権への配慮

人権への配慮については、「学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて」【資料 5-1-7】、「学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則」【資料 5-1-8】を定め、教職員に周知して基本的人権の保護に努めている。また、東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権委員会や障害学生支援委員会が積極的に活動しており、「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権侵害に関する対処のガイドライン」【資料 5-1-9】、「障害等のある学生支援に関する基本方針」【資料 5-1-10】等を定めて、教職員及び学生における個人の尊厳や両性の平等の実現のための健全な環境を保障し、維持することに努めている。

ウ 安全への配慮

安全管理については、「学校法人神谷学園危機管理規則」【資料 5-1-11】、「学校法人神谷学園防災管理規則」【資料 5-1-12】、「東海学院大学及び東海学院大学短期大学

部防災マニュアル」【資料 5-1-13】、等を整備して、学生及び教職員に周知徹底を図っているほか、消防署の協力を得て防災訓練を毎年実施している。また、AED（自動体外式除細動器）を学内3箇所に設置して、教職員や学生に対して操作方法の研修会を実施している。

以上のとおり、環境保全、人権、安全への配慮を行っているとして自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-1-7】 学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報の取扱いについて

【資料 5-1-8】 学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則

【資料 5-1-9】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権侵害に関する対処のガイドライン」

【資料 5-1-10】「障害等のある学生支援に関する基本方針」

【資料 5-1-11】 学校法人神谷学園危機管理規則

【資料 5-1-12】 学校法人神谷学園防災管理規則

【資料 5-1-13】「東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル」

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学などの高等教育機関を取り巻く社会環境は、18歳人口の激減とともに急激に変化し、大学教育も益々、その教育目的や教育方法のあり方、そして社会的役割の真価を問われる時代となってきている。平成29年以降、本学は、5年間の教育政策の目標と施策を示す「第三期教育振興基本計画」に基づく今後の大学の機能別分化の枠組みのイメージの提示及び平成30年秋の中央教育審議会答申の「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」を、重要な方針として捉えてきている。本学はこれまでも、明確な職業観と目的意識を持つ学生や学び直しの強い意志を持つ社会人などが、教養性や社会性の涵養を基礎として専門性の高い職業人となることを目指し、実践的な知識や技術を学び、資格を取得するために普遍的な学びの場の提供を実践してきたが、今後もさらに信頼されうる教育機関を目指していく。経営の規律と誠実性は適切に機能していると評価しているが、今後も時代に即応できる運営体制の整備を行い、法人及び大学の経営の規律と誠実性の維持に努め、教育・研究・社会貢献活動を推進していく。

環境保全への配慮について、CO2削減のための省エネ対策や災害時の水や食糧備蓄等に関しては、規定の整備や組織づくりによる一層の取組みが必要である。

安全への配慮について、教職員の安全確保と健康の維持増進を図り、快適な教育研究環境や作業環境を形成するため、衛生委員会を中心に花粉症対策、メンタル・ヘルス、食中毒、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、結核、熱中症等の注意喚起を促進する必要がある。また、学生の防犯対策についても一層の取組みが必要である。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として位置づけ、法人の使命・目的の達成に向けて重要な意思決定ができる体制を整備し、適正に機能している。理事定数は、寄附行為で 7 人以上 10 人以内と規定している。理事の選任区分は、第 1 号理事は「学長」、第 2 号理事は「評議員のうちから評議員会において選任された者 2 人以上 4 人以内」、第 3 号理事は「学識経験者のうちから理事会において選任された者 3 人以上 4 人以内」としている。理事長は、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、寄附行為に基づき適正に選任されている。【資料 5-2-1】

理事会は、ほぼ毎月の定例会及び必要に応じて開催しており、法人全体の予算、決算、財産の管理・運営、寄附行為や重要な規定の改廃、設置している各学校の学部学科の構成等について審議・決定、学則に定める学部学科の入学定員、授業料改定等の重要事項の審議・決定を行っている。理事及び幹事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切である。監事は常時 2 名が理事会に出席し、法人の業務と財務状況について監査報告を行っているほか、審議事項について意見を述べるなど適切に機能している。

法人の運営に係る重要事項は、理事会で決定する前に、大学及び法人事務局の関連部署と大学関連委員会での審議を通じて検討、意見調整して法人側と教学側の意思疎通を図っている。

以上のとおり、使命・目的の達成に向けて戦略的意志決定ができる体制が整備され、適切に機能していると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-2-1】 学校法人神谷学園寄附行為 第 6 条、7 条、8 条、19 条、21 条、22 条、23 条

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

急激に変化する現代社会において大学の管理・運営を適切に行っていくために、法人の意思決定は的確かつ機動的でなければならない。大学の使命・目的の達成に向けて、今後とも社会の要請に応じた的確な意思決定を可能とするような理事会の運営を維持・継続させていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人の運営に係る重要事項は、理事会で決定する前に、大学及び法人事務局の関連部署と大学関連委員会で協議を行い、法人側と教学側とのコミュニケーションによる意思疎通を図っている。また、戦略的な意志決定のために年5回程度で「学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会」【資料 5-3-2】が開催されている。同会議の構成員は、理事長、両大学学長、学部長、学科長、図書館長、大学総務部長、教学部長、広報部長、法人総務課長、財務課長、企画室長等であり、法人及び各部門の管理運営の課題や将来構想、その他法人や大学全般の重要事項について意見調整を図るなど、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションや意思決定の円滑化に適切な役割を果たしている。

寄附行為【資料 5-3-2】により、理事会に、大学学長2名及び前学長、元大学事務局総務部長の4名、評議員会では、12名の教職員（教員7名、事務職員5名）が入り、法人の運営に係る重要事項の審議にあたり、教学の立場から意見を述べている。また、大学における教学側の各種委員会（全16委員会）について、図5-3-1に示すように、事務局から関連担当職員が構成員として参加するという教職員の協同的な組織となっており、教職員同士のコミュニケーションによる意思疎通や様々な連携が図られている。

以上のとおり、法人及び大学の管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化が適切に行われていると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料 5-3-1】 学校法人神谷学園寄附行為

【資料 5-3-2】 学校法人神谷学園東海学院大学、東海学院大学短期大学部、法人本部連絡協議会規則

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本法人のガバナンス機能としては、監事の監査業務がある。監事は、寄附行為【資料 5-3-1】に基づき、法人の理事、教職員及び評議員以外の者から、理事会で選出した候補者について評議員会の同意を得て、理事長が選任している。2名の監事が寄附行為に規定される職務に従い監事監査を行い、また、各年度の決算について監査し、監査報告書により理事会及び評議員会に報告するとともに、理事会と評議員会に出席して意見を述べている。監事は文部科学省が開催する学校法人監査研修会などに参加して、監事監査の質の向上に努めている。また、「学校法人神谷学園内部監査規則」【資料 5-3-3】を定め、理事長が職員の中から選任した内部監査室長と監査担当者が、法人の業務について、諸々の活動の有効性や適法性、会計処理、財産管理及び事務の効率性など監査等を行い、必要に応じて理事長に意見を述べることとしている。

寄附行為第19条【資料 5-3-1】では、評議員会の設置を定め、第21条【資料 5-3-1】において、理事長は、あらかじめ「1. 予算・借入金及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項、2. 事業計画など重要な8項目」について評議員会の意見を聞かねばならないこととしている。また、寄附行為第22条【資料 5-3-1】

には、評議員会の意見具申等を定め、第23条【資料5-3-1】に掲げられる第1号から第4号に従い選任された21名の評議員がそれぞれの立場から法人の経営に参画するなど、理事会と評議員会の相互のチェック体制が採られている。

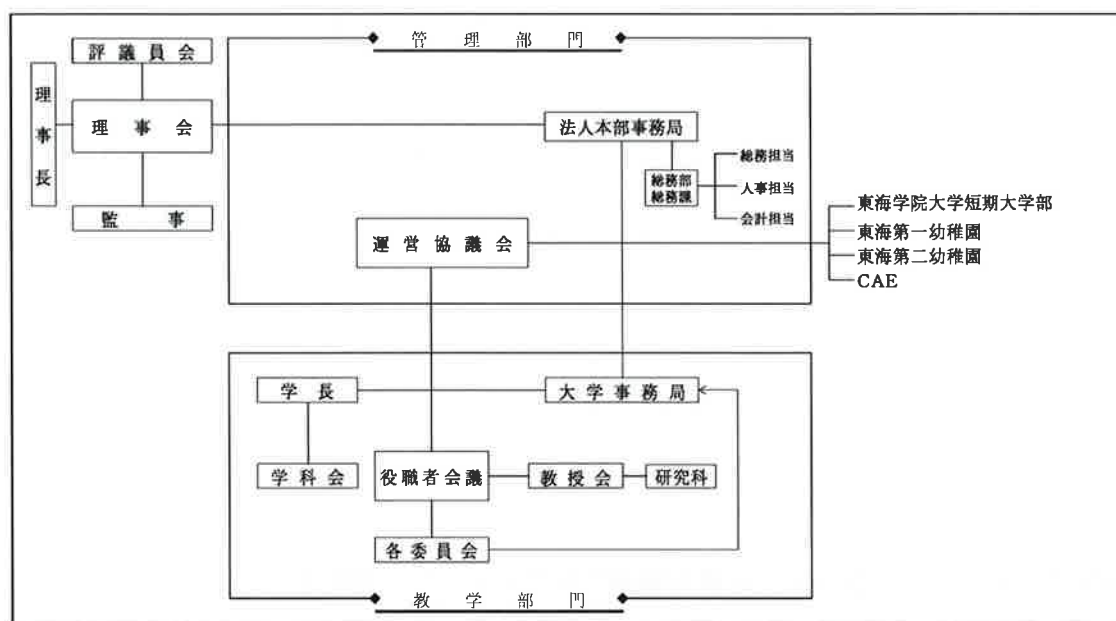
以上のとおり、教育・研究の質的充実を目指すという大学の教学の方針と、経営方針とは、教学組織と教学事務組織及び法人本部の各部署間の日常的な連絡や意思疎通を通じて相互にチェックが行われ、ガバナンスは適切に機能していると自己評価する。

【エビデンス集・資料編】

【資料5-3-1】 学校法人神谷学園寄附行為 第19条、第21条、第22条、第23条

【資料5-3-3】 学校法人神谷学園内部監査規則

図5-3-1 学園管理運営組織図



(3) 5-3の改善・向上方策（将来計画）

法人と教学部門の連携や意思疎通を図るために、理事長、学長のリーダーシップのもと、定例会議や各種会議を継続して開催し、有効かつ迅速な意思決定が行える組織体制の確立とガバナンス強化に向けて今後も努力していく。また、各種会議や委員会等を通じて教職員とのコミュニケーションや意思疎通を円滑化し、教職員の意見や提案をくみ上げながら、管理運営の一層の改善に努めていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

「基準項目5-4を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

財務の基本的な方針を「盤石な経営・財政の安定に基づく教育、研究の充実と発展」とし、安定的な収入財源を確保する中で、将来や社会ニーズを見据えた特色あるや教育や質の高い教育を展開していくための財政体制の強化と財務指標数値に基づくリスクマネジメント体制の構築を方針とした中長期的な財政計画を立てている。具体的な中長期計画としては、2年～8年先までの施設設備整備計画案に対応する財源確保を主に策定し、年度毎の事業計画へ反映させている。

各予算単位部門で立案された事業計画は、理事会の審議・決定を経て各年度の予算配分が図られるが、事業計画の立案にあたって、大学（学長、各大学関連部署）が、教育研究の充実や施設設備の維持・管理に基づき予算編成の基本方針を作成し、これを法人へ提起している。予算編成の過程では、法人は消費収支のバランスを中心に教学からの要望をもとに法人（法人総務部総務課長、総務部財務課長）と大学管理運営部門との綿密な審議を経て予算原案を作成している。予算原案は、最終的に評議員会、理事会で審議し承認され、適切な予算編成が行なわれている。

以上のとおり、中長期計画に基づく財務運営を確立していると自己評価する。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人の現状は、「学校法人神谷学園事業報告書」【資料 5-4-5】【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】に示されている。本法人の経常収支差額は、平成 27 年度から一貫してマイナスの値を示してきているが、これは入学者及び収容学生数の逡減による要因が大きく、特に平成 29 年、平成 30 年度は、低充足率のため経常補助金による財政支援も行われなかったため、逼迫した財務状況となった。平成 26 年度に実施した教学学部学科における教育課程の大幅な見直しによる効果はその後徐々に現われ、平成 28 年以降、入学者数は回復軌道に乗って令和元年度の入学定員充足率は 0.8 を上回り、令和 2 年度は入学定員を超える入学者数を達成した。好調な入学者数の確保は今後も継続できると予想され、経常収支差額は年々改善され、令和 3 年にはプラスに転ずるものと予測している。令和元年度に施設拡充のため若干の外部負債が発生したが、今後は安定的な収入に基づき収支のバランスの確保に努め、学園全体としての収支、財政状態、資金維持、教育研究経費等の水準を健全なものとしていく。

外部資金の獲得については、図 5-4-1 に示すように、科学研究費補助金の申請件数、獲得件数ともに外部資金の獲得実績が上がっており、安定した財政基盤の確保が保てるように努力を行っている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後も入学者数の安定的な確保に努め、学生数の増加を図り、財務状況の改善や向上に取り組んでいく。科学研究費補助金等の外部資金についても、引き続き教員の研究環境の整備を進め、確保に努めていく。教育改革や新しい時代の教育に対応できる学園校舎の整備や建設を行うなどの中長期計画に基づき、少子化の進展による学生数の減少を見据えて収入の予測の厳格な策定を行い、その中で教育のために最大となる効果を生み出

す予算を検討していく。

図 5-4-1 科学研究費補助金一覧

令和元年度（継続含む） 科学研究費補助事業 受領対象者一覧表															
学科	氏名	研究種目名	タイプ	期間	直接経費（間接経費）								研究内容		
					H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4				
心理	A	基礎研究C	研究代表者	H28-R1	710,000 (213,000)	110,000 (123,000)	460,000 (138,000)	450,000 (135,000)						2,639,000	2人の若者世代における巨大地震の可視化とそれに基づく復讐プログラムの開発
平成18年4月1日着任					計	923,000	533,000	598,000	585,000						
総合福祉	B	基礎研究C	研究代表者	H29-R1		1,200,000 (360,000)	180,000 (54,000)	100,000 (30,000)						1,924,000	ゲルプリン様タンパク質によるアタチン繊維切断機構の解明
平成27年4月1日着任					計	1,560,000	234,000	130,000							
心理	C	若手研究B	研究代表者	H29-R2		800,000 (240,000)	800,000 (240,000)	400,000 (120,000)	700,000 (210,000)					3,510,000	記憶障害に起因する不安全行動とその抑制に向けた安全対象の探求
平成27年4月1日着任					計	1,040,000	1,040,000	520,000	910,000						
心理	D	基礎研究C	研究代表者	H30-R3			400,000 (120,000)	550,000 (165,000)	1,075,000 (322,500)	1,075,000 (322,500)				4,030,000	子どもの意思決定能力を育成する母子相互作用の解明
平成26年4月1日着任					計		520,000	715,000	1,397,500	1,397,500					
心理	E	若手研究	研究代表者	H30-R3			800,000 (240,000)	800,000 (240,000)	800,000 (240,000)	800,000 (240,000)				1,160,000	反すうと衝動性：相互増強効果と抑うつを強める過程の検討
平成23年4月1日着任					計		1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000					
総合福祉	F	基礎研究C	研究代表者	H30-R2			600,000 (180,000)	600,000 (180,000)	400,000 (120,000)					2,080,000	地域復興に寄与する女性起業家のワークスタイル
平成28年4月1日着任					計		780,000	780,000	520,000						
アタチン	G	基礎研究C	研究代表者	H30-R2			700,000 (210,000)	700,000 (210,000)	500,000 (150,000)					2,170,000	大学における発達障害学生支援と学生はコーディネーターの役割に関する基礎研究
平成29年4月1日着任					計		910,000	910,000	650,000						
心理	H	基礎研究C	研究分担者	H30-R2			192,000 (57,600)	140,000 (42,000)	230,000 (69,000)					748,600	保育者の能力とは何か？実践能力獲得過程の多面的研究
平成18年4月1日着任					計		219,600	200,000	289,000						
リカレント	I	基礎研究C	研究分担者	R1-R3				200,000 (60,000)	100,000 (30,000)	100,000 (30,000)				520,000	リカレント教育の抑制要因に関する文化的・制度的分析
平成25年4月1日着任					計			260,000	130,000	130,000					

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 5-4-1】 平成 28 年度学校法人神谷学園事業計画書
- 【資料 5-4-2】 平成 29 年度学校法人神谷学園事業計画書
- 【資料 5-4-3】 平成 30 年度学校法人神谷学園事業計画書
- 【資料 5-4-4】 令和元年度学校法人神谷学園事業計画書
- 【資料 5-4-5】 大学ホームページ 「財務情報」
- 【資料 5-4-6】 平成 28 年度学校法人神谷学園事業報告書
- 【資料 5-4-7】 平成 29 年度学校法人神谷学園事業報告書
- 【資料 5-4-8】 平成 30 年度学校法人神谷学園事業報告書
- 【資料 5-4-9】 令和元年度学校法人神谷学園事業報告書

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

予算執行については、「学校法人神谷学園経理規則」【資料 5-5-1】、「学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程」【資料 5-5-2】、「資産運用管理規則」【資料 5-5-3】に基づき原義及び決済をし、契約や発注を行っている。当初の予算編成後において、収入の根拠となる事実の確定または変更や事業内容の見直しまたは予期せぬ事実に伴う支出の変更に対処するため、補正予算を編成し、理事会、評議員会での承認を得ている。決算処理については、法人監事及び監査法人による明確で厳格な監査を受けている。文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の研修会には随時会計担当者や、内容によっては大学事務職員が参加して会計知識の向上に努めている。日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等への問い合わせや指導・助言を受け、日常的にも適正な会計処理の実施に努めている。

以上のとおり、会計処理は適正に実施されていると自己評価する。

【エビデンス集 資料編】

【資料 5-5-1】 学校法人神谷学園経理規則

【資料 5-5-2】 学校法人神谷学園固定資産および物品管理規程

【資料 5-5-3】 資産運用管理規則

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、外部監査法人による監査責任者及び監査従事者の 5 人の公認会計士により延べ 500 時間に及ぶ厳正な定期監査を受けている。同監査法人は監事へ監査内容報告を行うなど監査上の連携を図る体制を整備している。本法人の監査日以外にも、公認会計士との連携により常に正確な会計及び関連事務処理について指導助言を受けている。監事は会計監査に立ち会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。公認会計士による監査及び監事の監査は適切に行われており、本学園の学校部門の計算書類、財務諸表、及び学園の財産目録は、学校法人の財政状態及び経営状態を正しく示している。

以上のとおり、会計監査の体制は充分に整備され、厳正に実施されていると自己評価する。

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

平成 27 年 4 月 1 日施行の「学校法人会計基準の一部を改正する省令」に従い、会計処理の取扱いの確認を再度行った。本法人と公認会計士や監事との連絡を密にして今後も適正な会計処理と厳正なる監査体制に努めていく。また、事務職員の会計知識の能力向上を図っていく。

【基準 5 の自己評価】

本法人は寄附行為に定める使命・目的に従い、関係法令を遵守し、環境・人権・安全に配慮して、適時情報公開を行い、適切な運営を行っている。環境問題、エネルギー対策、防災等の安全対策は今後も積極的に取り組んでいく。

理事会は寄附行為に基づく本学における最高意思決定機関として戦略的かつ重要な意

思決定を行える体制を整備し、適切に機能している。定期的に各種会議を開催し、法人側と教学側の意思疎通が行われている。大学の管理運営体制は、寄附行為にも明示されているように、教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係諸法を遵守し、高等教育機関としての社会的役割を見据え、中長期計画を策定し、単年度毎の事業計画を立案し実施している。理事は法人の職務を執行し、監事は、文部科学省が主催する監事研修会に参加するなど、常に本学の業務状況、財務の執行状況を綿密に監視できる体制がとられている。また、これらの業務の遂行が適切に行われているかをチェックするために学内に監査室を設けており、公認会計士による監査と、監査体制を整え、ガバナンスの強化を図っている。会計処理は、学校法人会計基準等に従い、監事立会いのもと、公認会計士による監査を受け、適正かつ厳正に実施されている。

法人の理事・監事及び評議員については、評議員は大学教育研究活動に携わる教職員、卒業生、その他幅広い範囲から選出しており、管理運営に対して幅広い意見や助言を行っている。

財政基盤については、中期財務計画に基づき、収入の予測の範囲内で最大限の教育効果のある予算を組むなど、収支バランスの安定化に努力していく。

以上のとおり、基準5「経営・管理と財務」の基準を満たしていると自己評価する。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

「東海学院大学学則」第 3 条に「本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-1-1】。本学の自己点検・評価体制は、大学院も含めて、学長の責任のもとに、全学的な組織である「東海学院大学教育研究開発センター」傘下の「点検・評価委員会」【資料 6-1-2】が、本学の自己点検・評価の基本方針に基づき、自己点検・評価を行い、報告書を作成するというものになっている。また、「大学教育研究開発センター」傘下の「FD 委員会」【資料 6-1-3】は、教員の教育研究活動の向上や能力開発を検討・実施するために活動しているが、「点検・評価委員会」と連携をとりながら、原則年度毎に自己点検・評価を実施し、役職者会議、教授会、各委員会等の各部門にフィードバックし、改善を行っている。このように本学では、自己点検・評価は、第一義的には校務を分掌する各委員会において行い、各委員会では、委員会での審議ののち、教授会に提出するため、実際に実務を担当した委員による点検と、全教員の点検が行われているなど、自己点検・評価を行う体制が整っている。なお、令和元(2019)年度から令和 3(2021)年度までの自己点検体制を確立している【資料 6-1-4】。

表 6-1-1 令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度自己点検・評価実施部会の構成

基準		総括者	部会責任者	構成員	構成人数
基準 1-1 基準 1-2	使命・目的及び教育目標の設定、使命・目的及び教育目標の反映	学長、 短大学長	健康福祉学部長、 人間関係学部長	人間関係学研究科長、 総合福祉学科長、子ども発達学科長、教職員	9
基準 2-1	学生の受け入れ	教育研究開発センター長、点検・評価委員長	学生募集・入学試験委員長、入試広報部長	教職員	11
基準 2-2 基準 2-6	学修支援、学生の意見・要望への対等		学生生活委員長、学生生活課長	教職員	8
基準 2-5	学修環境の整備		学生生活委員長、総務部長	教職員	11
基準 2-3	キャリア支援		学生就職委員長、学生就職課長	教職員	7
基準 2-4	学生サービス		学生生活委員長、学	教職員	11

東海学院大学

			生生活課長		
基準 3-1 基準 3-2 基準 3-3	単位認定、卒業認定、 終了認定、教育課程 及び教授方法、学修 成果の点検・評価	教育研究 開発セン ター長	教務委員長、教学部 長	健康福祉学部長、総合 福祉学科長、人間関係 学部長、子ども発達学 科長、幼児教育学科長、 教職員他	11
基準 4-1 基準 4-2 基準 4-3 基準 4-4	教学マネジメントの 機能性、教員の配 置・職能開発等、職 員の研修、研究支援		教務委員長、総務部 長、教学部長	FD 委員長、教職員	12
基準 5-1 基準 5-2	経営の規律と誠実 性、理事会の機能	本部総務 部課長	本部総務課主査	職員	3
基準 5-3 基準 5-4 基準 5-5	管理運営の円滑化と 相互チェック、財務 基盤と収支、会計		本部財務課長	職員	2
基準 6-1 基準 6-2 基準 6-3	内部質保証の野組織 体制、内部質保証の ための自己点検・評 価、内部質保証の機 能性	点検・評価 委員長	点検・評価委員長	FD 委員長、教務委員長、 入試委員長、教職員	6
独自基 準	特色ある活動	図書館長	図書館長	健康福祉学部長、人間 関係学部長、総合福祉 学科長、幼児教育学科 長、教職員	5

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価を実施する機関として、平成 17（2005）年から点検・評価委員会を設置して、自己点検活動を行っている。平成 27（2015）年度の大学機関別認証評価に対しても点検・評価委員会が主体的に対応し、実施部会を編成して全学体制で自己点検活動を行った。内部質保証をさらに推進・発展させるために、自己点検実施部会の常設化、学内各委員会、各事務部課との連携の効率化を進めていく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】東海学院大学学則 第 3 条

【資料 6-1-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 点検・評価委員会規程

【資料 6-1-3】東海学院大学 FD 委員会規程

【資料 6-1-4】令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度自己点検・評価実施部会の構成について

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第 3 条に「本学は、前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている【資料 6-2-1】。本学は、建学の精神に基づく教育理念・目的の実現を目指して、平成 3(1991)年文部省の『大学の設置基準大綱化』を受けて、平成 4(1992)年に「自己点検運営委員会規約」、「基本事項検討委員会要項」、「各種点検実施委員会要領」を制定し、点検項目毎の実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し、整備、点検、見直しを始めた。現在は、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価は、大学教育研究開発センターの中に組織された「点検・評価委員会」がその役割を担っている。

本学では、平成 7(1995)年に「自己点検・評価(中間)報告書」を刊行し、平成 11(1999)年に第 2 回目の「自己点検・評価報告書」を刊行し、自己点検・評価を開始した。平成 17(2005)年に第 3 回目の「自己点検・評価報告書」を刊行し点検・評価を進めてきた。このような自己点検・評価活動を踏まえ、平成 21(2009)年 7 月に「自己点検・評価報告書」を取りまとめ、財団法人日本高等教育評価機構の認証評価に活用するとともに、平成 22(2010)年 3 月に同機構の定める大学基準に適していると認定された。その後、自己点検・評価活動は、平成 25(2013)年度を報告書にまとめている。平成 19 (2007)年の男女共学化を契機として東海学院大学として新たな歩みを始めてからも、本学の使命と目的、学部学科のディプロマ・ポリシーを実現するための重点目標と具体的な行動計画を明確に掲げ、毎年の「年度計画」「年度報告」をもとに自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の「年度計画」に反映させた。さらに平成 28(2016)年 3 月に財団法人日本高等教育評価機構の定める大学基準に適していると認定された。PDCA サイクルに基づく改善・改革を着実に進める体制を確立し、自己点検評価活動の成果を大学ホームページ上で公開し、ステークホルダーと共有している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

昭和 56(1981)年の開学以来、本学では、教育の目的や教育課程、教員の研究は言うまでもなく入学試験、学生生活、クラブ活動、学生の就職活動の支援、保健室による学生の心身の健康管理など、大学の使命に基づく教育目的を果たすための諸活動を遂行し、課題があれば改善するということを定期的に行ってきた。このような課題の掘り起こしや問題の発見は、十分な調査・データの収集と分析により可能となる。データ収集は事務局各課が業務分掌に応じて行い、蓄積されたデータについて必要な集計と分析を行って自己点検・評価書の執筆に用いている。

本学では、「学生生活調査」、「授業アンケート」や「保健活動年間報告」などの例のよ

うに、関係部署毎に現状把握のための十分な調査やデータ収集を行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価報告書は財団法人日本高等教育評価機構の示す評価基準に従って作成してきた。認証評価の受審が3クール目に入り、新しい評価基準に対応させて自己点検・評価活動を展開していく必要がある。令和4(2022)年度の受審に向けて、受審の手引きに記載されているエビデンスや留意点を活用した自己点検・評価活動を行っていく。

本学は平成4(1992)年には、近隣の他大学に先駆けて全学的に自己点検・評価活動を開始した。この年度に自己点検・評価の活動に必要な運営規約を制定し、実施委員会である「自己点検運営委員会」を組織し点検、改善作業を始めて以来、一定の周期を置きながらではあるが、活動を継続させてきた。自己点検・評価に必要な調査や資料・データの収集は各関係部署が行い事務局総務課で取りまとめ、結果を次年度の改善に活かしているが、この作業のためには十分な時間や調査方法の改良が必要となる。

また、評価の結果は学内共有や社会への公表には、より効果的な方法も検討していかなければならない。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】東海学院大学学則 第3条

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学部・学科を構成する各組織における毎年度の PDCA サイクルに基づく自己点検・評価が実施され、内部質保証をより検証しやすい仕組みを構築している。例えば、本学が掲げる三つのポリシーを起点とする内部質保証については、アドミッション・ポリシーは学生募集・入学試験委員会【資料 6-3-1】及び入学試験専門部会【資料 6-3-2】を中心として、カリキュラム・ポリシー並びにディプロマ・ポリシーは教務委員会【資料 6-3-3】、各学部学科及び教務課を中心に PDCA サイクルにより自己点検・評価がなされ、改善・改革が継続的に実施され、本学の教育の質向上に反映されている。

専任教員の個人レベルでの内部質保証としては、半期ごとの「学生による授業アンケート」や「教員による相互参観」（FD 活動の一環）を通じた個人のデータのフィードバックを行って教授方法の改善につながる取り組みを実施している。

平成 26（2014）年の学校教育法の改正により、学長がリーダーシップを発揮するた

めの学長権限が強化された。そのために継続的に組織改革を進め、学長の業務執行状態が明らかになり、学部・学科・研究科等の改善取組が大学全体のPDCAサイクルの仕組みの中にならりと位置付けられるようになった。

本学は、「設置計画履行状況等調査の結果等について（平成 29（2017）年度）」において改善意見が 3 件付されたため、学長を中心に改善に取り組み、平成 30（2018）年度においては、改善意見は付されなかった。

本学は、平成 21（2009）年度、平成 27（2015）年度において大学機関別認証評価を受審してきたが、平成 28（2016）年度以降においても、財団法人日本高等教育評価機構の基準項目に沿った自己点検・評価活動を点検・評価委員会が主導して実施してきた。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 26(2014)年の学校教育法の改正以来、学長のリーダーシップのもとで、大学組織改革を断行し、大学全体、事務部課、教員レベルにおいてPDCAサイクルに基づく改革・改善を実施してきたが、それらの機能性を明確に評価し、可視化する仕組みを構築する。

本学の教育理念と教育目的を達成するための教育改革と業務改善には、学内関係者だけでなく、学外のステークホルダーによる大学評価アンケートも必要で、点検・評価委員会が主導して検討する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・入学試験委員会規程

【資料 6-3-2】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 入学試験専門部会規則

【資料 6-3-3】東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 教務委員会規程

【基準 6 の自己評価】

本学では、教育研究活動の質の保証と改善を図るために、自主的な自己点検・評価を実施する体制を整備して、周期的に適切に実施しており、自らの点検・評価の結果を教育研究の改善や向上に繋げるPDCAサイクルの仕組みは有効に機能している。

現状把握のための必要な調査や資料、データの収集は適切に行い、これをもとに主に認証機関による設定基準項目に沿って点検・評価を行い、課題や問題の発見と改善策の立案、実施を行っている。また自己点検・評価の結果は、大学ホームページを通じて学内外に公表している。

大学の教育の質の向上のための恒常的な自主的な点検と改善の促進の必要性を全学の教職員が共通の意識をもって理解し、関連の情報を共有することに努めている。

このように、本学では学校教育法第 109 条、学校教育法施行規則第 166 条、大学設置基準第 1 条を遵守し、自己点検・評価を持続的・多角的に実施して内部質保証を機能させていることから、基準 6 を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 産学官連携・地域連携

A-1 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政および企業との連携

A-1-①

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 産学連携

平成 31(2019)年 3 月に大塚製薬株式会社と東海学院大学がスポーツ栄養学を含む包括的連携協定を締結した【資料 A-1-1】。以降様々な連携活動を展開している。管理栄養学科の学生による女子ホッケー部のスポーツ栄養指導を大塚製薬株式会社と連携し指導講座を年 3 回開催した。さらに大塚製薬株式会社と管理栄養学科の学生が食育講座を名古屋市内でも展開するなど幅広い学びを展開している。また令和元(2019)年度からは、熱中症アドバイザー（環境省）の養成を連携し行っている。

イ ネットワーク大学コンソーシアム岐阜

ネットワーク大学コンソーシアム岐阜は、岐阜県内の大学等 25 校と岐阜県によって構成されている。平成 10(1998)年に、地域における知的活動の中心拠点として地域発展に寄与することを目的に設立された。高等教育に対するニーズが多様化したことを背景に、大学間の単位互換制度を中心に事業を行ってきたが、本学では、総合福祉学科の専門科目「オフィス実務演習」「オフィスワーク」を単位互換科目として協力している。また、平成 23(2011)年に始まった「学生による地域課題解決提案事業」に関しては、平成 30 (2018) 年度に 2 グループ、令和元 (2019)年度には 4 グループが採択された。令和元 (2019)年度のテーマは、「子ども食堂を活用した地域における食育と世代間交流・国際交流の推進」(健康福祉学部管理栄養学科)、「ビジネスを通して地域貢献に寄与する働き方研究」(健康福祉学部総合福祉学科)、「関市における日本語を母語としない中学生のための教育的ニーズと学習支援」(人間関係学部子ども発達学科)、「地域とともに高める子育て支援力～自分たちで企画運営する手作りおもちゃ大会～」(短期大学部幼児教育学科) である。

ウ 救急自動車同乗実習

この実習は、「救急救命士学校養成所指定規則」別表 1 に定められている臨地実習であり、修得した知識、技術を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な接遇を習得し、医師の指示の下で病院前救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養うことを目的に、近隣の消防本部の協力を受け、その消防機関において、市民からの救急要請があれば、救急車に同乗させて現場出動し、傷病者への観察に始まり、救急救命処置並びに医療機関への搬送など救急業務の一連の流れを見学できる非常に重要な実習であり、平成 29(2017)年度より、毎年 5 月から 7 月の間において、本学学生との連携活動

をしている。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

各務原市のブランド推進への協力要請（各務原にんじんの普及と PR 活動）という小さな事業から始まった産学官連携は、その効果を見た行政機関と企業からも要請が加速的に集まるようになり、いまや本学は各務原市にとって重要なパートナーとなっているようである。これらの企画は地域の信頼と知名度を上げながら、学生に教室で得られない貴重な実務経験を与えている。学生も教員も地域での人的ネットワークを確実に広げていく効果もある。

継続的にできるものもあれば、単発事業や新規事業もたくさん受けているので、多様な経験につながっており、学生の就職力、教員の教育力を大きく伸ばしているのも、これからも可能な限り継続していきたい。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】大塚製薬株式会社とのスポーツ栄養学を含む包括的連携協定

A-2 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供

A-2-①

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学には、図書館に「東海えほんの森」、7号館5階に「あそびの森」と称する実習室を設置し、特色ある本学の教育に重要な役割を果たしている。また、図書館の大セミナー室及び大ホールは毎年開催される公開講座の場として活用されている。体育館、多用途グラウンド、TGU トレーニングルーム等の各運動施設は、学生や教職員の教育その他の支援施設としてだけではなく、広く地域の団体や住民に開放され利用されている。

ア 東海えほんの森

平成 22(2010)年 12 月、本学図書館の特色づくりの一環として、絵本関連コレクションを充実させ、学外利用者の促進を図り、図書館を通して積極的に社会貢献活動に参加する方針が打ち出された。また、図書館の地域開放促進目的をさらに押し進める観点から、平成 23(2011)年度より土曜日開館を実施することとなった。さらに、同年、岐阜県各務原市年間事業の一環として始められた「本の街かかみがはら」構想計画について本学図書館への協力依頼があり、「絵本ライブ」「絵本の読み聞かせ」等の諸企画について本学図書館を拠点の一つとする要請を受けた。こうした要請について子ども発達学科と短期大学学部幼児教育学科を中心に全学で検討した結果、本学図書館内に「絵本に関する施設：絵本ミュージアム」を開設することとなった。

図書館内設置予定の「絵本に関する施設」の名称については、大学名称の一部である「東海」、絵本専門施設であることと対象が乳幼児であることからひらがなで「えほん」、学内

にあそびを中心として地域開放している「あそびの森」が運営されていたことから「森」という3つの単語を統合させて「東海えほんの森」と命名した。現在、しかけ絵本を含む絵本・大型絵本・紙芝居等約1,700点を所蔵している。

開設のコンセプトとしては、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、大学の子ども発達学科及び短期大学部幼児教育学科の学生に対して「教育実践の場」を利用提供することとした。その他、本学附属幼稚園、各務原市、公共図書館との連携も図ることとしている。なお、諸々の企画については、子ども発達学科、幼児教育学科の学生と担当教員、学生ボランティアへの協力態勢を整えることとなった。平成23(2011)年10月22日東海祭当日、「東海えほんの森」開設を祝してオープニングセレモニーを行い、11月5日より利用開始となった。その後、図書館主催イベントや、保育士、学生・教員、附属幼稚園との連携による催し物を毎年開催している。



その他、各務原市との連携として「各務原ふれあいバス」車内への附属幼稚園児の絵画展示も行った。地域貢献および学生と幼稚園の研修・発表の場として利用提供、TV・ラジオ・フリーペーパー、図書館協議会会報誌への掲載などでもPRした結果、本学が知られるようになり、参加者同士の交流にも繋がった。参加者の多くは附属幼稚園の保護者と乳幼児だが、乳幼児と一緒に参加した保護者は本学と附属幼稚園に興味を持つ機会となっている。リピーターも多いなど評判が高く、貸出数共に年々増加傾向にある。室内にはシンボルツリー、きのこの椅子、葉っぱ型の机と椅子、天井には空に浮かぶ雲が描かれているほか、授乳コーナーやおむつ交換台も設置されており、利用者からは『1日中安心してくつろげる空間』であるとして好評を得ている。【資料A-2-1】

イ あそびの森

子育て支援教育プログラム「あそびの森」【資料A-2-2】は、もともと短期大学部幼児教育専攻（平成24(2012)年までは児童教育学科）での、平成15(2003)年度から地域との共生をテーマとして、短期大学の理念・特性を生かした子育て支援のあり方と、支援業務をいかに学生育成に繋げるかについて試行錯誤を試み、子育て支援教育プログラム「あそびの森」を企画し、広く地域の親子に開放することから始まっている。「あそびの森」の活動は、短期大学部でのプログラム開始から数えると本年度で11年目となり、子ども発達学科は、平成21(2009)年度に参加して以後共同の運営となり、今後もさらなる発展の可能性が広がっている。この間の利用者は延べ2万人を越し、子育て支援活動に積極的に取り組む本学の姿勢を強く地域社会に示している。

(ア)「あそびの森」の概要

この子育て支援プログラム「あそびの森」の特色は、本学の保育実習室を核として、

未就学児（原則）とその親に遊びのプログラムを提供し、その支援には授業の一環として学生が行うところにある。学生が、親と子に関わる実践的体験を積む中で、自然に人間的成長を遂げ、更に、地域の子育て支援にも貢献できる内容となっている。「あそびの森」の理念は、「子育て親育ち・学生の心の育成」である。すなわち、「親は子と遊びを共有することで、その心を深く理解し親自身も成長を遂げることが出来る。また、子どもは親と遊びながら温かさや優しさを感じ、人やものと触れ合って遊ぶ楽しさを知り、豊かに心を耕す。更に、学生も遊びの支援を通して、実習では経験が出来ない、親と子の繋がりを間近に体験する。」ということであり、こういった教育方法は、子育て支援に関する社会貢献のみならず、学生の心の育成に良い影響を与え、教育理念に即した保育者・教育者としての有為な人材育成に大きく寄与している。

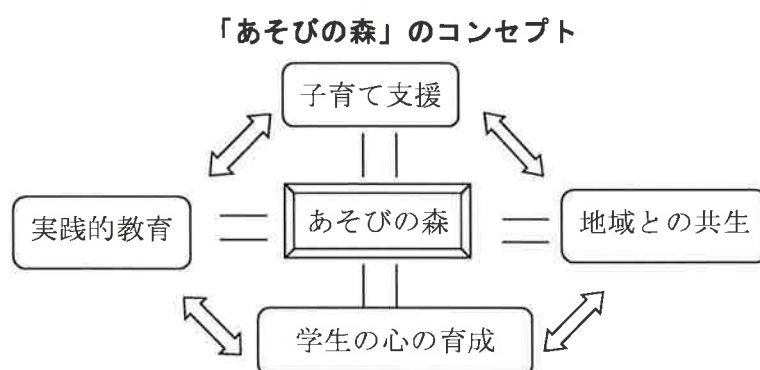


図 A-2-1 「子育て・親育ち・学生の心の育成」

（イ）「あそびの森」の実施状況

開設以来「あそびの森」は、地元幼稚園間の交流会の開催、食育面の子育て支援活動として食物栄養学科(現東海学院大学健康福祉学部管理栄養学科)との共同プログラムの実施、保護者対象の子育て相談の場「子育て懇話会」、幼稚園・保育所や福祉関係のイベント等での公演「ペープサート劇を観る会」(出張「あそびの森」)、総合演習での地域連携行事(ボランティア学生の派遣と活動)等を順次加え、年々発展をとげ、参加者の多様なニーズに応えながら、その内容を多様化させている。ただし、土曜日に授業を定期的に行うことが出来なくなったため、「あそびの森」の活動が不定期的となったことが課題である。

ウ 救護ボランティアサークルの活動

令和元(2019)年6月より救護ボランティアサークルが発足し、4カ月間で3件のイベント救護に携わった。現在は人間関係学部心理学科救急救命分野より83名、健康福祉学部総合福祉学科より2名、合計85名の学生が在籍している。このサークルの理念はボランティアを通して地域貢献をすること、救護を実施する事で医療・福祉系の学生として技術・知識の向上及びモチベーションの向上である。

今までに大学の近くにある尾崎団地の自治連合会より夏祭りイベントと45周年記念イベントの救護依頼があり、それぞれのイベントに学生6名と顧問1名で救護要員とし

て参加した。また、同じ岐阜県内で行われた揖斐川町のいびがわマラソンにも実行委員会より依頼があり、コース監視及び救護要員として16名で参加した。

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

「東海えほんの森」と「あそびの森」の活動は、地域在住の乳幼児と保護者、近郊幼稚園・保育園の園児に「絵本に親しむ場」「交流の場」の提供や、大学の子ども発達学科及び短期大学部幼児教育学科の学生に対して「教育実践の場」を提供することで、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供を積極的かつ効果的に行っていると言える。この二つの活動は、子育て支援に関する社会貢献のみならず、学生に専門教育として良い影響を与え、保育者・教育者としての有為な人材育成に大きく寄与するものと考え、今後も推進していく。

図書館については、学生や教職員の使用以外の空き時間を利用して、可能な限り広く地域に開放している。図書館では大セミナー室や大ホールを、教員の研修、地域住民対象の公開講座など生涯教育の場として提供している。講義室等の教室、体育関連施設及び図書館の地域開放については、今後も利用規程等に則り、学内利用に支障のない範囲において積極的な対応を推進する。

【エビデンス集 資料編】

【資料 A-2-1】 平成 30（2018）年度「東海えほんの森」活動報告

【資料 A-2-2】 平成 30（2018）年度あそびの森プログラム一覧

【基準 A の自己評価】

子育て支援関連施設については、学内において幼児教育の授業やサークル活動に利用する中で、多くの学外利用があることは地域に対し大いに貢献しているものと評価できる。

また、救護ボランティアサークルの活動は学生に教室で得られない貴重な実務経験を与えている。学生も教員も地域での人的ネットワークを確実に広げていく効果もある。学生の就職力、教員の教育力を大きく伸ばしているため、評価できる。

基準 B. 公開講座

B-1 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

B-1-① 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア 公開講座

公開講座は「社会貢献委員会規程」【資料 B-1-1】に基づき、「本学の教育研究の成果を広く市民に開放し、地域社会の教育と文化の向上に資する」ことを目的として、毎年概ね 6 講座を無料で実施しているが、平成 30(2018)年度には 9 講座を開いた。平成 8(1996)年度からは岐阜市の生涯学習講座「長良川大学」や、各務原市の同「木曾川アカデミー」との連携のもとに実施し、地域住民の学習活動を総合的に支援する役割も担っている。結果として本学の知名度も高まり、参加者同士の交流にも繋がっている。また、リピーターも多く評判が高い。公開講座の実施に当たっては、社会貢献委員会が、企画、運営、広報等を担当している【資料 B-1-2】。

イ 地域貢献における教育事業

平成 28(2017)年度より管理栄養学科にて本学主催の「東海地区理科研究発表会」を高校生の理科教育支援のために開催しており、本年度で第 4 回目となる。岐阜県、三重県、愛知県から 200 名を超える高校生が毎年参加し、アクティブラーニングの場として有用な活動となっている。

岐阜県先端科学技術体験センター（サイエンスワールド）にて、年 2 回（7 月と 2 月）管理栄養学科の学生が「大学生サイエンスフェスティバル」に体験ブースを出展し、理科の楽しさを伝える活動を継続的に行っている。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

公開講座については、現在、全回受講された受講者に対してのみ、その達成感を味わってもらえるように「公開講座受講証」を発行している。今後も受講者の声をアンケート調査等から拾い上げ、講座のテーマや内容の設定、開催時期や時間等を検討し、積極的に行っていく。公開講座等による来学者に対して「図書館利用カード」を積極的に案内するなどの地道な活動を続けており、それが近年における学外者の利用者増に結びついていると思われる。

「東海地区理科研究発表会」は定着してきたので、地域の高等学校の期待に応じてこれからも継続していく予定である。

【エビデンス集 資料編】

【資料 B-1-1】 東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規程

【資料 B-1-2】 東海学院大学公開講座内容 平成 30（2018）年度

【基準Bの自己評価】

公開講座の企画は、社会貢献委員会によって時宜を得たテーマ設定や、テーマに沿った講師選定、広報活動等の方針が審議され、役職者会議、教授会において決定され開催されているが、毎年多くの受講者数を記録し、受講者の約70%以上が前年度までのリピーターであることから、地域から一定の評価を得た活動であると言える。

本学は以前から文科系大学だという印象が定着しているが、管理栄養学科や臨床工学技士など、理科教育も実施されていることをより広く認識されたいことから、平成27(2015)年度より理科研究発表会や科学館などにおけるワークショップを積極的に実施している。「東海地区理科研究発表会」は特に、参加する学生や教員の満足度は非常に高いゆえ、地域の高等学校に対する貢献だけではなく、本学を理科系の生徒の進学先として認識させているので、大いに評価できる。

V. 特記事項

1. 産学官連携事業

地元各務原市特産の各務原にんじんの普及とPRを目的として、平成29(2017)年4月8日、各務原市、JAぎふ、各務原商工会議所と本学において産学官連携協定を締結し、以降様々な活動に取り組んでいる。

健康福祉学部管理栄養学科の学生が、JAぎふから各務原にんじんの提供を受け、お菓子や商品を開発し、毎年6月に学生の考案したお菓子や商品の商品化試食検討会を本学にて開催している。商品化試食検討会には各務原市長のほか、市内外から多く事業者も参加し、現在までに20種類以上を商品化している。中には全国展開したUHA味覚糖コロロかかみがはらにんじんスムージーやパスタ、防災パンもある。平成29(2017)年度以降毎年6月と11月にイオンモールなどで『各務原にんじん大収穫祭』を開催し、新商品を広く市民の方に知っていただく活動も各務原市農政課と行っている。

また、商品化以外にも各務原にんじんのレシピ開発にも力をいれており、レシピ本『各務原にんじん60』を作製し、市内の小中学生すべてに配布している。さらに各務原市広報課と連携し各務原市HPやクックパッド(各務原市)にも週1回および月1回のペースでレシピを提供している。また、YouTube(各務原市)にも月1回の料理動画、アニメーションかかみがはらにんじんのうたを掲載している。

これらの活動をより活性化させるため、人間関係学部子ども発達学科で「かかみがはらにんじんのうた」「ニンジン、スキッ!」の2曲を作詞作曲し、同学科にてこれらの曲に合わせて子どもの手遊び歌、高齢者健康増進体操を開発し、歌をCD化し各務原市にて無料で市民に配布している。市内小学校にて、食育活動に有効に活用されている。

各務原市子育て支援課とは、11月24日(いいにんじんの日)に合わせて市内全公立保育所にて、管理栄養学科の学生の考案した各務原にんじん給食が提供され、子ども発達学科および短期大学部幼児教育学科の学生と一緒に市内の全公立保育所にて平成30(2018)年度より継続してイベントを行っている。

さらに各務原市介護保険課との連携により、管理栄養学科の学生が各務原にんじん介護食を開発、市内高齢福祉施設の方をお招きし、試食検討会を開催している。試食会にて採用された献立は、11月24日(いいにんじんの日)付近に市内高齢福祉施設にて実際に提供される。健康福祉学部総合福祉学科と管理栄養学科の学生が実際に各施設を訪問し、高齢者健康増進体操「ニンジン、スキッ!」を含むイベントを開催し、高齢者の健康増進にも専門性を活かした活動を展開している。令和元(2019)年には、岐阜県および岐阜県社会福祉協議会と連携し、「来て・見て・ふれて福祉ワールド」イベントでも開発した介護食各務原にんじんチーズケーキの提供、高齢者健康増進体操披露(短期大学部幼児教育学科)、フレイル栄養相談を行っている。

各務原市高齢福祉課とは認知症カフェの支援を毎年6月と11月の年2回行っており、管理栄養学科および総合福祉学科、短期大学部幼児教育学科の学生による各務原にんじんの講話と体操を提供している。

また管理栄養学科において農林水産省の後援を受け「高校生のための各務原にんじん料理教室2018」「中高生のための各務原にんじん料理教室2019」を開催し、第三次食育推進基本計画に則った食育活動の推進を行っている。

さらに令和元(2019)年には、管理栄養学科において「各務原にんじん世界高血圧デー」「各務原にんじん世界糖尿病デー」、7月と9月には「各務原にんじん子ども食堂」も開催し、あらゆる世代の方に各務原にんじんの普及と啓発さらには健康増進についての活動を展開している。

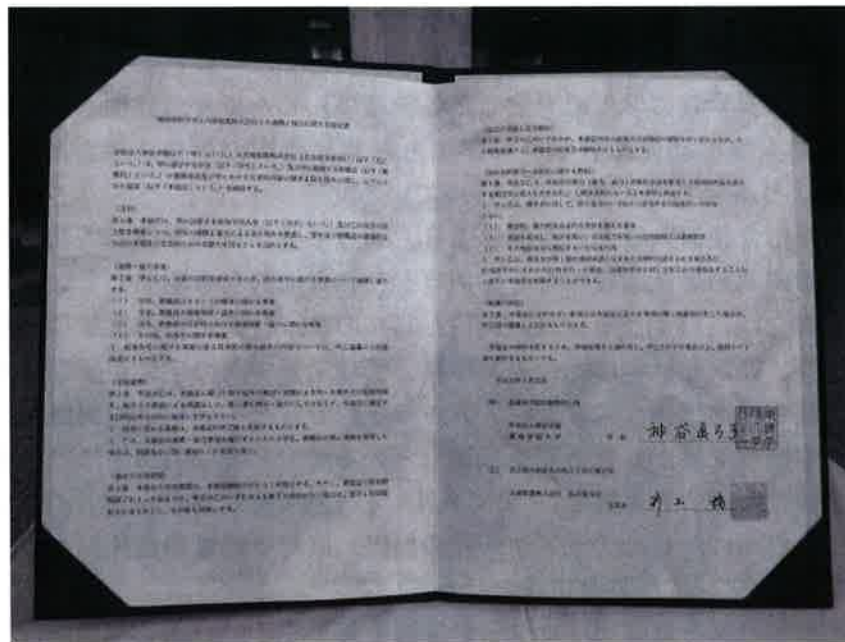
なお、これらの取り組みは厚生労働省令和元(2019)年度「地域発！いいもの」の事業に選定された。

各務原市いきいき楽習課と連携し管理栄養学科において市民講座「各務原にんじん講座」を40講座展開しており、多くの市民からの依頼を受けている。

2. SDGs（持続可能開発目標）達成への取り組み

平成31(2019)年4月からは「食・農・環境マインド育成プロジェクト」を管理栄養学科にて立ち上げ、JAぎふおよび岐阜農林事務所、各務原市農政課、各務原市環境政策課の協力の下300坪の東海学院大学試験圃場にて、調理実習の食品残さから堆肥を作り、畑で年間20種類の作物を栽培している。この野菜は本学主催の環境イベント「第1回かかみがはら環境フェア」「クールアースデー」で利用するほか、イオンモール各務原に出荷し、流通についても学ぶ機会を得ている。さらに収穫した野菜を味噌や各務原キムチに加工し、流通加工についても広く産学官連携にて展開している。

このように地元特産の各務原にんじんの連携協定は特産品の六次産業化にとどまらず、大学の専門性を活かすかたちで、学部学科を超えて全学的な活動として広がっている。



図V-1 東海学院大学 大塚製薬株式会社 包括的連携協定書

東海学院大学

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的については、本学学則第 2 条に規定するとともに学生便覧に明記している。	1-1
第 85 条	○	本学学則第 4 条に健康福祉学部及び人間関係学部の目的を規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は、本学学則第 20 条に規定し、学生便覧に明記している。	3-1
第 88 条	○	本学学則第 20 条第 2 項に規程している。	3-1
第 89 条	○	本学学則第 32 条（早期卒業）に規定し、所定の単位（卒業要件単位）を習得した者には、卒業を認め、学士の学位を授与している。	3-1
第 90 条	○	入学資格は、本学学則第 40 条に規定し、本条で定められた大学入学資格を有する者は、本学の入学試験の受験を可能としている。	2-1
第 92 条	○	本学では、本条で定められている、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員の配置を行っている。本学の役職に関しては、本学役職者会議規定に示してある。 教職員の採用及び昇任は、「教員選考基準」を定め、「教員選考基準の基づく選考委員会規定」に基づいて厳正に行っている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	本学教授会規定で審議事項を明確に規定し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる場として、教授会を置いている。	4-1
第 104 条	○	本学学則第 31 条（卒業及び学位の授与）で規定し、卒業要件を満たした者に学士（総合福祉学、栄養学、心理学、子ども学）を授与している。また、本学大学院学則第 18 条（修士課程の修了及び学位の授与）で規定し、大学院の課程を修了した者に対し修士（心理学）の学位を授与している。	3-1
第 105 条	—	該当しない。	3-1
第 108 条	—	該当しない。	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価については、点検・評価委員会を設置して、組織的な体制を整え、自己点検・評価を実施して公表を行っている。	6-2
第 113 条	○	大学ホームページに大学研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	専任の事務職員を配置している。組織規程を制定して、組織的な運用を行っている。	4-1 4-3
第 122 条	○	編入学は、本学学則第 47 条に規定している。	2-1

東海学院大学

第 132 条	○	編入学は、本学学則第 47 条に規定している。	2-1
---------	---	-------------------------	-----

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	本条で求められている記載事項は、本学学則で規定し、学生便覧に明記している。	3-1 3-2
第 24 条	○	本学学則、学生便覧、履修のてびき、シラバスで必要な事項を規定して学生に示し、学生に係る書類作成については、大学局教務課で適切に行っている。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒については、本学学則第 73 条に規定し、訓告、停学及び退学について定めている。	4-1
第 28 条	○	学園で文書管理規則を制定し、本学にとって必要な表簿は概ね備え、表簿及び記録の保存も適切に行っている。	3-2
第 143 条	—	該当しない。	4-1
第 146 条	○	本学学則第 48 条（既修得単位の認定）で規定し、適切に運用している。	3-1
第 147 条	○	修業年限の特例による卒業認定の要件については、本学学則第 32 条（早期卒業）で規定し、適切に運用している。	3-1
第 148 条	—	該当しない。	3-1
第 149 条	—	該当しない。	3-1
第 150 条	○	本学学則第 40 条（入学の資格）で規定し、本条で定められた大学入学資格を有する者は、本学の入学試験の受験を可能としている。	2-1
第 151 条	—	該当しない。	2-1
第 152 条	—	該当しない。	2-1
第 153 条	—	該当しない。	2-1
第 154 条	—	該当しない。	2-1
第 161 条	○	本学学則第 47 条に規程している。	2-1
第 162 条	○	本学学則第 46 条に規程している。	2-1
第 163 条	○	本学学則第 36 条の定めにより、学年は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。また、学則第 37 条により、学年を分けて 2 学期としている。	3-2
第 164 条	—	該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	学生便覧及び履修のてびきに本学の教育の理念と健康福祉学部並びに人間関係学部の教育目的を踏まえた「ディプロマ・ポリシー」として卒業要件と到達目標を示し、目標を達成するための「カリキュラム・ポリシー」として教育課程の基本方針、およびこれらの方針を実現するために本学の求める「アドミッシ	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3

東海学院大学

		ョン・ポリシー」を明記して、3つのポリシーの整合性と一貫性を確保している。	
第166条	○	自己点検・評価については、点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価事項を定め委員会規定を整備して、組織的な体制を整えて行っている。	6-2
第172条の2	○	本条各項に定める大学の教育研究上の目的、3つの方針、教育研究組織、教員組織、収容定員・在学生数、卒業生の進路状況、教育課程とシラバス、卒業要件、教育研究環境、授業料・入学金等の徴収費用等についてホームページ他多様な媒介手段を用いて広く学内外に情報を公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第173条	○	3月20日を卒業証書・学位授与式として、毎年、卒業証書・学位記を授与している。	3-1
第178条	○	編入学は、本学学則第47条に規定している。	2-1
第186条	○	編入学は、本学学則第47条に規定している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	本学は、開学後31年が経過し、本条の趣旨に則り、その他法令の遵守に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	本学学則第2条（目的）に東海学院大学としての目的、本学学則第6条に健康福祉学部、本学学則第7条に人間関係学部の目的を定めている。これを踏まえ、総合福祉学科・管理栄養学科・心理学科・子ども発達学科の教育目標を定め、学生便覧、履修のてびき等に明記している。	1-1 1-2
第2条の2	○	本学学生募集・入学試験委員会規定および本学学生募集・広報専門部会規則を制定し、公正かつ妥当な方法により、入学者の選抜ができる体制を整えている。	2-1
第2条の3	○	大学運営に係る各種委員会を教員および事務職員で構成し、教職員の協働のもと、十分な学修支援ができる体制を整えている。	2-2
第3条	○	本学健康福祉学部の教員研究組織として、基礎教育分野および専門分野に専任教員を配置している。総合福祉学科は、設置基準上必要な専任教員12人に対し、専任教員14人を配置している。管理栄養学科は、設置基準上必要な専任教員10人に対し、専任教員24人を配置している。 本学人間関係学部の教員研究組織として、基礎教育分野および専門分野に専任教員を配置している。心理学科は、設置基準上必要な専任教員7人に対し、専任教員27人を配置している。子ども発達学科は、設置基準上必要な専任教員6人に対し、専	1-2

東海学院大学

		<p>任教員 16 人を配置している。</p> <p>設置基準上学部全体として必要な専任教員 52 人に対し、専任教員 82 人を配置し、教員研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数も確保されている。</p>	
第 4 条	○	<p>本学健康福祉学部は総合福祉学科と管理栄養学科を設け、人間関係学部では心理学科と子ども発達学科を設け、各学科ともに大学設置基準第 3 条に示した教育研究するに必要な組織を備えている</p>	1-2
第 5 条	—	該当しない。	1-2
第 6 条	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	<p>本学が授与する学位は総合福祉学科においては学士（総合福祉学）、管理栄養学科においては学士（栄養学）、心理学科においては学士（心理学）、子ども発達学科においては学士（子ども学）であり、この教育研究上の目的を達成するために教員組織〇〇人を置いている。各学科の教育研究の実施にあたり、各学科長のもとで各教員の専門分野および職位に基づいた役割分担と責任を明確にし、学科会議や各委員会を定例化し、教員研究上必要な連携体制を確保している。教員の年齢構成は 20 歳代から 70 歳以上まで偏ることなく幅広い。</p>	3-2 4-2
第 10 条	○	<p>各学科の教員上主要と認める授業科目については、専任の教授または准教授が担当している。主要授業科目以外の授業科目についても、できる限り専任の教授、准教授または講師に担当させている。演習・実験・実習を伴う授業科目については、助教および助手が補助を行っている。</p>	3-2 4-2
第 11 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 12 条	○	<p>本学専任 79 人全員が本学の教育研究に従事するものである。</p>	3-2 4-2
第 13 条	○	<p>本学健康福祉学部専任教員数は 38 人であり、本条別表第 1・別表第 2 から算出される専任教員数 22 人以上を満たしている。現在、総合福祉学科は専任教員数 14 人、管理栄養学科が 24 人である。この内、教授数は総合福祉学科で 6 人、管理栄養学科で 9 人であることから、設置基準別表第 1 の備考 1 による教授人数 11 人以上満たしている。</p> <p>本学人間関係学部専任教員数は 41 人であり、本条別表第 1・別表第 2 から算出される専任教員数 13 人以上を満たしている。現在、心理学科は専任教員数 25 人、子ども発達学科が 16 人であ</p>	3-2 4-2

東海学院大学

		る。この内、教授数は心理学科で9人、子ども発達学科で5人であることから、設置基準別表第1の備考1による教授人数7人以上を満たしている。	
第13条の2	○	学長は、本学基本規則第13条において要件を示し、適切に大学運営を行っている。	4-1
第14条	○	教授は、本学教員選考基準において、教授の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第15条	○	准教授は、本学教員選考基準において、准教授の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第16条	○	講師は、本学教員選考基準において、講師の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第16条の2	○	助教は、本学教員選考基準において、助教の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第17条	○	助手は、本学教員選考基準において、助手の資格として、本条各項を規定している。	3-2 4-2
第18条	○	収容定員は、学科を単位とし、学部ごとに本学学則で定め、学生数を適正に管理している。	2-1
第19条	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを設定し、体系的な教育課程を編成し、建学の精神を具現化する教育を展開している。	3-2
第20条	○	学科ごとに、教養科目、学部共通科目、専門基礎科目、専門科目、自由科目の必修科目、選択科目を設定し、体系的に学修できるように年次ごとに科目を配当している。	3-2
第21条	○	一単位の取得には45時間の学修が必要であることを、本学学則第19条で規定している。また、「履修のてびき」に記載し、自習が必要であることを明記している。また、各科目のシラバスに事前学習・事後学習の内容を明示し、自学自習を求めている。	3-1
第22条	○	「履修のてびき」に学事日程を記載し、授業開始期間、定期試験期間等を明記している。	3-2
第23条	○	「履修のてびき・シラバス」に授業期間を明示するとともに、シラバスの各科目欄には、授業回数と各回の内容を記載している。学生には、時間割を配布し、規定の授業回数を実施することを示している。また、曜日によって、規定の実施回数ができない時は、授業振替を行う等して、授業回数の確保をしている。	3-2
第24条	○	各学科の講義科目は、1学年毎で受講するものもある。総合福祉学科の演習・実習科目は、1クラス20名以内で授業を行っている。教育効果を十分に上げられる人数で実施している。	2-5
第25条	○	すべての授業が、本条で示される方法で行われている。	2-2 3-2

東海学院大学

第 25 条の 2	○	成績評価基準は、本学学則第 25 条及び履修のてびき・シラバスに明記しており、その基準に沿って評価を行っている。	3-1
第 25 条の 3	○	本学は、授業内容及び方法の改善を図るため、FD 委員会の企画の下、FD 研修会、相互授業参観、学生による授業アンケートを年間計画し実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	○	生成評価の方法と単位の授与については、本学学則第 24 条及び第 25 条で規定されている。	3-1
第 27 条の 2	○	本学学則第 23 条に履修の要件を規定し、詳細については、各学科別表教育課程の欄外に 1 年間の履修の登録の条件を 49 単位と定めている。	3-2
第 28 条	○	本学学則第 48 条に規定している。	3-1
第 29 条	○	本学学則第 48 条に規定している。	3-1
第 30 条	○	本学学則第 48 条に規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 31 条	○	本学学則第 65 条に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業要件については、本学学則第 22 条に規定し、必要な単位の詳細については、別表に明記している。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	○	68,332 m ² の校地面積を有し、校舎内には学生が休憩・交流できる学生控室を有している。	2-5
第 35 条	○	17,817 m ² の運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	本条で求められている校舎については、本学の規模に応じた学長室、会議室、事務室、教室、研究室、図書館、体育館等を有している。	2-5
第 37 条	○	68,332 m ² の校地面積を有し、大学設置基準を上回る面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は、10,445 m ² を有し、大学設置基準を上回る面積を有している。	2-5
第 38 条	○	図書館に、教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等を備えている。蔵書数は約 24,000 冊、電子ジャーナル・オンラインデータベース、視聴覚資料を揃えている。更に、閲覧席 368 席を整備している。	2-5
第 39 条	○	本学学則第 68 条に規定している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当しない。	2-5
第 40 条	○	総合福祉学科、管理栄養学科及び心理学科の教育研究に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当しない。	2-5

東海学院大学

第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するのに必要な施設・設備を整備し、教育環境の充実を図っている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	本学学則第 2 条に本学の目的を明示し、本学の大学・学部の名 称更に管理栄養士養成のための管理栄養学科、ソーシャルワー カー養成のための総合福祉学科、幼保・小学校教員養成のため の子ども発達学科の各名称は適当であり、教育研究上の目的に ふさわしい物である。	1-1
第 41 条	○	専任の職員等を配置し、総務部、教学部、入試広報部の 3 部体 制で事務局を構成している。	4-1 4-3
第 42 条	○	学生の厚生補導を行うため、教学部学生生活課に学生支援担当 の職員を配置し、専任教員と共に学生生活委員会を組織してい る。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	学生の就職支援を行うため、教学部学生就職課、学生就職委員 会、学部学科、担任が密に連携する体制をとっている。	2-3
第 42 条の 3	○	職員の資質・能力向上を図るための SD 研修会に積極的に参加す るよう支援している。	4-3
第 43 条	○	ネットワーク大学コンソーシアム岐阜に加盟し、他大学の科目 の一部を履修することができる。	3-2
第 44 条	○	ネットワーク大学コンソーシアム岐阜で履修した他大学の科目 の単位を取得できる。	3-1
第 45 条	○	本学学則第 30 条に規定している。	3-1
第 46 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当しない。	2-5
第 48 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条	—	該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当しない。	4-2
第 57 条	—	該当しない。	1-2
第 58 条	—	該当しない。	2-5
第 60 条	—	該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	本学学則第 22 条で卒業要件単位を規定し、第 31 条において卒業	3-1

東海学院大学

		及び学位の授与を規定している。	
第 10 条	○	総合福祉学科は「総合福祉学」、管理栄養学科は「栄養学」、心理学は「心理学」、子ども発達学科は「子ども学」の学位（学士）を授与している。	3-1
第 13 条	○	本学学則に、教育課程、履修方法、卒業要件並びに学位等に関して規定しており、この学則を文部科学省に提出している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 35 条	○	学校法人神谷学園の役員は、寄附行為第 6 条の定めにより、理事 7 人以上 10 人以内、監事 2 人以上 3 人以内で構成し、理事会において理事長を選任することとなっている。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会は寄附行為第 16 条の定めにより、寄附行為第 7 条に定める理事によって構成し、定期的に理事会を開催し、学校法人の業務を決し、理事の職務執行を監督している。	5-2
第 37 条	○	理事長は寄附行為第 12 条の定めにより、この法人を代表し、その業務を総理している。また、寄附行為第 14 条の定めにより、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順序に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行うことと規定している。さらに監事は寄附行為第 15 条にその職務を規定し、厳正にその職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任は寄附行為第 7 条第 1 項の定めにより、一、東海学院大学学長及び東海学院大学短期大学部長、二、評議員のうちから評議員会において選任された者 2 人以上 4 人以内、三、学識経験者のうちから理事会において選任された者 3 人以上 4 人以内と規定している。	5-2
第 39 条	○	監事の兼職については、寄附行為第 8 条において、理事、職員又は評議員以外の者を理事会において選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任することとなっている。	5-2
第 40 条	○	役員の補充については、寄附行為第 10 条に規定している。	5-2
第 41 条	○	評議員会については、寄附行為第 16 条の定めにより 17 人の評議員をもって組織することとなっている。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項については、寄附行為第 21 条の定めにより、一、予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金、二、事業計画、三、予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、四、寄附行為の変更、五、合併、六、目的たる事業の成功の不能に因る解散、七、寄附金品の募集に関する事項、八、	5-3

東海学院大学

		その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるものと規定しおり、適正に運営されている。	
第 43 条	○	評議員会の意見具申等は寄附行為第 22 条の定めにより、適切に行われている。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任は、寄附行為第 23 条により、一. この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任された者 7 人、二. この法人を設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものうちから、理事会で選任した者 2 人、三. 理事会のうちから理事の互選によって選任した者 4 人、四. 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 8 人と規定している。	5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更については、寄附行為第 41 条に規定し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならないとし、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届けなければならないとしている。	5-1
第 46 条	○	寄附行為第 34 条第 2 項の定めにより、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないとしている。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧については、寄附行為第 35 条の定めにより、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を作成しなければならないとしている。	5-1
第 48 条	○	学校法人神谷学園の会計年度は、寄附行為第 37 条の定めにより、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本学大学院学則第 1 条に建学の精神及び目的、第 4 条に専攻の目的を明示している。	1-1
第 100 条	○	本学大学院学則第 3 条に研究科、課程及び専攻について規定している。	1-2
第 102 条	○	本学大学院学則第 22 条に入学資格について規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
--	------	---------	--------

東海学院大学

第 155 条	○	本学大学院学則第 22 条に入学資格について規定している。	2-1
第 156 条	—	該当しない	2-1
第 157 条	○	本学大学院学則第 22 条に入学資格について規定し、入試要項にも記載し、周知を図っている。	2-1
第 158 条	○	入学者選抜合否判定委員会にて審議して、役職者会議及び教授会に報告している。	2-1
第 159 条	○	本学大学院学則第 22 条に入学資格について規定している。	2-1
第 160 条	○	本学大学院学則第 22 条に入学資格について規定している。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	本学大学院学則でその目的を明示し、第 2 条において自己点検及び評価について規定し、大学院としての水準を維持・向上させている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	本学大学院学則第 1 条及び第 4 条で教育研究上の目的と人材育成について明示している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	本学大学院学則第 22 条で入学資格、第 23 条で入学者の決定、第 24 条で入学の志願手続きを規定し、適切に運用している。	2-1
第 1 条の 4	○	大学に専任の職員等を配置し、総務部、教学部、入試広報部の 3 部体制で事務局を構成している。	2-2
第 2 条	○	本学大学院学則第 3 条に修士課程の設置が規定されている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当しない。	1-2
第 3 条	○	修業年限は、本学大学院学則第 5 条第 1 項で標準修業年限を 2 年と規定している。	1-2
第 4 条	—	該当しない。	1-2
第 5 条	○	本学大学院人間関係学研究科修士課程に臨床心理学専攻を置き、12 人の兼任教員を配置している。	1-2
第 6 条	○	本学大学院では臨床心理学専攻のみを置いている。	1-2
第 7 条	○	本学大学院学則第 39 条により、研究施設として「東海学院大学大学院心理臨床センター」を設け、緊密な連携のもと運用されている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	○	本学大学院修士課程の収容定員は 14 名で、兼任教員は 12 名を配置している。また、教育研究を遂行するに当たっては本学大学院学則に則り適切に行っている。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	研究教育上の目的を達成するために、適切に教員を配置してい	3-2

東海学院大学

		る。	4-2
第9条	○	大学院に配置された教員のうち、博士の学位を持つものが10名おり、本条で規定される基準は満たされている。	3-2 4-2
第10条	○	本学大学院学則第7条で収容定員を14名と定めている。	2-1
第11条	○	本学大学院学則別表において、教育課程を明示するとともに教育研究上の目的を達成するために適切に編成されている。	3-2
第12条	○	ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの基づいて適切に実施されている。	2-2 3-2
第13条	○	研究指導は、大学設置基準第9条に基づく教員によって適切に行われている。	2-2 3-2
第14条	—	該当しない。	3-2
第14条の2	○	シラバスにおいて、学修期間、内容、評価基準等は明示され、適切に実施されている。	3-1
第14条の3	○	FD委員会による授業相互参観、学生による授業アンケートなど組織的な改善に取り組んでいる。	3-3 4-2
第15条	○	本学大学院学則第5条で標準修業年限及び在学年限、第6条で長期にわたる教育課程の履修、第7条で収容定員等、第8条で学年、学期及び休業日、第9条で教育方法、第10条で教育方法の特例、第11条で授業科目及び単位、第12条で単位の計算方法、第13条で履修方法、第14条で他の大学院における授業科目の履修、第15条で入学前の既修得単位の認定、第34条で科目等履修生とうについて規定し適切に運用している、	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	修士課程の修了及び学位の授与は本学大学院学則第18条に規定され、適切に実施されている。	3-1
第17条	—	該当しない。	3-1
第19条	○	大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えている。	2-5
第20条	○	教育研究の目的を達成するために必要な器具等を備えている。	2-5
第21条	○	教育研究上の目的を達成するために、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備えている	2-5
第22条	○	教育研究上の目的を達成するために図書館等の施設を共用している。	2-5
第22条の2	—	該当しない。	2-5
第22条の3	○	大学院棟を整備するなど教育研究を遂行するための環境整備に取り組んでいる。	2-5 4-4
第22条の4	○	臨床心理学領域の専門的知識と技量及び豊かな人間性を有する人材を育成することを目的とした専攻であり、「臨床心理学専攻」という名称は適切である。	1-1

東海学院大学

第 23 条	—	該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当しない。	2-5
第 25 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条	—	該当しない。	3-2
第 27 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当しない。	2-5
第 30 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 31 条	—	該当しない。	3-2
第 32 条	—	該当しない。	3-1
第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当しない。	4-2
第 42 条	○	大学に専任の職員等を配置し、総務部、教学部、入試広報部の 3 部体制で事務局を構成している。	4-1 4-3
第 43 条	○	F D 委員会による研修会への参加、国内外への研修参加など研修の機会を設けている。	4-3
第 45 条	—	該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当しない。	1-2
第 3 条	—	該当しない。	3-1
第 4 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 5 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 6 条	—	該当しない。	3-2

東海学院大学

第7条	—	該当しない。	2-5
第8条	—	該当しない。	2-2 3-2
第9条	—	該当しない。	2-2 3-2
第10条	—	該当しない。	3-1
第11条	—	該当しない。	3-2 3-3 4-2
第12条	—	該当しない。	3-2
第13条	—	該当しない。	3-1
第14条	—	該当しない。	3-1
第15条	—	該当しない。	3-1
第16条	—	該当しない。	3-1
第17条	—	該当しない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条	—	該当しない。	1-2 3-1 3-2
第19条	—	該当しない。	2-1
第20条	—	該当しない。	2-1
第21条	—	該当しない。	3-1
第22条	—	該当しない。	3-1
第23条	—	該当しない。	3-1
第24条	—	該当しない。	3-1
第25条	—	該当しない。	3-1
第26条	—	該当しない。	1-2 3-1 3-2
第27条	—	該当しない。	3-1
第28条	—	該当しない。	3-1
第29条	—	該当しない。	3-1
第30条	—	該当しない。	3-1
第31条	—	該当しない。	3-2
第32条	—	該当しない。	3-2

東海学院大学

第 33 条	—	該当しない。	3-1
第 34 条	—	該当しない。	3-1
第 42 条	—	該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	修士学位の授与は本学学位規則第 4 条にその要件を明示し、適正かつ厳格に運用している。	3-1
第 4 条	—	該当しない。	3-1
第 5 条	—	該当しない。	3-1
第 12 条	—	該当しない。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	該当しない。	3-2
第 3 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 4 条	—	該当しない。	3-2
第 5 条	—	該当しない。	3-1
第 6 条	—	該当しない。	3-1
第 7 条	—	該当しない。	3-1
第 9 条	—	該当しない。	3-2 4-2
第 10 条	—	該当しない。	2-5
第 11 条	—	該当しない。	2-5
第 12 条	—	該当しない。	2-2 3-2
第 13 条	—	該当しない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校神谷学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	東海学院大学 東海学院大学短期大学部 大学案内 2020	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	東海学院大学学則 東海学院大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2020 年度 入学試験要項	

東海学院大学

【資料 F-5】	学生便覧 2019 年度東海学院大学 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書 学校法人神谷学園 平成 31 (2019) 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 2018 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 東海学院大学 東海学院大学短期大学部 大学案内 2020	資料 F-2 と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧 (規定集目次など) 2019 年度規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度 開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料 理事会資料	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間)、監事監査報告書 (過去 5 年間) 大学ホームページ 財務情報	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ) 2019 年度東海学院大学 履修のてびき	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと) 2020 年度 入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの) 大学ホームページ 情報の公開	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの) 大学ホームページ 情報の公開	

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 I-2-1】	シラバス「基礎ゼミナール I」	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東海学院大学学則 第 1 条 第 2 条 第 4 条 第 6 条 第 7 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-2】	東海学院大学大学院学則 第 1 条 第 4 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-3】	2019 年度東海学院大学 履修のてびき	資料 F-12 と同じ
【資料 1-1-4】	大学ホームページ「教育理念と学部・学科の教育方針」 「点検・評価」	
【資料 1-1-5】	2020 年度入学試験要項 p 2-3	資料 F-4 と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	東林会規約	
【資料 1-2-2】	2019 年度東海学院大学 履修のてびき p1-40	資料 F-12 と同じ
【資料 1-2-3】	2019 年度東海学院大学 学生便覧 p7	資料 F-5 と同じ
【資料 1-2-4】	東海学院大学 東海学院大学短期大学部 大学案内 2020	資料 F-2 と同じ
【資料 1-2-5】	2020 年度 入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 1-2-6】	大学ホームページ「建学の精神、教育理念と学部・学科の教育方針」	

東海学院大学

【資料 1-2-7】	シラバス「基礎ゼミナールⅠ」	
【資料 1-2-8】	平成 28(2016)～令和 2(2020)年度学校神谷法人経営改善計画	
【資料 1-2-9】	大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」	
【資料 1-2-10】	東海学院大学学則 第 4 条 第 31 条	資料 F-3 と同じ
【資料 1-2-11】	2019 年度東海学院大学 履修のてびき	資料 F-12 と同じ
【資料 1-2-12】	大学ホームページ「ディプロマ・ポリシー」	
【資料 1-2-13】	大学ホームページ「大学院ディプロマ・ポリシー」	
【資料 1-2-14】	平成 28 (2016) ～令和 2(2020)年度学校神谷法人経営改善計画	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2020 年度 入学試験要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ「アドミッション・ポリシー」	
【資料 2-1-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・入学試験委員会規程	
【資料 2-1-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 入学試験専門部会規則	
【資料 2-1-5】	東海学院大学入学者選抜可否判定委員会規程	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程	
【資料 2-2-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	
【資料 2-2-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程	
【資料 2-2-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生障害学生支援委員会規程	
【資料 2-2-5】	東海学院大学人権委員会規程	
【資料 2-2-6】	学校法人神谷学園危機管理規則	
【資料 2-2-7】	学校法人神谷学園防災管理規則	
【資料 2-2-8】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	
【資料 2-2-9】	平成 30 (2018) 年度入学前教育課題等送付資料	
【資料 2-2-10】	平成 30 (2018) 年度入学前セミナー実施要項	
【資料 2-2-11】	平成 30 (2018) 年度入学前セミナーアンケート結果	
【資料 2-2-12】	平成 30 (2018) 年度前期・後期ガイダンス等日程	
【資料 2-2-13】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程	
【資料 2-2-14】	平成 30 (2018) 年度前期・後期オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-15】	平成 30 (2018) 年度国家試験・公務員試験等対策プログラム	
【資料 2-2-16】	平成 30 (2018) 年度キャリア形成プログラム	
【資料 2-2-17】	平成 30 (2018) 年度前期・後期学習強化プログラム	
【資料 2-2-18】	受験上および修学上の配慮を必要とする入学志願者の事前相談書	
【資料 2-2-19】	2018 年度入学 身上調査書	
【資料 2-2-20】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針	

東海学院大学

【資料 2-2-21】	平成 30 (2018) 年度保護者教育相談実施要領	
【資料 2-2-22】	平成 30 (2018) 年度 TA による学修支援実施状況	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程	
【資料 2-3-2】	平成 30 年度東海学院大学履修のてびき	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学障害学生支援委員会規程	
【資料 2-4-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生生活委員会規程	
【資料 2-4-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生就職委員会規程	
【資料 2-4-4】	東海学院大学人権委員会規程	
【資料 2-4-5】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生支援センター規程	
【資料 2-4-6】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	
【資料 2-4-7】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程	
【資料 2-4-8】	学生相談室の構想について	
【資料 2-4-9】	人権侵害を受けたら	
【資料 2-4-10】	2019 年度東海学院大学学生便覧 p271	資料 F-5 と同じ
【資料 2-4-11】	学内相談窓口のリーフレット	
【資料 2-4-12】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学クラス担任教員に関する規程	
【資料 2-4-13】	保護者教育相談会資料	
【資料 2-4-14】	オフィスアワー資料	
【資料 2-4-15】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 2-4-16】	障害等に配慮した支援の資料	
【資料 2-4-17】	障害学生の避難訓練資料	
【資料 2-4-18】	ハラスメントに関する相談体制資料	
【資料 2-4-19】	ハラスメント相談の問題解決のプロセスと手順 (フローチャート)	
【資料 2-4-20】	人権講習会資料	
【資料 2-4-21】	意見箱資料	
【資料 2-4-22】	学生生活調査用紙 (令和元 (2019) 年 9 月実施)	
【資料 2-4-23】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予規則	
【資料 2-4-24】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予規則	
【資料 2-4-25】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の入学金免除及び徴収猶予選考基準	
【資料 2-4-26】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学の授業料免除及び徴収猶予選考基準	
【資料 2-4-27】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学奨学生規則	
【資料 2-4-28】	東海学院大学体育会に関する内規	
【資料 2-4-29】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程	
【資料 2-4-30】	東海学院大学同窓会 体育会以外のサークル助成に関する内規	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和元(2019)年度学校基本調査様式 20 号「学校施設調査」回	

東海学院大学

	答	
【資料 2-5-2】	図書館閲覧席数	
【資料 2-5-3】	東海学院大学・東海学院大学短期大学部 公開講座 2018 案内	
【資料 2-5-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学における障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 2-5-5】	令和元(2019)年度第1回消防訓練実施要綱	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	平成 30 (2018) 年度授業アンケート実施資料	
【資料 2-6-2】	令和元(2019)年度学生生活調査(案)	
【資料 2-6-3】	平成 30 (2018) 年度意見箱件数及び回答一覧	
【資料 2-6-4】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学保健センター規程	
【資料 2-6-5】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学生相談室規程	
【資料 2-6-6】	平成 30 (2018) 年度学生健康診断実施要項	
【資料 2-6-7】	平成 30 (2018) 年度保健室業務報告	
【資料 2-6-8】	東海学院大学体育会に関する内規	
【資料 2-6-9】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学学内課外活動に関する取扱規程	
【資料 2-6-10】	東海学院大学同窓会 体育会以外のサークル助成に関する内規	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	2019 年度東海学院大学 履修のてびき p6-7 p22-39 p73-74 p258 p260	資料 F-12 と同じ
【資料 3-1-2】	2019 年度東海学院大学 学生便覧 p16-25 p28-30 p33-34 p36	資料 F-5 と同じ
【資料 3-1-3】	大学ホームページ (建学の精神、教育理念と学部・学科の教育方針)	
【資料 3-1-4】	ネットワーク大学コンソーシアム岐阜ホームページ	
【資料 3-1-5】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学教育研究開発センター規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2019 年度東海学院大学 履修のてびき p1 p14-17 p20-21 p63-64 p257	資料 F-12 と同じ
【資料 3-2-2】	2019 年度東海学院大学 学生便覧 p16-25 p22-39 p111-119 p217-218	資料 F-5 と同じ
【資料 3-2-3】	履修規則 第 26 条～第 137 条	
【資料 3-2-4】	大学ホームページ 「取得できる資格・将来の進路」	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	FD シート	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平成 31 (2019) 年度事務系職員名簿	
【資料 4-1-2】	学校法人神谷学園組織規則	

東海学院大学

4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	東海学院大学学則 第 98 条	資料 F-3 と同じ
【資料 4-2-2】	東海学院大学履修規則	
【資料 4-2-3】	東海学院大学任用規則	
【資料 4-2-4】	学校法人神谷学園教育職員選考規則	
【資料 4-2-5】	東海学院大学役職者会議規程	
【資料 4-2-6】	学校法人神谷学園大学教員等の雇用期間に関する規則	
【資料 4-2-7】	学校法人神谷学園大学教員等の任期に関する規程の運用に関わる細則	
【資料 4-2-8】	東海学院大学大学院教員資格審査基準に基づく資格審査委員会規程	
【資料 4-2-9】	資格審査基準	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	部課長会議資料	
【資料 4-3-2】	保護者教育相談会資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東海学院大学短期大学部 東海学院大学における公的研究費等の適正な使用に関する行動規範	
【資料 4-4-2】	保護者教育相談会資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人神谷学園寄附行為	資料 F-1 と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人神谷学園運営協議会規則	
【資料 5-1-3】	東海学院大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 5-1-4】	東海学院大学役職者会議規則	
【資料 5-1-5】	東海学院大学教授会規則	
【資料 5-1-6】	学校法人神谷学園理事会会議規則	
【資料 5-1-7】	学校法人神谷学園東海学院大学・同短期大学部における個人情報情報の取扱いについて	
【資料 5-1-8】	学校法人神谷学園セクシャル・ハラスメントの防止に関する細則	
【資料 5-1-9】	東海学院大学及び東海学院大学短期大学部人権侵害に関する対処のガイドライン	
【資料 5-1-10】	障害等のある学生支援に関する基本方針	
【資料 5-1-11】	学校法人神谷学園危機管理規則	
【資料 5-1-12】	学校法人神谷学園防災管理規則	
【資料 5-1-13】	東海学院大学及び東海学院大学短期大学部防災マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人神谷学園寄附行為 第 6,7,8,19,21,22,23 条	資料 F-1 と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人神谷学園寄附行為 第 19,21,22,23 条	資料 F-1 と同じ
【資料 5-3-2】	学校法人神谷学園内部監査規則	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	平成 28 (2018) 年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-2】	平成 29 (2018) 年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-3】	平成 30 (2018) 年度学校法人神谷学園事業計画書	

東海学院大学

【資料 5-4-4】	令和元年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-5】	大学ホームページ 「財務情報」	
【資料 5-4-6】	平成 28 (2016) 年度学校法人神谷学園事業報告書	
【資料 5-4-7】	平成 30 (2018) 年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-8】	平成 30 (2018) 年度学校法人神谷学園事業計画書	
【資料 5-4-9】	令和元 (2019) 年度学校法人神谷学園事業計画書	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人神谷学園経理規則	
【資料 5-5-2】	学校法人神谷学園固定資産および物品管理規定	
【資料 5-5-3】	資産運用管理規則	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東海学院大学学則 第 3 条	資料 F-3 と同じ
【資料 6-1-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学点検・評価委員会 規程	
【資料 6-1-3】	東海学院大学 FD 委員会規程	
【資料 6-1-4】	令和元(2019)年度～令和 3(2021)年度自己点検・評価実施部 会の構成について	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	東海学院大学学則 第 3 条	資料 F-3 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 学生募集・入学 試験委員会規程	
【資料 6-3-2】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 入学試験専門部 会規程	
【資料 6-3-3】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学 教務委員会規程	

基準 A. 産学官連携・地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の持っている物的・人的資源を活用した行政および企業との連携		
【資料 A-1-1】	各務原市、JA ぎふ、各務原市商工会議所との産学官連携協定	
【資料 A-1-2】	大塚製薬株式会社とのスポーツ栄養学を含む包括的連携協定	
A-2. 大学の持っている物的・人的資源の活用と社会への提供		
【資料 A-2-1】	平成 30 (2018) 年度「東海えほんの森」活動報告	
【資料 A-2-2】	平成 30 (2018) 年度「東海あそびの森」プログラム一覧	

基準 B. 公開講座

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 大学の持っている人的資源の活用による地域の教養の振興		
【資料 B-1-1】	東海学院大学短期大学部及び東海学院大学社会貢献委員会規 程	
【資料 B-1-2】	東海学院大学公開講座内容 平成 30 (2018) 年度	

令和元年度 自己点検評価書

発行日 2020年3月30日
編集 点検・評価委員会
発行 東海学院大学
〒504-8511
岐阜県各務原市那加桐野町5丁目68番地
Tel 058-389-2200
URL <http://www.tokaigakuin-u.ac.jp/>
印刷 日本印刷株式会社